

440. 2-Sh63ウ



1200500742999



22

33



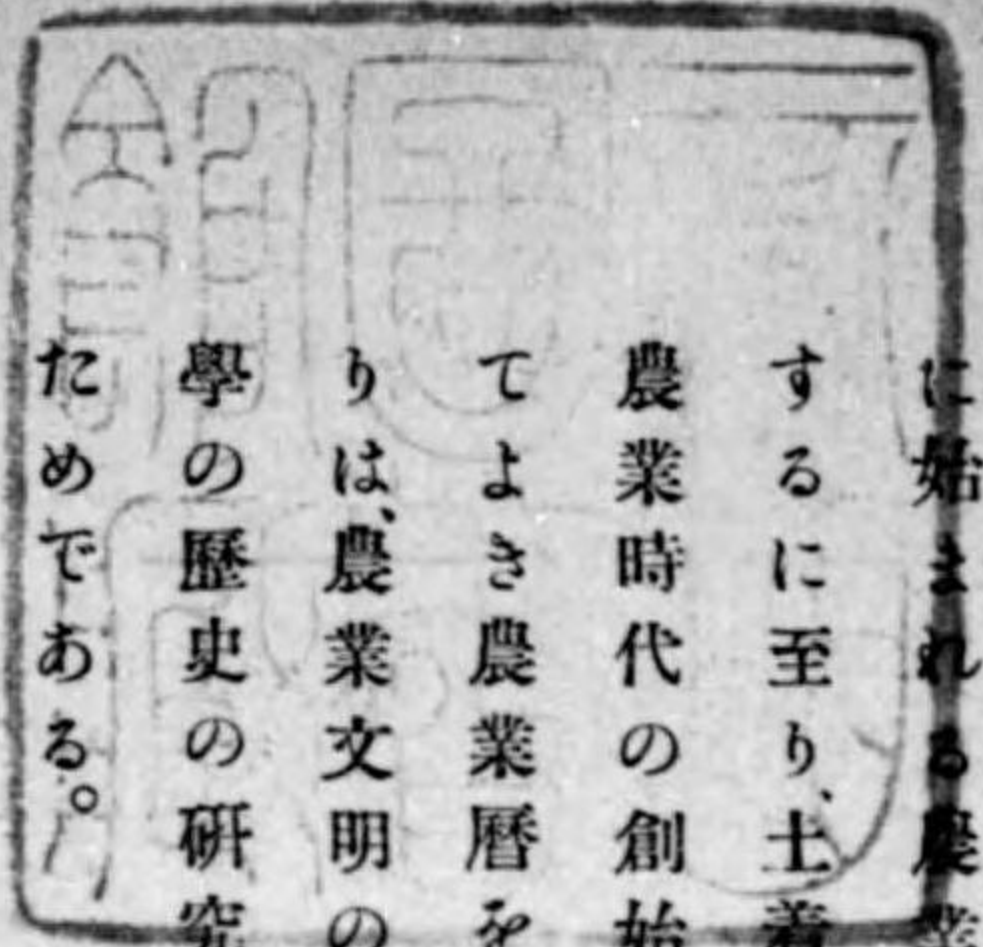
始



1622

~~57758~~

440.2
NH63



自序

天文学は文明の始まりと共に古き學問である。思ふに今日の文明は五千年の昔に始まる農業文明の繼承であり、遊牧生活より農業生活に入りたるがために土着するに至り、土着したがために歴史と文明とを繼承するに至つたものなのであるが、農業時代の創始期に於て農業をして成功せしめたものは、全く天文学の智識によりてよき農業暦を調製することが出来たために外ならぬので、斯くして天文学の始まりは、農業文明の始まり、歴史の始まりと密接に相交渉して居る。古代に於ける天文学の歴史の研究によりて、古代文明の大體を彷彿せしむることが出来るのはこれのためである。

支那上代の天文学の歴史が特に私の興味をひいたのは、なほ加ふるに次の三つの理由があるためである。其一は研究すべき文獻の豊富なること。其二は一部の學者の間には古代支那の天文学は、或は西洋から、或は印度から輸入されたものである

自序

一



といふ説が行はれて居ること。其三は、私の研究したる所によれば、右の説の如きは全く西方かぶれの根據なき誣言に過ぎないので、例へば春秋戰國時代頃を取りて比較すれば、支那の天文学は西洋や印度に比し少くも二百年以上も進んで居ると思はれることである。

二十年の間私を釣つた同じ興味が、恐らく本書の讀者にも均しく作用するに相違ない。私は動もすれば無味乾燥と思はるゝ歴數の堆積をも、東洋文明の淵源に關する論争の基礎的材料として興味を以て踏破されんことを望む。

願れば私が東洋天文学の歴史の研究に着手したのは、明治四十一年頃、狩野博士より堯の年代の問題を提供されたのに始まるので、今にして思へば、真先に最も難かしいものに手をつけたのであるが、しかし又最も興味あるものであつた上に、爾來約二十年の間に絶えず狩野内藤兩博士の教を受くることが出来たので、幸にも甚だしく岐路に迷ふことなく、多少の研究の結果を挙げ得たと信するに至つたのは、此機會に於て深く兩博士に謝さなければならぬ。

堯の年代其他に關し大正二年の藝文に發表したものは、私の最初の論文であり、其

所論の大體に於ては今もなほ甚だしき誤なきことを信じて居るが、其後の研究の結果によりて改むべき點も少なくないのみならず、堯の年代に就ては更に新らしき研究を期して居るので、これを省くことゝし、其以後最近までに得たる九つの論文を纏め、一括して學界の批評を請ふことゝする。論文の順序は其内容の對象たる時代の先後によつて排列することゝしたが、これは無論實際に於ける私の研究の順序ではない。東洋天文学の歴史に關する從來の所説には傾聽するに足るもの甚だ少なく、私は殆んど全く先人未到の地を探検する心持にて進んだので、手近かな所より一歩々々基礎を築いて進むといふのが、止むを得ずして自然に定まつた方針である。研究の跡を振返つて見れば、

二十八宿の傳來 大正七年

左傳國語の製作年代 大正七年

再論 大正九年

漢代に見えたる諸種の曆法 大正九年

干支五行説と顛項歴 大正十一年

自序

等となつて居る。新らしき研究によつて古き部分の論文中に改正を加ふべき點も少なくはないが、多くは注意すべき一、二の要點を追記するに止めて成るべく論文の原形を存することにしたのは、一にはこれによりて研究進歩の跡を明かにせんとの微意のためである。

なほ私は有力なる反對論者の存在によりて私の研究が少なからざる裨益を得たことを一言しなければならぬ。學習院教授飯島忠夫氏は其研究の大體を支那古代史論として發表して居らるゝが、其着想に於て、其方法に於て、私とは頗る趣を異にして居るので、偶々飯島氏の得たる反對の結論により、私の所論の弱點に就て教を受け、たことは少なくない。大觀すれば私も反對論者も、たゞ途を異にして同一の山巔に向つて進んで居るものである。私は反對論者の健在を祈ると共に、他日山巔にて握

手する日の一日も早く來らんことを望むの情に勝えない。

斯くして内外順逆兩方面からの援助により、約二十年に亘れる研究の成績として得たるものは即ち本書採録の各論文である。由來學者間に異説多く容易に其真相を捉へ難き東洋天文学の歴史に對し、これによりて若干の確乎たる根據點を提供することが出来れば、著者の本懐これに過ぎない。

昭和三年六月識

東洋天文學史研究目次

第一篇 東洋天文學史大綱……………一

序説。辰。二十八宿と土圭。春秋の曆と三正論。曆法の成立と干支紀年法。五行説。甘石の星經。太初歴の制定。結語。

第二篇 周初の年代……………三四

一、序 説

二、律歴志世經に於ける周初年代の推算

歳星の位置、月の相と日の干支、年次序列、王公積年。

三、新研究の方法及び研究材料

四、歳 在 鶉 火

五、月の相と日の干支

朏と生霸死霸。記述は當時のものか。月次序列。

六、周初月朔表

目次

傳來の記録。推算月朔表。年代推定。

七、年次序列

史記。律歷志世經。鄭玄。逸周書其他。受命之歲。年次推定。

八、逸周書

世俘解。寶典解。其他。朱右曾の集訓校釋。

九、緯書と殷歴

易緯乾鑿度。殷歴。殷歴による殷周紀年。殷歴の來歴。甲寅元と庚申元。蔡邕と鄭玄。緯書の曆の作製の年代。

十、王公の積年

世經と史記。竹書紀年。古本竹書紀年。唐書歷志と竹書紀年。今本竹書紀年。厲王の在位年數。帝王世紀其他。推定。

十一、古來の研究

國語。史記。劉歆。緯書。逸周書。鄭玄。帝王世紀。竹書紀年。孔穎達。一行。皇極經世。通鑑外紀。通志。通考。通鑑前編。今本竹書紀年。清朝の諸學者。通覽。

十二、周初年代の決定

武王克殷の歲。周初の年次。周初歴代の周王及び魯公在位年數。周の世。周初より春秋

に至る月朔表。

十三、餘論

受命元と即位元。殷初の年代。夏の世。鐘鼎文。

十四、要旨概括

後語

圖表

周初より春秋に至る周魯王公歴代年表。

周初より春秋に至る月朔干支表。

第三篇 二十八宿の傳來……………一九四

序説。古代に於ける觀象授時。支那に於ける二十八宿。朔。印度、アラビヤ及び其他に於ける二十八宿。相互比較。結論。

第四篇 春秋長歴……………二〇〇

緒言。三正論の譚妄。研究の材料。文公元年閏三月の問題。古來の研究。日食記事。日食の推算。曆日の干支による閏月の安排。長歴圖表。春秋の曆。概括。

圖表

- 春秋日蝕表。
- 春秋長歷圖。春秋置閏朝日表。
- 春秋置閏連大圖。春秋年始早晚圖。

第五篇

歲星の記事によりて左傳國語の製作年代

こ干支紀年法の發達を論ず……………三三八

序言。材料。考證(年代、十二次、分野)。計算。歲星の運行に關する智識。記事と計算との差違の説明。干支紀年法。戰國時代に於ける天文学の發達。(十二次の制定、分野の制定、十二の歲名、曆法、周正と夏正)。左傳國語の製作。結論概括。

第六篇

再び左傳國語の製作年代を論ず……………三九八

緒言。前論文の要旨。陳の滅亡の年。元始甲寅の年。劉歆偽作説に就て。公羊傳及び穀梁傳の製作年代に就て。要旨概括。

第七篇

漢代に見えたる諸種の曆法を論ず……………四二九

緒言。十九年七閏の法。四分曆。三統曆。大初曆の制定。三統上元と超辰法。殷曆。顓頊曆。春秋より太初に至るまでの曆法の發達。所謂開闢の年代と緯書。干支紀年法の發達。要旨概括。

第八篇

戰國秦漢の曆法……………五二七

- 一、序説
- 二、曆法の發達
 - 曆法整頓以前。四分曆法。漢代の改曆。漢初の曆と春秋後期曆。
- 三、漢初の曆
 - 顓頊曆と殷曆。閏月挿入法。漢初の朔晦記事。連大配置法。漢初長歷。
- 四、春秋後期の曆と左傳の曆法
- 五、戰國時代に於ける曆法の進轉
 - 連大配置法。閏月挿入法。曆法。周正と夏正。三正論と五行説。紀年法。
- 六、戰國時代雜事
 - 顓頊曆異同。殷曆及殷曆紀年法。漢代に論ぜられたる諸曆法。干支起原論是非。外來影響有無。

- 七、古來の研究
曆法。紀年。
- 八、戰國紀年
- 九、戰國秦漢の長歴
- 十、要旨概括

圖表

- 漢初月朔合不合圖。
- 齊王年代異說一覽圖。
- 戰國紀年。
- 戰國秦漢に於ける曆法の進轉。
- 戰國秦漢長歴圖。

第九篇 干支五行説と顛項曆……………六二九

緒言。顛項曆。顛項曆と干支。五行説の起原。左傳と五行説。干支の起原。十二支。五行と四時。干支五行説。要旨概括。

東洋天文學史研究

理學博士 新城新藏 著

東洋天文學史大綱

序 説



上代に於ける天文學の發達を講究することは、天文學の發達史それ自身として、興味あることの外に、これによりて或は不定なる年代を確定し、又は東西交通の有無をも明かにし得るであらうと思はるので、古代史研究のためには頗る重要な問題であるにも拘はらず、古代に於ける東洋天文學の歴史は不幸にして今日に至るまで其真相が明かになつて居ない。一方には、偽古文尙書胤征に基き、西紀前二千百年に於ける支那は、日蝕を豫報せざりしことが誅伐の理由となる程に、天文學が開けて居

つたといふ説や、又周髀算經に基き、西紀前千百年に周公は黄道傾斜を二十三度五十分三秒一五と測定したりとなし、其値はラブラースが理論上推算せる値とよく一致するが故に、周公の測定は疑ふべからざる事實にして其結果の精密なることは驚嘆の外はないといふラブラースの説が、廣く一般に行はれ、大英百科辭典第十一版アストロノミーの部にもこれを載せて居るが、他の一方には飯島氏の如きは、儒教の經典は悉く皆西紀前三百年頃に希臘文明の影響を受けて後に編纂されたものなりとし、春秋所載の日蝕の日附は此時期以後に於て溯つて附加したるものであるといふて居る。是等は如何に甚だしき極端の見解が今なほ行はれて居るかを示す好適例である。かく甚だしき意見の相違を來たすわけは、要するに史料の吟味如何によるので、本來からいへば支那には古き文獻が非常に多いので、充分によくこれを咀嚼することが出來さへすれば、上代に於ける天文学の發達史の如きも、西洋方面よりも遙かによく明白にならなければならぬ筈のものと思はれる。私は十數年來この方面の研究に志し、史料の撰擇に就ては幸にも内藤狩野兩教授の指導を受けることが出來研究上大なる錯誤もなく進行し、今日に於ては、上代に於ける東洋天文学の發達

に關し稍明瞭なる概括的論斷を下し得る様になつたと信するので、次に其大綱を述べて見たいと思ふ。

一體天文学發達の大勢を概言すれば

- (一) 月光利用法なる太陰曆時代に始まり
- (二) 四時の變化を利用する太陽曆又は太陰太陽曆作成のための天文学
- (三) 星占天文学
- (四) 宇宙觀及び五星の運動に關する天文学
- (五) 近世に於ける航海天文学及び星辰天文学
- (六) 近時の太陽物理学及び天體物理学

等の段階をたどつたもので、これは東洋も西洋も殆ど同様である。たゞ東洋に於ては自發的に第五第六の時代に移らざる以前に西洋の近代天文学を輸入するに至つたので、従つて其特徴ある發達をなしたものは第四までの段階に止まつて居る。

支那に於ける天文学は、古代に於て著しく發達したが、中ころ戰亂のために専門家が散逸して全く傳統を失ひ、漢以後に更にやり直したものだといふ説があり、更に

曆法に關しては上古以來三正交替の制が行はれて居つたといふ説がある。前者は近くは徐發の天元曆理、溯つては史記天官書に見え、後者は既に左傳及び尙書大傳に見えて居るが、是等はいづれも全く事實に反して居る。

是等の因襲的な見解に捉はるゝことなく全く自由なる立場から正確なる材料を研究して今日までに得たる結果によれば、私は支那上代に於ける天文学の發達に關し先づ次の三つの重要な時期を擧げなければならぬ。

- (甲) 春秋中期 文公宣公時代(紀元前六二六—五九二)に於ける觀測法の改正に伴なひ、必然的に曆の改正と三正論の發生とを誘起す
- (乙) 戰國中期 紀元前三百六七十一年頃に於ける甘石の天文学—五星の觀測と星經の作成、少しく後れて曆法制定

(丙) 前漢の武帝太初元年(前一〇四)に於ける曆法制定

幸にも是等の時期に關しては、(甲)に對しては春秋、(乙)に對しては左傳、(丙)に對しては漢書律曆志があつて重要な材料を提供して居る。我々はこれによりて是等の主要なる時期の特徴を研究し東洋天文学史の大勢を察することが出来る。従つて天

文学の歴史に就ては是等の時期によつて時代を劃し

- (イ) 上古より春秋中期まで(紀元前二〇〇〇—一六〇〇) 辰による觀象授時の時代
- (ロ) 春秋中期より戰國中期まで(紀元前六〇〇—三六〇) 曆法準備時代
- (ハ) 戰國中期より太初元年まで(紀元前三六〇—一〇四) 曆法制定時代
- (ニ) 太初元年以後(前一〇四—近代) 曆法時代
- 等に分つことが便宜であらうと思ふ。

辰

辰といふ字は面白い字で、この文字の意味と來歴とを眞に了解することが出来れば、支那上代の天文学の發達は自ら明かになると思はるゝ程のものである。沈括の夢溪筆談には「事以辰名者爲多」といふ項に、この文字に甚だ多様の意味があることを面白く述べてあるが、この文字に種々の意味のあることは敢て後世の宋代に至つて始まつたことではない。それより二千年も前の春秋時代からのことで、左傳昭公七年の條に「何謂六物。對曰歲時日月星辰是謂也。公曰。多語寡人辰。而莫同。何謂

辰。對曰。日月之會是謂辰。故以配日といふ對話が載せてある。これは紀元前五百餘年といふ春秋時代に既に辰に種々の意義があつたといふことを示して居るものであるが、伯瑕の返答は單に其當時の辰の意義を述べたのみで、其本來の意義及び歴史的變遷に及んで居らぬ。

公羊傳昭公十七年の條に「大火爲大辰。伐爲大辰。北極亦爲大辰」とあり、何休の註に「大火謂心星。伐爲參星。大火與伐。所以示民時之早晚」とあるが、私の見るところによれば、これ偶々辰の本來の意義を傳へて居るものである。太陽曆利用の初期に於ては、一太陽年の長さをも知らず無論何等の曆法もないので、隨時、日没後又は日出前の星の現はれ具合を觀て、時節の早晚を察し農事作業の日程を定めて居つたものである。これは東西洋共に同様で字義通りに觀象授時の時代である。かくして農事曆（即ち太陽曆）を作るために主として觀測したる標準物は、埃及ではシリウス（天狼）であり、バビロンではカペラであつたといふことであるが、支那では或は地方或は時代を異にするに従て種々に變遷し之を通じて辰と稱へて居る。かくて辰は古くは或は大火であり、或は參伐であり、或は北斗であり、やがて周初に二十八宿法を用ふるに至

ては日月之交會點となり、春秋中期に土圭を用ひて日中の太陽の高度を測るに至つては日（太陽）を指して辰と稱するに至つたものである。紀元前二、三千年頃から紀元前六百年に至るまでの支那の天文學の歴史は要するに辰の變遷の歴史に外ならぬ。大火は夏の夕方南方に見ゆる赤色の一等星で、西洋方面では蝸座アルファと稱するものである。堯典には「日永星火。以正仲夏」とあり、夏小正には「五月初昏大火中」とあり、古くから此星が夕方に南中するのを以て夏の正中、五月の目印としたものであらうと思はれる。この星は殷の代を通じて特に重んぜられ、左傳昭公元年に引用されて居る傳説にも見ゆる如くに、殷の守護神とも見られる程になつたので、遂に辰の名を獨占し、辰といへば大火を指す程になつたのである。やがて殷代に十二支を制定するに當り第五番目の符號を辰としたのは、辰即ち大火が五月の星であるがためである。後に戰國時代頃に十二支に動物を配當するに當り辰に龍を配したのは、大火の附近の星象が著しく人の目をひき誰人にも動物を聯想せしむる程で、これを龍なる假想的神獸に見立て、居つたがためである。左傳襄公二十八年に「龍宋鄭之星也」とあるのが天の龍を指したものであることは言ふまでもないが、説文に「龍鱗蟲

之長也 中略春分而登天。秋分而潜淵とあるのが全く天龍の出沒を傳へて居るのは面白い。なほ辰の字形は殷虚文字では動物の象形の如くなるを以て見れば、大火の附近の星象を一種の動物に見立てたのは既に殷代に始まつて居るのであらう、これを龍と名つけたのは或は周代のことかと思はれる。

參は冬の夕方に東方に青白く光つて見ゆる三つ星で、西洋方面ではオリオンと稱ふるものである。夏小正には「正月初昏參中」とあり、或時代には參の初昏南中を以て正月の標準としたこと、思はるゝが、其南中は餘りに高くして觀望に不便なので、寧ろ其初昏に東方に現はるゝのを見て、冬の正中、十一月の目印としたものであらう。左傳昭公元年に引用されたる傳説では晉の守護神となつて居るので、思ふに古くから主として三晋地方に於て用ひられた辰であつたものと見える。參の附近の星象は斧鉞の形に見立てられたので、この星を戌又は伐と稱へ、屢參伐とも稱へて居る。十二支を制定するに當り十一番目の符號を戌としたのは、參伐が十一月の星であるがためであり、戌、伐は殷虚文字では皆同一で差別がない。なほ歲といふ字は説文には「从步戌聲」とあり、歩と戌とを組み合わせせて作つた文字であると思はるゝが、これ

は疑もなく戌の月から戌の月までの一年といふ意味であらう。

北斗は今より三四千年の昔には、現在に比して著しく北極點に近かつたので、終夜地下に没せず頗る觀測に便なるものであつたらうと思はれる。斗に見立てたるもの、柄が夕方に指して居る方向によつて時節を見る標準としたもので、夏小正には「正月斗柄縣在下」又「六月初昏斗柄正在上」とある。北方の空に見ゆる辰なるが故に北辰と稱へ、又北方の行き止まりにあるものなるが故に北極とも稱へたものである。論語に「譬如北辰居其所。而衆星共之也」とあるのは疑もなく北斗を指して居るので、朱注に「北辰北極。天之樞也。居其所不動也」といふて居るのは後世の眼で見たる誤解である。北辰即ち北斗は、觀測の便宜上より見れば、定めし主として北方の民族によりて辰として觀測されたもので、或は周の民族の辰であつたのかも知れない。

二十八宿と土圭

大火や參や北斗等の辰によつて時節を調ふることは、其考案に於ては殆ど同一のものであつたが、周初の頃に至りて更に一段の進歩を來たしたのは、月の位置を媒介

物として用ふる方法を案出したることである。三日月以後に於ける月の位置の變化(恒星に對して)を見て、其同じ割合にて逆に二日程溯れば、朔即ち日月相交會する點を求め得るわけで、此推歩を便にするために、黃道に沿ふての周天を、大約月の一日行程宛の見當にて、なほ著しき星象を目印として二十七又は二十八の不當なる部分に分ちたるものが二十八宿法である。朔といふ文字其物が月に對して溯るといふ意味の象形文字で、それまでは三日月の見え始めが月の初日であつたのを、二十八宿法の採用と共に二日程溯りたる所を月の初日とすることになつたものであることを示して居る。

二十八宿法が何時頃から採用されたかといふ問題と密接の關係があると思はれるのは、朔といふ文字が又朔北といふ意味を有して居ることである。今朔といふ文字の古典に見ゆるものを摘記すれば

大禹謨 (正月朔旦。受命于神宗)

胤征 (乃季秋月朔) 辰弗集于房

大甲 (惟三祀。十有二月朔)

堯典 宅朔方。曰幽都。平在朔易

洛誥 我卜河朔黎水

詩出車 城彼朔方

等であるが此中始めの三つの括弧を附せるものは所謂僞古文なるもので信するに足らないとすれば、月朔の意味にての文字は周以前の書にはない。後の四つに於ける朔は朔北といふ意味で、殊に周初の洛誥及び詩出車に見ゆるものは或る特定の地方を指せるものゝ如く見える。これは二十八宿法を始めて採用せるものは、黃河の南流せる部分の下流地方に住みたる民族で、河を溯りたる上流地方を朔と稱へたるものとして解釋すべきであらうと思ふ。堯典舜典にある朔の字は尙書編纂の際に採用されたるものと見て差支ないであらう。

印度に傳はれる二十八宿は大體支那のものと同類似しては居るが多少の出入ありて、角の代りに大角、牛女虚の代りに牽牛織女、瓠瓜が含まれて居ることは特に注意を要することである。大角や牽牛織女、瓠瓜等は何れも黃道を去ること遠いので、何等か特別の理由がなければ二十八宿中に編入さるべきものではないのであるが、大角

は北斗の柄の指す所に當れる光輝強き一等星で、これを延長すれば二十八宿の起首なる角に至ることや、牽牛織女の兩星は詩にも見え、其物語は支那の古代に於て頗る人口に膾炙して居つたと思はるゝこと等を参考すれば、是等の事實は畢竟二十八宿法は、古くから牽牛織女の傳説の行はれて居つた地方に於て、北辰法に次で採用され、印度には古き形が其まゝ傳へられて居り、支那には其後或る時期に一度整理された後の形が現存して居るものとして解釋すべきであらうと思ふ。

要するに二十八宿法は、黄河の南流が折れて東流に變ずる附近即ち渭水の邊にて發展せる周の民族が始めたもので、周初頃から春秋中頃まで用ひられたものであらう。「辰は日月の交會點なり」といふのは此時代のことで、又周天には十二の朔即ち十二の交會點あるが故に、十二辰といふこともこれに基いて居る。

更に春秋中頃に至つては、地面に垂直に立てたる棒の日中の影の長さを測り、其最長最短の時期を以て日至とする方法が用ひらるゝ様になつたので、垂直に立てたる棒を土圭と稱へ、日(太陽)のことを辰と稱ふるに至つたものである。

土圭のことは周禮に見えて居るが決して周初に用ひられたものではない。確か

なる明文の據るべきものがあるわけではないが、私は種々の事情から推して、土圭採用の時代は春秋中期に相違ないと思ふ。それは土圭を用ひて日至を觀測する様になれば、從來に比して必ずや二つの重要な變化が認められなければならないと思はるゝことで、第一には、從來の何れの方法に比しても遙に精確に時節を定むることが出來、従つて一年の長さも精確に知れて良き太陽曆も出來ることになる筈であり、第二には觀測法と關聯して、年の始にも冬至を理想的のものと思はるゝ様に自然に冬至正月曆を用ふるに至るであらうと豫期さるゝことであるが、この二つ共に丁度春秋の中頃なる文公宣公の時代に事實として現はれて居ることは、春秋の記録によつて明かに察することが出來るからである。

春秋の曆と三正論

春秋は魯の隱公元年(西紀前七二二年)より哀公十四年(西紀前四八一年)に至る二百四十二年間の歴史で、孔子が魯の宮庭文庫の材料によりて編述されたものといはれて居る。所謂編年體で、年は魯公の即位を元年として數へ、月は正月より十二

月までにてそれに春夏秋冬の四時を冠し、日は連続せる六十干支にて記して居る。斯の如き年月日にて記したる時日が、現今の曆に引き當て、如何なる時日に相當するかといふことは頗る難問題で古來未だ完全なる解決を得ない。要するに閏月を如何様に挿入したかといふこと、月毎の朔の干支が何なりしかを知らねばよいのであるが、此兩者が頗る明かでない。春秋劈頭第一に春王正月とあるが、これは如何なる時節を指すものか、左傳には春王周正月ともあるので、冬至を含む所謂周正月を指すものか、又はわざ／＼春といふ文字を冠して居るのを以て見れば、豫て孔子が理想として居られた「夏時」によるもので立春正月を指すものか、この問題に就ても古來學者の意見區々にして一致せず、碩儒朱子の如きも春王正月の一句は千古不決の疑なりとして居る。

私思ふに春王正月の一句が難解であり、春秋の曆が難問題であつたのは、一つは所謂三正論なるものが累をなして居る。三正論といふのは、冬至を含む月、其翌月及び翌々月は何れも年の始の正月となる資格あるもので、之を子丑寅と名くれば、夏の時代には寅月を正月とし、殷代には丑月を正月とし、周代には子月を正月としたもので、

これは現實の歴史的事實でもあり、又かゝる循環は天地自然の理にも適應して居るものであるといふ説である。此説は廣く一般に信せられ、古來一人もこれを疑つたものはない。蔡沈が書集傳に甘誓の「威侮五行。怠棄三正」の句を釋し、これによつて見れば三正循環は堯舜以前からあつたものと見なければならぬといふて居るのや、又秦の時代に此説にかぶれて十月を以て年の始めとしたことなどは、此説が如何に根強く一般に信せられて居るかといふことを示す適例である。

しかし三正論に對する人々の説は如何様にあらうとも、夏殷周三代に三正が交替したといふことは斷じて事實ではない。三正交替に關する文献の古いものは、史記歷書にもあり、尙書大傳にもあり、なほ溯つては逸周書周月解にもあり、左傳昭公十七年に梓慎の言として「火出於夏爲三月。於商爲四月。於周爲五月」とあり、尙書甘誓には「怠棄三正」の句があるが、此中甘誓の文句はこれによりて甘誓編述の年代を引き下ぐる根據とすべきもので、これによりて三正論が甘誓當時にあつたといふ證據とすべきものではない。逸周書や左傳の製作の年代は戰國時代まで引き下げて少しも差支ないものであり、其他は皆漢以後のものであるので、要するに三正論は春秋時代

又はそれ以前には證據がないといはなければならぬ。我々は三正論に束縛さるゝことなく、自由な立場から春秋の曆を攻究し、其結果によりて三正論の當否如何を判断しなければならぬ。

春秋二百四十二年間の朔閏表若くは長曆を作りてこれを研究したものは、今日まで現存して居るものゝ最も古いのは晋の杜預の長曆であるが、更に溯りては前漢末の劉歆も、又戰國時代の半ば頃と思はるゝ左傳の著者も、共に之を試みたことは疑もないが、何れも成功しなかつたものである。春秋の曆を研究するには、杜預の長曆に例示されたるが如く、記事中にある月々の日の干支を考へて閏月の挿入を按排することゝ、も一つは近世に至りてチャルマースの試みたるが如く、三十六日蝕の記事を利用して、今日よりの推算と比較して當時の曆を考究することゝ、の二つの方法がある。私は數年前この兩者を兼ね用ひて春秋の曆を研究したが、大體に於ては、誤りなしと自信し得る程の長曆を作るまでにはなほ一の大なる難關を突破することを必要としたのである。それは左傳文公元年に於て「閏三月非禮也」とあり、文公元年に閏三月があつたものゝ如く見えるのであるが、私は研究の結果斷然左傳のこの文句を無

視し、文公元年には閏三月はなかりしものとしたことである。春秋の經には三月の閏に就ては何等の記載はないが、「二月癸亥日有食之」とあり、四月に「丁巳葬我君僖公」とあるので、左傳の著者は二月癸亥を二月癸亥朔と見たが故に、當然三月に閏がなければならぬことゝなつたものである。公羊傳の著者も同じ意見であつたものと見え、公羊傳では經文が明かに「二月癸亥朔日有食之」となつて居る程であるが、しかし漢書五行志引經には朔の字がないので、これはやはり始めより朔の字はなかつたので、従つて朔に當らざりしものと見るのが至當であると思はれる。私はこれを二月癸亥晦と解釋し、従つて三月には閏月なきものとしたので、長曆作製に就ての大なる障害を除くことが出来たのである。

斯くして作製し得たる春秋長曆によれば、春秋の曆は、隱公より僖公の頃までは、冬至より約一ヶ月遅き月を正月として居り（即ち所謂般正に近きものを用ひて居り）、宣公頃より後は殆どよく冬至正月に揃つて居り、文公宣公頃は丁度其過渡時期に當つて居る。この事實は、全く何等の預斷もなく何等の假定をも設けず、たゞ忠實に春秋の内容を研究したる結果として得たるもので、しかも支那上代の天文学史に對して

最も重要な根據點となるべきものである。

偶我々の有する二百四十餘年の歴史中に、曆の發達と改正との二つの重要な事實を含んで居つたといふことは、我々研究者に取りて實に望外の幸といはなければならぬので、これによりて先づ第一には、春秋の日附の干支は後世の推算によりて附加したるものに非ずやといふ疑は到底成立の餘地なきことが明かになりたること、第二には所謂三正論なるものが其根柢から覆へされたことは極めて注意すべきことである。

思ふに春秋長歴に現れたる事實は、前節に述べたるが如く、畢竟文公時代に土圭によりて冬至を推定する方法を採用するに至りたることのための必然的結果に外ならぬ。觀測法の變更に伴ふて自然に冬至を以て理想的の年の始めと考ふるに至つたので、所謂三正論は、年始變更の止むべからざる理由を宣傳せんがために唱へ出されたものに過ぎないであらう。

斯様に考ふれば、文公六年經に「冬閏月不告月。猶朝于廟」とあり、同じく十六年に「夏五月。公四不視朔」とあるのは決して偶然ではなく、閏月挿入に關し新舊兩派の間に

異見あり其議纏まらざりしがために、月を告げ朔を視るの式を擧ぐることを能はざりしものと解釋するを得べく、左傳僖公五年に「日南至の記事があるのも偶其一端を示して居るものと見ることが出来るであらうと思ふ。

曆法の成立と干支紀年法

春秋中頃に土圭を用ひて日至の時期を測る様になりてからは、時節の推定も頗る正確になり、従つて一年の長さが三百六十五日四分の一なることも間もなく知れ、それに適應するために十九年の間に七つの閏月を按排するといふこともやがて實行されたものと思はれる。

日の端數を去るために十九年を四倍したる七十六年法は、普通に四分法と稱へて居るが、四分法によれば丁度七十六年にて年月日の關係が正しく一循環する筈なので、最も簡單にこれを實現するために、年の始めの基準なる冬至と、月の始めの基準なる合朔と、日の始めの基準なる夜半若くは旦と、以上三つのものが正しく相一致せる時機を撰みてこれを曆元とし、所謂端を始めに履みて、此時より月日を數へ始めるこ

と、する。さすれば一年の十二分の一は一朔望月の長さよりは約一日斗り長いので期節の基準なる月々の中氣は次第に合朔より後れ、約三十二ヶ月にて中氣は一ヶ月程後れ、中氣と中氣との間に挟まりて中氣を有せざる朔望月が出来ることになる。中氣を有する月には其中氣の順にて月名を附し、中氣を有せざる月を閏月とするといふのが普通の四分法の大體である。

左傳文公元年(前六二六)に「先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸餘於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸餘於終。事則不悖」とあるのは右に述べた如き意味に解釋すべきものであらうし、左傳は其中にある歳星記事よりして見れば戰國時代の半ば頃に製作されたものであることは疑もないと思はれるので、要するに戰國時代の半ば頃には一定の整頓せる曆法が儼存して居つたものと見なければならぬ。少しく降つて紀元前三百年頃なるべしといはるゝ孟子に「天之高也。星辰之遠也。苟求其故。千歲之日至。可坐而致也」とあるのは、孟子の時代には曆法施行後日既に久しく、曆法は精確なるものといふことに對する一般の信頼が頗る強かつたといふことを示して居るものである。

思ふに春秋中頃に於ける觀測法の變更の結果として冬至標準曆が用ひ始めらるゝに至つたもので、其始めには置閏法も必ずしも嚴格ではないが略十九年に七閏の割に揃つて居る様に見える。やがて春秋末乃至戰國始め頃に至つては可なり正しく整頓し、恐らく宣公十四年(前五九五)を以て曆元とする四分曆に纏まつたものであらう。この曆法は後に漢代に論議せられて居る般歴と連續するものなので、私はこれを般歴古法と稱へたいと思ふ。

次で戰國時代の半ば紀元前三百五十六十年頃に至りて、冬至正月の所謂周正を改めて立春正月の夏正に復すると同時に、紀元前三六六年を曆元とし、此年の正月の合朔は丁度立春の節と一致し甲寅の日の寅の刻(旦)に當れるものとする顛項歴なるものを用ふるに至つたもので、これは前漢の太初元年(前一〇四)曆法制定の時まで行はれて居る。

曆法の制定に伴なふて發達したものは紀年法である。戰國時代の半ば頃に歳星を觀測し、其周天一循環が丁度十二年(正しくは一一八六年)なるを知り、歳星の天に於ける位置を指示することによりて廣く一般に用ひらるべき紀年法となしたもので

あるが、歳星の運行は西より東なるに反し、十二支はそれより以前に既に東より西の順に天に配當してあつたので、少なからず混雜を來たしたものらしい。直接に歳星の位置を用ふる代りに、歳星と對應して、逆向きに運行するものを假想して、これを歳陰、太歳又は太陰と稱へ、其上に殊更に寅卯等の文字を避けて攝提格、單闕等の名を用ひて居る。最初の歳星紀年法では紀元前三六五年を以て數へ始めとし、焉逢攝提格〔甲寅〕の歳と呼んで居るので、呂氏春秋の序意篇に維秦八年〔前三九〕歲在涒灘〔申〕とあるのは此紀年法に従つて居る。次で曆元を以て紀年法の數へ始めとすべきものといふ考が加はり、顛項歴に對しては、秦漢の際に至りて、其曆元なる紀元前三六六年を甲寅とする紀年法が附け加へられたものと見え、賈誼の鵬鳥賦に見ゆるものはこの顛項歴紀年法に従つて居る。又太初歴制定の際に其有力なる候補者の一であつた殷歴には、其第二次的曆元なる紀元前三六七年を以て甲寅とする紀年法が附屬して居り、これは太初頃には可なり廣く用ひられて居つたものと見える。更に太初歴制定の際一たび採用に決したる案によれば、太初元年を以て曆元とし、甲寅の歳とする筈で、その事を明言したる詔書まで發せられたのであつたが、これは輿論の反對のた

めに遂に廢棄の運命に陥つたものである。以上四つの紀年法にては、順次十二支が一つ宛ずれて居るのであるが、これは畢竟歳星の周天の週期が正しく十二年に非ずして一・八六年なるがために、理論上八六年毎に一次の差を生ずる筈なので、紀元前三六五年と太初元年前一〇四とにて三次の差があるのは當然のことである。前漢末に至り劉歆は百四十四年毎に一辰を超ゆる超辰法を案出して、是等諸種の紀年法を整理せんとしたのであるが、やがて後漢の始めに至りては、斷然歳星と絶縁し超辰法を廢し、單に順番によりて歳を數ふるものとしたものが現行の干支紀年法である。

五行説

五行説は普通には禹が天から賜つた洛書なるものに基いて案出したものといはれて居るが、これは無論後世の假托で信するに足らない。人世に必須の要素が或は五つ、或は六つといふ様な考は可なり古くからありしものなるべく、例へば左傳文公七年に「水火金木土穀。謂之六府」とあり、禹貢「六府孔修」など、あるが、少しく大規模

に天地間一切の現象を五つの要素の消長交替によつて説明せんとする五行説は、戦國時代の半ば頃に、天に動く星即ち太陽系に属する遊星が五つあるといふことを知りてより後に成立したるものと思はれる。春秋繁露に「天有五行」とあり、史記天官書に「天有五星。地有五行」と見え、五行説の起原が西洋の占星術と同じ考に基き、五星の観測によつて始まつたものであることは疑もないことと思はれる。たゞ西洋方面の占星術では、人の運命は其出生時に於ける日月五星の位置によるものとしてあるので、占星家は屢數十年前に溯りて日月五星の位置を推算するの必要を感じ、之がために一面に自ら天文学の發達を促がしたのであるが、支那に發達せる五行説では、天に於ける五星の運行も、地上に於ける百般の現象も、共に五行の消長交替によりて生ずるものであるとし、五行の消長交替は時及び方位に配當せる干支によりて定まるものとしたので、其後は地上の現象に關する五行説は、天文現象とは直接には關係せざることとなり、天文学の發達とは沒交渉となつたものである。

甘石の星經

周初に二十八宿を用ひて月の運動を觀測し、降て戰國時代には五星の運行をも併せて觀測するに至つたとすれば、是等の觀測をして次第に精確ならしむる必要上、主として黄道方面に、なほ關聯しては天全體に亘りて、恒星の位置を觀測し精確に測定するに至るべきことは自然の勢である。邵康節の皇極經世書に「五星之説。自甘公石公始」とあり、劉向の七録に「甘公楚人。戰國時。作天文星占八卷」又「石申魏人。戰國時。作天文八卷」とある。思ふに戰國時代の半ば頃に、甘公石申なる二人頗る天文に通じ、一方に於ては五星を觀測して、星占や五行説の基を開き及び歳星紀年法を用ひ始むると同時に、これと關聯して多くの恒星を觀測して其名稱を定め其位置を測定したものであることは殆ど疑ない様であるが、不幸にして其事蹟は明かに傳つて居ない。

現存漢魏叢書の中に甘石星經と稱するものがあるが、これは明かに後世の偽作で深く顧みる程のものではない。唐初に出來たと稱する開元占經の中に石氏及甘氏の言を引用し、約百二十個の恒星に就て、其黄道よりの距離及び北極を距る度数を記載して居る。開元占經は宋代に一時散佚し、明末に至りて或る佛像の中より發見さ

れたものが今日に傳はつて居るといはれ、其傳來には無條件にては信を措き難きものなのであるが、偶々同じく唐初のものにて支那には散佚し我國には平安朝以來傳はれる天文要録及び天地瑞祥志の兩書中にも亦石氏甘氏の言を引用せるものあり、互に相照合するに、一二傳寫の誤と見るべきものを除くの外は全然符節を合するが如くなるを以て見れば、是等の引用文は少くとも唐代以後は正しく傳へられて居ることは疑もないので、我々は是等の引用文を集めて、唐初に於ける石氏甘氏の星經を再現することが出来る。

極の位置は歳差の現象によりて時と共に次第に變する筈なので、今右の如くにして再現し得たる甘石星經に對し、其中に記載せる約百二十個の恒星の極を去る度数を吟味し、これによりて溯つて是等の星を觀測せる年代を推定すれば、紀元前約三百年といふ年代に相當して居る。

漢書天文志に「太歳在寅。曰攝提格。歳星正月晨出東方。石氏曰。名監德。在斗牽牛。失次杓。早水晚旱。甘氏在建星婺女。太初歷在營室東壁云々」とあるが、これは歳星を以て十二年にて周天するものとすれば、石氏甘氏の觀測と太初の觀測とに

て若干の相違あるといふことを述べて居るので、これを材料として石氏甘氏の時代を推定すれば、紀元前約三百六十年となる。

私は右の二つの推定より見て、甘石申の時代を以て大體戰國時代の半ば紀元前三百五十六十年頃とし、此兩氏は五星の運行を觀測すると同時に約百二十個の恒星の位置を測定したるものと見たいと思ふ。西洋方面にて今日に傳はれるトレミーの恒星表なるものは、紀元前二世紀のヒパルコスの觀測に基き紀元後二世紀にトレミーが記載せるものといはれ、一千〇二十個の星の位置を載せて居るのに比し、我が甘石星經は、星の數に於ては大に劣つて居るが、時代に於ては約二百年も先んじて居る。實に世界最古の恒星表として誇るべきものである。測定の精確の度はトレミーの星表とほぼ同じ程度である。

太初歷の制定

前漢の武帝太初元年(前一〇四)に於ける曆法制定は天文學史上特筆すべき事實である。支那に於ては此時以來最近に至るまでの間に約五十回の改曆があるが、それ

等の曆法は皆正史に載せられて少しの疑點もなく今日より追跡することが出来るので、太初曆は實にかゝる先例を開きたる最初の曆法である。

太初曆制定の際に於ける事情は史記曆書及び漢書律曆志に詳細に記述してあり、當時の觀測法や計算法が如何なる程度に發達して居つたか當路者以外に民間に於ても天文曆法の學が如何に論議せられて居つたかは明かにこれを察することが出来るのであるが、不幸にして史記と漢書との記事は表面的に一見すれば相矛盾する如くにも見え、古來其真相を讀破したものがなく、現に太初曆の如何なるものなるかに就ても學者の意見が區々であつたのは實に遺憾のことゝいはなければならぬ。

太初曆制定の議は、太史公を始めとして朝野幾多の専門家より成る委員によりて講究せられ、やがて史記曆書の曆術甲子篇の如き案が可決せられ、これを實施する旨の詔書まで發せられたのであつたが、この案は其當時丙子若くは丁丑と數へて居つた太初元年を改めて甲寅と稱へ、又立春正月を改めて冬至正月とせんとする純理想案であつたので、實行に當つて諸方面より烈しき反對に遭ひたるものと見え、遂に中止撤回の止むなきに至つたものである。更に委員を増して再調査に附しやがて採

用に決したものは鄧平の八十一分法と稱するもので、これは太初元年より實行し始めた曆なので太初曆であり、又其内容よりいへば三統曆とも稱するものである。後に前漢末に至りて劉歆がこれに超辰紀年法を附加し、三統曆によりて巧みに春秋を説き其微妙を極めたので、遂に一部には三統曆は劉歆の手によりて作られたものゝ如く誤解する人をすら生ずるに至つたものである。

特に注意すべきことは、三統曆即ち八十一分法には百三十五ヶ月の餘の週期を取り入れて居ることである。一體餘の週期には八十八月、百三十五月、二百二十三月、三百五十八月等あり、其いづれを用ひてもほぼ正しいのであるが、西洋方面でカルデヤのサロスとして知られて居るのは二百二十三月(約十八年)の週期であり、支那で太初曆に採用されて居るのは百三十五月(約十一年)の週期で、偶然にも互に相異なる週期を用ひて居ることは頗る面白い。これは少くとも紀元前百年頃までは支那の天文學は西方の影響を受けて居らぬといふ確かなる證據となるべきものである。

結 語

私は上來の序述により、大體從來不明とされて居つた部分即ち支那上代に於ける天文学の發達を明かにして、東洋天文学史の根幹を確立し得たと信するので、これを以て一段落となし、漢代以後に於ける天文学史の序述、印度、日本、其他の諸國に於ける天文学の傳播發達に關する研究、及び東洋に於ける天文現象の記録にして學術上利用し得べきもの、整理等の諸方面に就ては、更に他日を期したいと思ふ。

要するに太古以來漢の太初に至るまで約二千年に亘る天文学の歴史は、全く自發的開展の歴史であつて、中途に於て外來輸入の形跡は少しもない。なほ此點に關する主要なる事實を摘記すれば次の如くである。

(イ) 曆法 支那の十九年七閏の法は希臘の天文学の輸入なるべしと疑ふが如きは甚だ謂はれなき誣言である。朔望の太陰曆と春夏秋冬の太陽曆との利便を併せ用ひんとすれば、十九年七閏法は必然的に到來すべき一の段階で、決して其存在を以て外來輸入の證となし得べきものではない。況んやメトンの十九年法は紀元前四三二年、カリボスの七十六年法は紀元前三三四年のものといはれて居るのに、支那で明かに七十六年法を採用せる顛項歴は紀元前三百六十年頃より行はれたるものなる

べく、實際の曆がほゞ十九年七閏に揃つて居るのは紀元前六百年頃からのことである。更に曆法の前驅時代ともいふべき辰の隨時觀測時代に溯れば、支那、カルデヤ、埃及、それら互に相異なる辰を用ひて居り、明かに東西の天文学が別々に發達したものであることを示して居る。

(ロ) 二十八宿法 二十八宿法は支那にも印度にも、ベルシヤ、アラビヤにもあり、是等が決して別々に案出されたものではなく、同一の起原のものであることは、少しも疑ふの餘地はない。私は二十八宿法の内容及び目的等の研究から、これは周初の頃に支那で用ひ始められ、春秋乃至戰國時代頃に支那から印度に傳へられ、更にベルシヤ、アラビヤに傳へられたものであることを明かにし得たと思ふ。カルデヤには二十八宿法のあつた形跡はない。

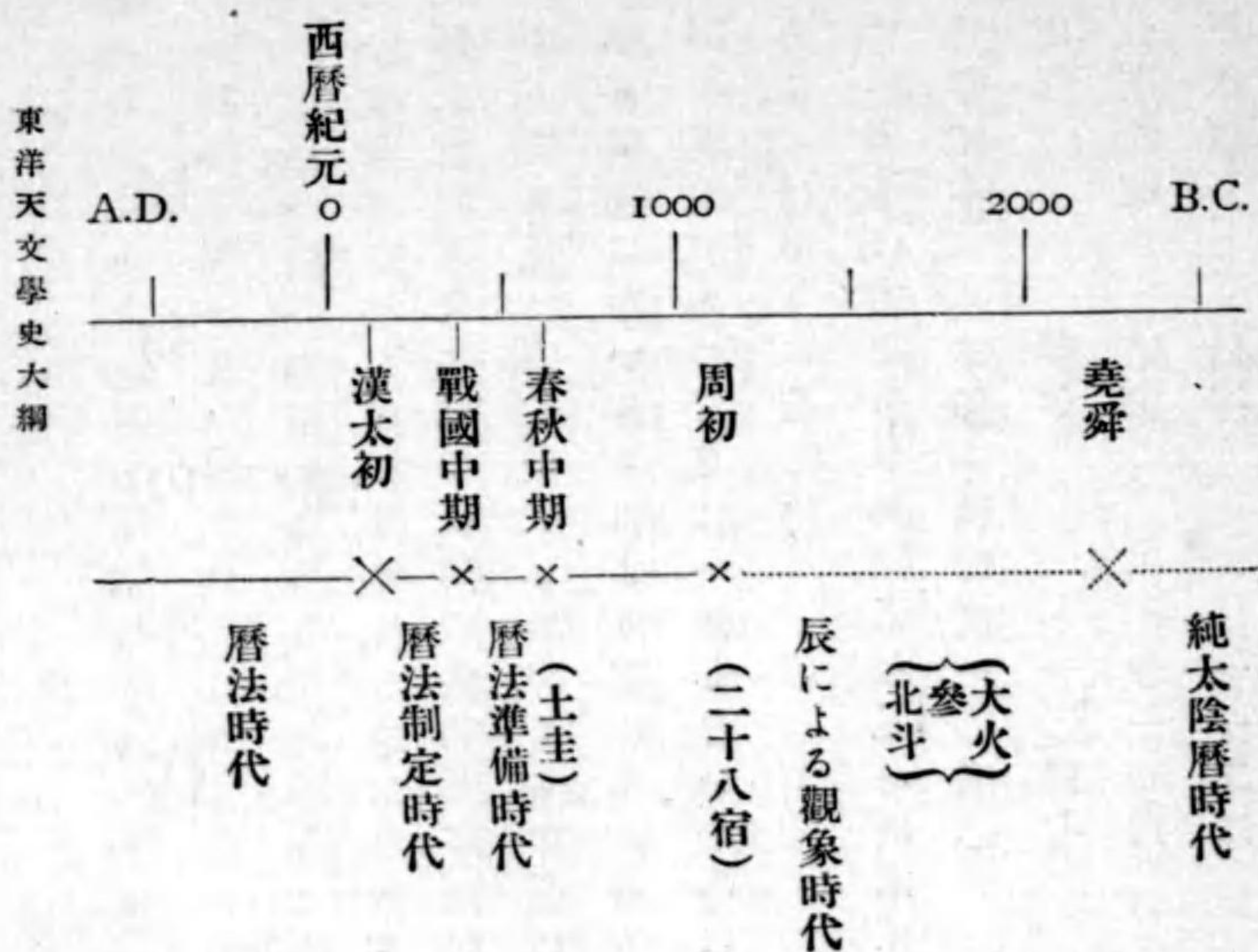
(ハ) 蝕の週期 カルデヤのサロス(二二三月)と異なりたる百三十五月の蝕の週期が、紀元前一〇四年に制定されたる太初歴の中に採用されて居るといふことは、少くとも此時までは、支那の天文学にカルデヤの影響がないといふ確證と見るべきものである。

(ニ) 星經 紀元前四世紀の觀測に基き約百二十個の恒星の位置を記せる甘石の星經と、紀元前二世紀の觀測に基き一千〇二十個の恒星の位置を記せるトレミーの恒星表とを比較し、星象の聯絡、命名法、及び個々の名稱の異同を研究すれば、此時代までは、東西天文学の間に何等の聯絡なきことは明かであるといはなければならぬ。

(大正十五年、内藤博士還曆記念論文集)

追記 (昭和三年五月)

春秋後期より漢初に至るまでの曆の變遷、及び殷曆、顓頊曆に關しては、最近の研究によりて明かにし得たる所を、本書採録第八篇「戰國時代の曆法」に載せて居る。それによれば、本論文二一頁、三一頁にてそれ等に論及せる部分には訂正を要すべき箇所もあるが、論旨には別條がないので、こゝには原論文の形を存して改めない。(五一七頁參照)



周初の年代

序 説

支那上古の年代に就ては、周の共和元年(西紀前八四一年)以來は、史記に十二諸侯年表があり、周本紀と諸侯世家との記事も相應によく一致して居るので、紀年の當否に就て殆ど問題はないが、それより僅に二百餘年を溯りて周初克殷の年代に至れば、現に數種の異説があつて互に一致しないのみならず、其兩端の間には實に約七十年の差があるのは餘りに甚しい。

試に林春溥の古史攷年異同表を見れば、武王克殷の歳は

竹書紀年	辛卯	西紀前一〇五〇
史記	甲午	一〇四七
帝王世紀	乙酉	一一一六
三統歷	己卯	一一二二

大衍歷	庚寅	一一一一
通志	己卯	一一二二
詩正義	辛未	一一三〇
通鑑前編	己卯	一一二二

(詩正義に引用せる易緯乾鑿度によれば、一〇七〇年となる筈である。林春溥は不注意によりて六〇年ほど誤りたるものと見える。)

となつて居り、甚だしく不揃である。

思ふに、孔子が編年體の春秋を編述するに當りては、斷じて隱公元年前七二二(以後を取り、それ以前に對しては單に斷片的なる根本史料を其まゝ尙書として保存するに止められたのであるが、然し春秋戰國時代までは、若し歴數に長じたる人ありてこれを整理し咀嚼すれば、周初乃至殷商の年代を確定するに足る程の根本史料が、或はなほ十分に存して居つたことであらうと察せられる。不幸にして是等の史料は多くは其後秦火の厄に遭つたがために、太史公が史記を作るに當りては、其専門的勢力を以てしてもなほ僅に共和元年(前八四一)までの年代を確かめ得るに過ぎなかつ

たものに見える。やがて前漢末の劉歆に至りて、推法密要なりと推稱せられたる其歴數的才能によりて、當時僅に残存せる根本史料を整理し、遠く溯りて周初及び殷初の年代をも推定したので、爾來周初の年代としてはこの劉歆の推算が廣く採用されて今日に及んで居る。

劉歆以外にも、周初の年代に關し、或は有力なる史料を提供し、或は多くの材料を處理して一定の年代を推定したるものは決して少なくはない。古來の研究を通覽すれば、其主なるものは

竹書紀年。 史記。 律歷志世經。 緯書。 逸周書。 帝王世紀。 大衍歷。 皇極經世。 通鑑外紀。 通鑑前編。 及び清朝諸學者の研究

等であるが、就中最も主要なるものとして先づ第一に律歷志世經の推算法を吟味し、次で竹書紀年、史記其他に及ぶのが我々の進むべき順序であらうと思はれる。

律歷志世經に於ける周初年代の推算

太初元年に鄧平の八十一分法を採用して太初歷とし、施行百年、前漢末に至つて劉

歆の考察による超辰紀年法を追加せるものが、普通に三統歷といはれて居るものであるが、劉歆はこの三統歷を上代に應用し、これによつて巧みに春秋及び三代の年月を考證したので、班固はこれを推法密要なりと激賞し、律歷志世經として採録して居る。

律歷志世經の、周初の年代に關する部分は次の如くである。

(一) 春秋歷。周文王四十二年。十二月丁丑朔旦冬至。孟統之二會首也。後八歲而

武王伐紂。武王。書經牧誓。武王伐商紂。水生木。故爲木德。天下號曰周室。

三統上元至伐紂之歲。十四萬二千一百九歲。歲在鶉火張十三度。文王受命九年而崩。再期在大祥而伐紂。

故書序曰。惟十有一年。武王伐紂(作)太誓。

八百諸侯會。還歸二年。乃遂伐紂克殷。呂箕子歸十三年也。

故書序曰。武王克殷。呂箕子歸。作洪範。

洪範篇曰。惟十有三祀。王訪于箕子。

自文王受命而至此十三年。歲亦在鶉火。

故傳曰。歲在鶉火。則我有周之分野也。

(二) 師初發。日般十一月戊子。日在析木箕七度。

故傳曰。日在析木。

是夕也。月在房五度。房爲天駟。

故傳曰。月在天駟。

後三日。得周正月辛卯朔。合辰在斗前一度。斗柄也。

故傳曰。辰在斗柄。

明日壬辰。晨星始見。癸巳武王始發。丙午還師。戊午度于孟津。孟津去周九百里。師行三十里。故三十一日而度。明日己未冬至。晨星與婺女伏。歷建星及牽牛。至於婺女天竈之首。

故傳曰。星在天竈。

周書武成篇。惟一月壬辰旁死霸。若翌日癸巳。武王迺朝步自周。于征伐紂。

序曰。一月戊午。師度于孟津。

至庚申二月朔日也。四日癸亥。至牧野。夜陳。甲子昧爽而合矣。

故外傳曰。王自二月癸亥夜陳。

武成篇曰。粵若來三二月既死霸。粵五日甲子。咸劉商王紂。

是歲也。閏餘十八。正大寒中。在周二月己丑晦。明日閏月庚寅朔。三月二日庚申。驚蟄。四月己丑朔。死霸。死霸朔也。生霸望也。是月甲辰望。乙巳旁之。

故武成篇曰。惟四月既旁生霸。粵六日庚戌。武王燎于周廟。翌日辛亥。祀

于天位。粵五日乙卯。乃呂庶國祀馘于周廟。

(三) 文王十五而生武王。受命九年而崩。崩後四年。而武王克殷。克殷之歲。八十六矣。後七歲而崩。

故禮記文王世子曰。文王九十七而終。武王九十三而終。

凡武王即位十一年。周公攝政五年。正月丁巳朔旦冬至。殷歷目爲(六年)戊午。距湯公七十六歲。入孟統二十九章首也。後二歲。得周公七年復子明辟之歲。是歲二月乙亥朔。庚寅望。後六日得乙未。

故召誥曰。惟二月既望。粵六日乙未。

又其三月甲辰朔。三日丙午。

召誥曰。惟三月丙午朏。

古文月采篇曰。三日曰朏。

是歲十二月戊辰晦。周公吕反政。

故洛誥篇曰。戊辰王在新邑烝祭歲。命作策。惟周公誕保文武受命。惟七年。

成王元年正月己巳朔。此命伯禽俾侯于魯之歲也。後三十年四月庚戌朔。十五

日甲子哉生霸。

故顧命曰。惟四月哉生霸。王有疾不豫。甲子。王乃洮沫水。作顧命。

翌日乙丑成王崩。康王十二年六月戊辰朔。三日庚午。

故畢命豐刑曰。惟十有二年。六月庚午朏。王命作策豐刑。

(四)春秋般歷。皆吕般魯自周昭王吕下亡年數。故據周公伯禽吕下爲紀。魯公伯禽

推即位四十六年。至康王十六年而薨。

故傳曰。燮父禽父。並事康王。

言晋侯燮。魯公伯禽。俱事康王也。子考公就立會。考公世家。即位四年。及

煬公熙立。煬公二十四年。正月丙申朔旦冬至。般歷吕爲丁酉。距微公七十六歲。

記載の形式は、一々の事件に對して獨斷的に年代を假定し、かく假定せる年代に對して、一々三統歷によりて日月其他の條項を推算し、それがよく事實と適合して居ることを示さんがために、故曰云々として證據の文献を引用して居るのであるが、これは要するに一の記述法で、實はこゝに引用せるだけの根本史料を與へられ、それ等に矛盾なくよく適應する様に周初の年代を推定したるものに外ならぬ。私は是等の引用せる證據と劉歆の推算とを明かに區別せんがために、引用せる文献は凡て別行に認めたのであるが、先づ始めに若干の注釋を加へ、次に劉歆の推算法を吟味しようと思ふ。

(一)春秋歷といふのは、春秋所載の曆日によく適應せる立派なる曆といふ意味で、三統歷を指せるものである。三統歷法では、十九年を一章とし、二十七章五百十三年を一会、八十一章千五百三十九年を一統と稱へて居る。こゝに孟統といふのは、太初元年(前一〇四)より一五三九年前即ち西紀前一六四三年より始まる一統で、其第二會首は

それより五一三年後の前一一三〇年、其後八歳は前一一二二年で、これが武王伐紂克殷の歳であるといふて居る。

三統上元といふのは、太初元年以前十四萬三千百二十七年の歳で、西紀前一四三、二三年に當り、それより十四萬二千百九歳の年は前一一二二年に當り、三統歴によれば歳星が鶉火の次に在る筈である。

文王四十二年といふのは、文王が西伯の位に即てより四十二年、十二月といふのは所謂殷正の十二月といふ意味であり、書序の惟十有一年、洪範の惟十有三祀といふのは共に文王受命の年から數へたもの、武成篇其他の周書の日月は凡て所謂周正によつて數へて居るものと解釋して居る。文王の受命は文王三十八年で、西紀前一三四年に當ることになる。

(作)太誓の作の一字は王先謙の意見によりて加へたものである。

故傳曰歳在鶉火則我有周之分野也といふのは、春秋外傳周語に伶州鳩の話として載せてあるのを引用したものである。

(二)丙午還師は詩大明疏引律歴志には丙午還師となつて居る。前後の聯絡より見れ

ば、律歴志の原文は、逮師で傳寫の間に還師に誤つたものであらう。

星在天竈は、辰星(水星)が玄枵にありといふこと、解釋し、それでは日在析木と一致しないので、一ヶ月の後、孟津を渡る時の天象と見ることにして調和をはかつて居る。死覇朔也、生覇望也といふのは、劉歆の解釋である。朏に對しては古文月采篇に三日曰朏といふ證據を引用して居るにも拘はらず、それに比して遙に難解なる死覇生覇に對しては自説を確むべき證據を掲げて居らぬのは、此當時既に依據すべき確かなる材料がなかつたものと見るべきであらう。

(三)禮記文王世子を引用したのは、これによつて武王在位年數を十一年と推定する計算の根據とするためである。

殷歴以爲(六年)戊午の(六年)は衍文として削除したいと思ふ。孟統に入りて二十九章首といふのは、前掲第二會首より十九年後で西紀前一一一一年に當り、三統歴では周正月丁巳朔旦冬至になるのであるが、殷歴では朔旦冬至の日が三統歴に比し常に一日宛後れて居ることになつて居るので、此年も周正月戊午朔旦冬至の筈となるのは當然であるが、此年(前一一一一年)を以て周公攝政六年など、する筈はない(此事は後

に殷歴紀年に就て述ぶる際に更に詳説する。此後七十六年毎に朔旦冬至の日取を三統歴と殷歴とで掲げて居るが、其書例から見ても、こゝは單に日取だけであるべき所で、(六年)は全く書入れの撥入せる衍文に相違ないと思はれる。

(四) 王公在位年数の記録は、周王室の分は完備して居らぬので、魯公の在位年数を以て紀年するといふのであるが、魯公の分も惜しい事には其初代伯禽の在位年数が不明であつたものと見える。引用したる文献も、伯禽が康王に事へたといふだけなので、伯禽の在位年数は成王の在位年数三十年よりは大きいといふことより以上は知れない。劉歆は曆法による推算と合致せしむるために、これを四十六年と定めたものである。

考公就立會といふのは、考公の名が、世本では就であり世家では會であるので、後人が側に會と書き入れしたるものが、いつの間にか本文に撥入したものであらうといふことである。かゝることは次になほ三つ程同様の例があり、前掲(六年)の撥入問題に對する好箇の参考材料である。

以上を通覽し、劉歆の準據せる根本史料を分類し、其推算方法を吟味すれば次の如

くである。

(I) 歳星の位置 春秋外傳周語に伶州鳩の話として、武王伐殷の時に歳在鶉火とあること。劉歆は右の記述を以て當時に於ける天象の事實を傳へたるものと信じ、且つ歳星は百四十四年に百四十五次を進むるものと信じて居つたが故に、左傳及び國語に於ける春秋時代の歳星の位置より推算すれば、例へば晋文公奔狄の歳は西紀前六五五年で歳星は大火の次に在り、それより溯りては西紀前六七一、八一五、九五九、一一〇三年等が超辰の歳に當り、なほ鶉火は大火より三次ほど前にあるので、伐殷の歳は、若し前一〇三より前ならば

$$655+3+12 \times n-4=1110+12 \times n$$

即ち西紀前一〇一〇年、若くはそれより十二年の整数倍だけ以前の年に當らなければならぬといふことになる。(若し前一〇三より後ならば $1099-12 \times n$ となる。)

(II) 月の相と日の干支

(a) 克殷之歳

武成 一月壬辰(29)旁死霸。癸巳(30)。

書序 一月戊午(55)。

周語 二月癸亥(60)。

武成 二月既死霸粵五日甲子(1)。

(b) 周公攝政七年 四月既旁生霸粵六日庚戌(47)。辛亥(48)。乙卯(52)。

召誥 二月既望粵六日乙未(32)。

三月丙午(43)朏。

洛誥 戊辰(5)王在新邑烝祭歲。命作策。惟周公誕保文武受命。惟七年。

(c) 成王末年 成王崩。 四月哉生霸。王有疾不豫。甲子(1)王乃洮沫水。作顧命。翌日乙丑(2)。

成王崩。

(d) 康王十二年 惟十有二年。六月庚午(7)朏。

畢命 惟十有二年。六月庚午(7)朏。

右等の引用文中、月の相を示す字句に就ては、朏を以て三日月とし、死霸を朔とし、生霸

を望として解釋して居る。月の相と日の干支との關係は、概略的には五年にては、

同様なる關係にもどるものであるが、右の如き關係にあるものを三統歴にて推算し、それ等のもの、中にて(I)歳星位置の條件を充たすものを物色すれば、それによりて克殷之歲を決定することが出来るであらうといふのが劉詵の採りたる方法である。(I)の材料を悉く利用するためには、先づ(a)、(b)、(c)、(d)の四つの年代の間隔を決定しなければならぬ。

(II)年次序列 (a)、(b)、(c)、(d)の四つの年代相互の間隔に就ては、武王と成王との在位年數が明確なる記載がない。劉詵は、成王の在位年數に就ては、月の相の關係を顧慮して、これを三十年と定め、武王の在位年數に就ては、禮記文王世子にある文王武王の年齡を手掛りとして

文王十五而生武王。受命九年而崩。崩後四年而武王克殷。克殷之歲。八十六矣。後七歲而崩。(八十六は八十七の誤なるべし)

と定めて居る。其計算は多少明瞭を欠く點あるを以て、これを圖示すれば次の如くである。

劉歆は(I)(II)(III)の條件を満足するものを求めて、偶然にも殆ど豫期以上ともいふべき程に成功したので、かくして得たる解答は即ち克殷の歳は西紀前一一二二年といふことである。

(III)王公積年 周代の王公歴代の年数は、劉歆時代には既に信用すべき揃つたものがなかつたので、それ等には多くの信用を置かなかつたものと見える。しかも曆法の推算によりて得たる克殷の年代には充分の信用をおき、その當否に就ては少しの疑をも挿まなかつたので、これと調和せしむるがためには、魯公の歴代年數の方に二三の誤傳あるものと認めてこれを訂正することをさへ敢てしたものと思はれる。後漢書律曆志引張衡論曆に「横斷年數損夏益周考之表紀差謬數百」と譏つて居るのは、これを指したものであらう。



新研究の方法及び研究材料

周初の年代を推定するために劉歆の用ひた方法は頗る妥當である。當時僅に残存せる斷片的の史料を集め、甚だ微妙なりとして當時に推重されたる三統歴によりて巧みにこれを整理し、かくして孔子以來の宿題にして太史公と雖も解決し得なかつた上古の年代を闡明したので、しかも其推算は理路整然、殆ど間然する所なしともいふべき程である。班固が推法密要なりと推賞したのも當然であり、後世の紀年學者が皆劉歆を宗とし敢て其右に出るものがないのも怪むに足りない。殊に私の敬服措く能はざるのは、其證據として使用せる根本史料と、それに基づきたる推算とを、明かに區別し得る様に記載したる學者的用意である。かくして其研究の全部を公開し、其當否に就て自由なる批評を歓迎するの態度を示して居るにも拘はらず、爾來二千年、今日に至るまで一も傾聴に値する程の批評が出ないのは、劉歆としても甚だ不本意のことであらうと思はれる。況んや證據文獻として引用せるもの、一部(例へば歳在鶉火の周語の記事)を、劉歆の偽作せるものと見る人さへあるに至つては言語

道斷學者の心事を誣ふるも亦甚しといはなければならぬ。

劉歆の推算法は極めて妥當であるが、其依據せる根本史料の解釋に就ては、今日よりして見れば批評すべき點が少なくない。

- (1) 左傳及び國語にある歳星の記事に關しては、私は十年前に研究の結果を學界に發表して居る。周語にある歳在鶉火の記事は周初當時の實見に基いたものではない。
- (2) 生霸死霸等が月の如何なる相を指すものなるかに關しては、近時故王國維の研究が傾聽すべきものである。
- (3) 所謂殷正周正と稱するものは周初の頃には存在しない。又其頃には一定の整頓せる曆法は發達せず、置閏は常に歳終に限られて居つたものと思はれる。
- (4) 王公積年に就ては、西晋時代に世に出でたる竹書紀年を參照して見なければならぬ。

是等はいづれも劉歆の推算に對して再調査を要求すべき理由となるべきものである。私は(1)(2)(3)の新らしき見解の下に、劉歆の取りたるものと全く同一の材料を取る。劉歆以後に追加されたる竹書紀年や金文等の研究が、本問題に對し何程の貢獻をなすであらうか、充分に考慮しなければならぬ。

歳在鶉火

武王伐殷の歳に歳星が鶉火に在つたといふことは周語の景王二十三年(前五二二)の條に見えて居る。問題に關係ある部分を摘記すれば

王將鑄無射。問律於伶州鳩。中略。王曰。七律者何。對曰。昔武王伐殷。歳在鶉火。月在天駟。日在析木之津。辰在斗柄。星在天竈。星與日辰之位。皆在北維。顛頊之所建也。帝嚳受之。我姬氏出自天竈。及析木者。有建星及牽牛焉。則我皇妣大姜之姪。伯陵之後。逢公之所憑神也。歳之所在。則我有周之分野。

月之所在。辰馬農祥也。我大祖后稷之所經緯也。中略王以二月癸亥夜陳。未畢而雨。下略

とある。この伶州鳩の説話は如何に解釋すべきであらうか。

歳星の位置を記したるものは、なほ晋語文公の條にあり、左傳には襄公昭公時代に多く記載してあるが、私が曩に左傳國語にある是等の歳星記事を研究したる結果によれば、是等の記事は、皆戰國時代半ば頃の著者が、其頃の天象觀測に基き、推算によりて作爲したもので、此場合に於ても、「昔武王伐殷、歳在鶉火」といふのは、決して周初當時の事實を傳へたものでもなく、又景王の時に伶州鳩が述べた話でもない。戰國時代の半ば頃の人なる國語の著者が、西紀前三六五年に歳星が星紀に在ることを觀測し、それより十二年一周天の割にて周初の年代まで溯り、計算によりて作爲したものであることは疑もない。従つて此記事は直接に周初の事實を傳へたものではないので、劉歆の使用した意味にて採用することは出来ないが、然しこれによりて、戰國時代に一般に信せられて居つた周初の年代を示す材料として用ふることが出来得べき筈である。周天の十二次は

壽星 大火 析木 星紀 玄枵 姬訔
降婁 大梁 實沈 鶉首 鶉火 鶉尾

で、歳星は一年に一次を行くものと考へられ、鶉火は星紀より五つ前に當る故に、歳在鶉火の年は

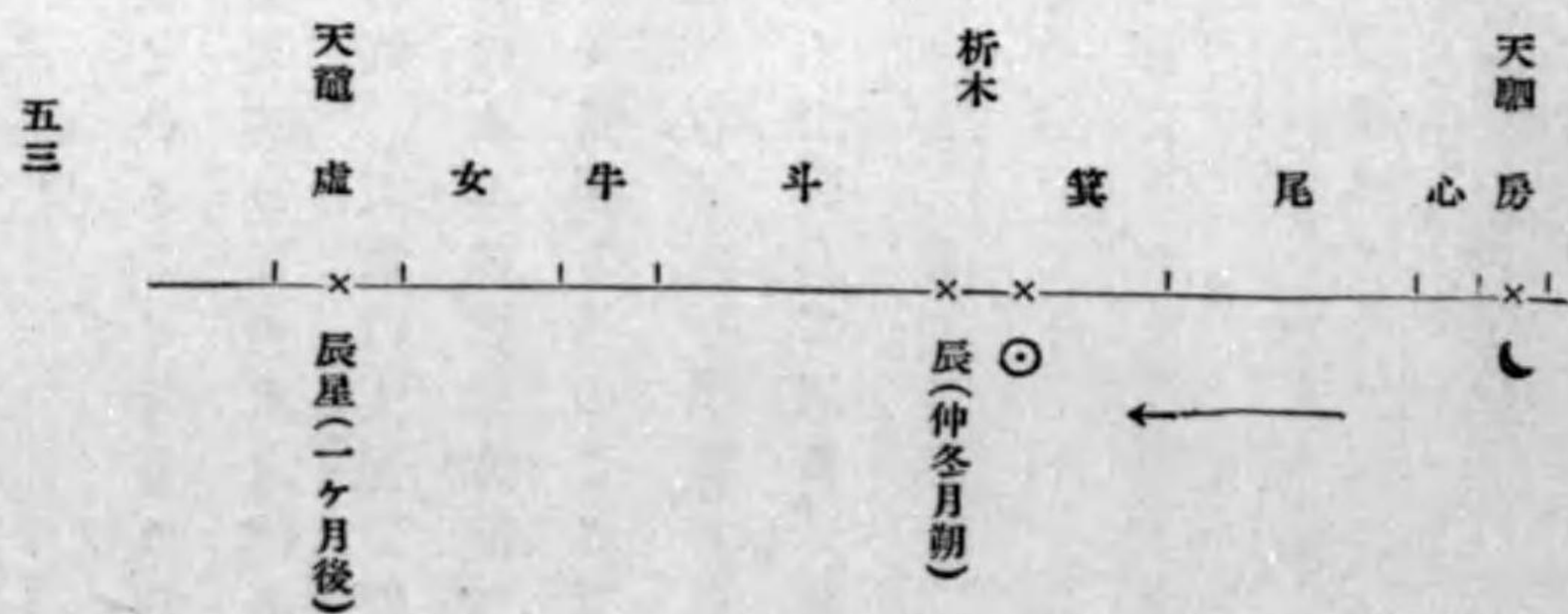
$$365 + 5 \div 12 \times n = 1066 + 12 \times n$$

即ち西紀前一〇六六年か、又は其前後に十二年の整数倍だけ進退せる年で、これが即ち戰國時代に傳はつて信せられて居つた武王伐殷の年である。

こゝに周語に昔武王伐殷の時といへるのはどの年を指して居るのか、武成には一月壬辰旁死羸に出發し、二月甲子に紂を誅し、四月に戰捷報告祭をしたことが書いてあるが、それと同一の年なりや否や。

引用文中、歳在鶉火に續ける部分を吟味すれば、天駟は房であり、析木之津は箕斗の間であり、斗柄は南斗の柄である

周初の年代



ことは疑もなく、又辰は日月の交會點で、合朔の時の日月の位置といふことであり、斗柄を合朔點とする月は冬至月であることも疑がないので、月在天駟日在析木之津、辰在斗柄といふのは、孟冬月の月末二十六七日頃といふことである。天龍は玄枵で虚危に當るので、星といふのが辰星、水星といふことであるとすれば、水星は常に太陽に接近して居るものなので、星在天龍といふのは前段よりは約一ヶ月程も後のことになければならない。

劉歆は周語の記事と武成とを調和せしめんがために次の如く解釋して居る。

孟冬月末周正十二月(周語、月在天駟云々) 師初發

周正一月初 (武成、壬辰旁死霸) 武王出發

周正一月中旬 (大傳、丙午逮師) 武王師と合す

周正二月初 (周語、武成、癸亥、甲子) 誅紂

歲在鶉火は 周正一月以後の年のこと

星在天龍は 誅紂の時のこと。

劉歆は周語、伶州鳩の説話を以て、伐殷當時の天象の實見に基いたものと信じて居

つたので、右の如くに解釋したのであるが、周語の記事は戰國時代の國語の著者が作爲したる物語であることは疑もないので、我々はなほ少しく立入つて、作爲者が是等の記事によつて何を言はんとして居るか、作爲者の有して居つた周初の年代曆日に關する智識如何を吟味して見なければならぬ。

歲之所在、則我有周之分野といふて居るのを見ても、歲星の所在に重きを置いて居ることは疑もなく、なほ歲在鶉火が誅紂の年に當るといふ意味であることもほゞ誤らないであらうと察せられるのであるが、然しそれほど重大なる事項に關して、周正にて前年十二月末より後年二月初旬までに亘る記事(劉歆の解釋にて)の最初に歲在鶉火と記し、それが前年に當るか、後年に當るか、一見曖昧なるが如き感を與へて居るのは何故であらうか。

思ふに戰國時代の半ば頃より末にかけては、夏正周正の論に加ふるに、三正論や五德終始説などが互に相錯綜して論議され、従つて月の數へ方に關しても種々の意見があり、中には一種の誤解に基きたる頗る奇矯なる考へ方などさへもあつたものと見える。現に少しく後れて秦の代には、夏正十月を以て年始とするといふ様な妙な

事すら實行されて漢初まで傳つて居る程なので、我々は戰國時代に作爲されたもの、月次推算に就ては極めて慎重なる注意を以て講究しなければならぬ。

引用文中、前段辰在斗柄までが、孟冬月末といふ意味であることは殆ど疑もないが、其次の部分が或は重要な意味を有するのではあるまいか。韋昭(吳)の解には

星與日辰之位。皆在北維。

星辰星也。中略北維北方水位也。

顓頊之所建也。帝嚳受之。

建立也。顓頊帝嚳所代也。帝嚳周之先祖后稷所出。禮祭法曰。周人禘嚳而

郊稷。顓頊水德之王。立於北方。帝嚳木德。故受之於水。今周亦木德。當

受般之水。猶嚳之受顓頊也

といふて居るが、私はなほ一步を進めて、皆在北維顓頊之所建也といふのは、北方水位に當る孟冬十月が、古顓頊曆の年始若くは正月であるといふ意味に解すべきではないかと思ふ。

思ふに國語の著者は、五行相生説によりて、帝王相承の順位を

水 木 火 土 金 水 木

顓頊 帝嚳 堯 舜 夏 殷 周

と見たので、顓頊と帝嚳との關係が丁度般と周との關係であり、顓頊時代に行はれたる古顓頊曆北方水位の孟冬十月を年始とするものが再び般末の時に行はれて居つたものとし、従つて武成の一月壬辰旁死霸といふのは、般末の曆即ち古顓頊曆によりたる一月旁死霸であるとし、なほ旁死霸は下弦以後の月末であると解釋して居つたので、結局一月壬辰旁死霸といふのは孟冬月末壬辰といふことになり、それに相當する如くに、月在天駟、日在析木之津、辰在斗柄と記したものはあるまいか。

斯様に解釋すれば、周語伶州鳩の説話に見ゆる周初の天象は、全然武成の記事に基いて翻案したものに過ぎないので、これは戰國時代に於ても周初の日月を傳へたる文献は頗る乏しく、武成は其極めて稀なるものゝ一であつたらうことを思へば、誠に當然のことでも少しも怪しむに足りない。

(一) 昔武王伐般。歲在鶉火。

(二) 月在天駟。日在析木之津。辰在斗柄。

(三) 星在天竈。

(四) 星與日辰之位。皆在北維。顓頊之所建也。帝嚳受之。

といへる中、第二段は一月壬辰旁死霸に當り、第三段は約一ヶ月後の二月癸亥夜陣に當り、第四段は殷末當時には孟冬月を以て年始とする古顓頊曆が行はれて居つたといふことを記して居るものである。斯くして武王伐殷の行動は一月末より始まつて二月末に終つたことになつて居るので、第一段の歲在鶉火は明かに其年に關したもので少しの疑點もない。

要するに武王伐殷の年、即ち武成にある一月壬辰旁死霸乃至二月甲子誅紂等の事件のあつた年として戰國時代に認められて居つたのは、西紀前一〇五四、一〇六六、一〇七八、一〇九〇、一一〇二、一一一四、一一二六……等の中でなければならぬといふことである。私は周初の年代は戰國時代頃までは誤りなく傳へられたものがあつたであらうと思ふので、右に得たる所を以て有力なる材料と見做し、他の方面の史料と如何に調和するかを攻究しようと思ふ。

國語の著者が武成を解釋するために用ひた古顓頊曆なるものは、後に傳はらない

ので、其詳細を知ることが出来ないが、戰國時代には春秋より溯つて周初、殷時代までの歴史に當倣めんと試むる種々の曆法が考案されたものなので、後世まで傳はつたために今日なほ講究の出来る顓頊曆や殷曆など、同じく、戰國時代に提案されたる曆の一種に相違ない。後に秦が天下を統一した時には、鄒衍の五行相勝説によりて帝王交替の順位を

土 木 金 火 水
黃帝 夏 殷 周 秦

と見て、秦は水徳を以て王たるものと考へたので、自ら顓頊の後なりとし、當時施行の曆を顓頊曆と名づけ、孟冬十月を以て年始とし、端月(正月)として居るのは有力なる參考事實である。

顓頊曆、殷曆、及び古顓頊曆、殷曆古法等、戰國時代に提案され論議されたる曆法の研究は、三正論及び五徳終始説の研究と相俟つて、戰國時代に於ける學術發達史の闡明に關し、有力なる材料を提供するであらうと思はれる。なほ他日の講究を期したい。

周初時代に於ける歳星に關する説話は、なほ晉語にもあり、姜氏が晋の公子重耳に説く辭の中に

吾聞晋之始封也。歳在大火。闕伯之星也。實紀商人。下略

とあるが、大火は鶉火より三年後に當るので、これは唐叔虞の始めて封せられたのが、武王伐殷の年より三年後か又は十五年後かといふことを示して居る。始封の年は史に明記はない。なほ後に論ずることゝする。

月の相と日の干支

(1) 朏と生霸死霸

朏が三日月であることに就ては疑はないが、生霸死霸が月の如何なる相を指すものなるかに就ては古來著しき意見の相違があり、劉歆の解釋は一見必ずしも妥當とは思はれない。俞樾の生霸死霸考には此問題の真相を述べて詳細に論究して居るが、更に近時故王國維の提出せる新説國學叢刊卷二十、生霸死霸考、觀堂集林卷頭に採録は頗る傾聽すべきものである。其説によれば、既生霸既死霸等はある特定の日を

指すものではなく、一ヶ月を四分して七日乃至八日宛の區切とし、これを

初吉 既生霸 既望 既死霸

と稱へたものであり、哉生霸旁生霸、哉死霸旁死霸といふのは、それ〴〵既生霸、既死霸の第一日、第二日を指すものであらうといふので、其論證としては、宣王時代のものと思はるゝ、虢季子白盤、吳尊蓋、師虎、散伯、吉父盤、及び頌鼎、頌壺、頌壺、及び幽王時代のものと思はるゝ、師免、散等にある銘文、それに武成及び顧命の日月を引用して居る。なほ生霸望也、死霸朔也といふのは、劉歆の始めて提出したる私見で、漢代までの諸儒の意見は、今文家古文家共にこれと一致しないことを立證して居る。理路頗る明白で、私はこの説に賛成し、この見解に基いて周初の日月を吟味して見ようと思ふ。

思ふに初吉、既生霸、既望、既死霸の四分月法は、後に西洋方面にて發達するに至りたる週法の原始的のものであり、周初に周の民族によりて輸入されたものであらうと思はれるが、支那本國には上代以來、月を三分する句法が既に久しく行はれて居つたので、新輸入の週法は一般に用ひらるべき餘地もなく、發展せずして終つたものであらう。なほ朏は句法週法を問はず月の初日として用ひられて居つたものであらう。

が、やがて二十八宿法によりて溯りたる朔を月初とするに至つたので、混雜を防ぐための關係からも早く忘却され、かくして朏、生霸、死霸等の文字は、劉歆時代には、一般には既に其意味が不明となる程になつて居つたものと見える。

なほ王國維の生霸死霸考には、四分月法を以て朔から晦までの一ヶ月を四分したるもの、如く見て居るが、私は前述の理由によりこれを少しく改めて、朏より始まる一ヶ月を四分したるものと見たいと思ふ。頒曆の如き方法によりて前以て月の區切りを知らせるといふのではなく、自然的に新月を見てこれを朏とし月初とし、それより七日毎に區切りて初吉、既生霸、既望、既死霸と名づけ、最後の既死霸だけは或は八日或は九日で、新月の見ゆるまで續けることとしたものであらう。従つて週法と後の朔望月とを對照すれば、大體次の如きものであつたらうと思はれる。

	初吉	既生霸	既望	既死霸
大月を承けて	2 8	9 15	16 22	23 2
小月を承けて	3 9	10 16	17 23	24 1

(2) 記述は當時のものか

召誥、洛誥及び顧命は今文尙書として傳へられて居るもの、武成及び畢命は漢書律歷志中に引用されて居るので所謂中古文として傳はりたるもので、是等は何れも古くから傳來せる根本史料を孔子が整理し編纂されたものといはれて居る。思ふに孔子の時代には、數百年を溯りて月の相を推算せんと試みる程の自信ある曆法はまだ發達して居らなかつたであらうし、又現に春秋の曆日の場合には、頗る亂雜なる當時の曆日を記録のまゝに編纂し少しも手を加へたる痕跡がないのを以て見れば、是等周書の日月も亦傳來の有の儘を傳へて居るもので、決して孔子時代に作成したもので、修正したものではないに相違ない。前節にて研究したる所によれば、戰國時代に作られたる周語の中には、武成の日月を其まゝ翻案して載せて居ると思はれるので、これによつて見ても武成の日月は古き傳來のものであることが察せられる。

但し細心に注意しなければならぬのは、戰國時代より秦漢にかけては、夏正周正の論が喧しく、しかも其中には秦時代に十月を以て歲始とするといふ程に偏つたものもあつたので、或は古くより傳はれる記録中にある月名をも改訂したことがないとも限らないことである。しかも改訂はもとゞ訂正者の誤解に基いて居るので、

或は前に或は後に、必しも一定して居ないかも知れぬ。現に武王の孟津を渡つた日が、書序では一月戊午、尙書大傳及び周本紀では十二月戊午となつて居り、又般を滅ぼした日が、現行の律歷志引武成では三月甲子となつて居るが、これは明かに始めは二月であつたものが傳寫の間に三月と誤つたものであらうと思はれて居り、周本紀では二月甲子となつて居るが、集解には徐廣曰二一作正と注して居り、齊世家では正月甲子となつて居る。

書序に「惟十有一年、武王伐殷、一月戊午、師度于孟津」とあり、律歷志にはこれを二段に切つて引用し、惟十有一年、武王伐殷といふのは、觀兵の時のことであり、後の一月戊午といふのは二年後(十三年)の時のことであるとして居る。これは甚だ無理な話で、段玉裁「古文尙書撰異」が書序の古き形には定めし前後兩段の間に若干の文句があつたのであらうとしてこれを解釋せんとして居るのも容易に首肯し難い。王國維「生霸死霸考」は、一月戊午、師度于孟津を以て觀兵の時のこと、見ようとして居るが、私は後節に述ぶるが如く、九年觀兵十一年伐殷であつたこと、思ふので、この書序全體を伐殷の時に關するものと見たい。

書序の作者は、自ら推算して日月を作つたとは思はれないので、定めし眞古文大誓の中にあつた記述に基いて、一月戊午、師度于孟津と序したものであらうと思ふ。但し經には單に戊午とあつたか、或は二月戊午(武成二月甲子の六日前に當る)とあつたものを、作者當時の考にて、周正二月は殷正一月なりと解釋し、誤解に基きて一月戊午と記したものかと思はれる。いづれにしても一月戊午は、確かなる證據として周初年代研究の材料とすることは出来ない。

尙書大傳に「惟丙午、王逮一に還に作る師、前師乃鼓、鼗、鞀、師乃怡、前歌後舞」とあり、或は大誓の本文かといはれて居る。なほ律歷志には一月に「癸巳、武王始發、丙午、逮師、戊午、度于孟津」現行律歷志には丙午、還師となつて居るが、詩大明疏引律歷志には丙午、逮師となつて居るので、この方が原文の形であらうとあるので、兩者の關係如何は頗る微妙なる問題である。思ふに劉歆は周語と武成とを調和するために、師は先發し、武王は後から出發したことをしたので、逮師を必要とし、大傳とは無關係にか又はそれを誤解して丙午、逮師と述べたものであらう。大傳の原文は王鳴盛尙書後案の説の如く「惟丙午、還師」で、觀兵、還師の時のことであり、伐殷の一月に關したものではなかつた

のが却て後世に至り律歴志に影響されて逆輸入的に丙午遺師と變じたものであらうと思はれる。

周初に於ける月の相及び日の干支に就ては、劉歆の採用せる材料の外に、なほ逸周書に若干の記載あり、殊に世俘解は全體が武成と類似して居る上に、日月の記載は劉歆の引用せる武成よりは少しく多く、鄭保解及び寶典解には朔の干支が載せてあるが、是等も亦周初當時の記録の傳はりたるものと見做して、周初年代推定の材料に供し得べきか否かは、慎重に考究して見なければならぬ。私は後節に述ぶるが如き理由により、逸周書所載の日月は、律歴志世經に於ける劉歆の推算を見て然る後に作製したるものと認めるので、周初年代決定の材料としては價值なきものとし、これを採用しない。

結局、周初に於ける月の相と日の干支との關係を研究するための根本史料としては、私は武成、召誥、洛誥、顧命、畢命を取り、國語、書序、大傳、史記、逸周書、緯書等は第二次的のものとしてこれを參考する程度に止めようと思ふ。

(3) 月次序列

武成に記載されてある伐般の歳の日月は

一月 壬辰⁽²⁹⁾旁死霸。 癸巳⁽³⁰⁾。

二月 既死霸粵五日甲子⁽¹⁾。

四月 既旁生霸粵六日庚戌⁽⁴⁷⁾。 辛亥⁽⁴⁸⁾。 乙卯⁽⁵²⁾。

であるが、劉歆の如く死霸を朔、生霸を望として解釋すれば、二月と四月とが相調和しない。劉歆は二月と四月との間に閏月を置き

正月辛卯⁽²⁸⁾朔。 二月庚申⁽⁵⁷⁾朔。 閏月庚寅⁽²⁷⁾朔。

三月己未⁽⁵⁶⁾朔。 四月己丑⁽²⁶⁾朔。

としてこれを解決することにしたが、恰も好し、三統歴によれば此年は周公攝政五年朔旦冬至の歳より十年前に當り、曆法上丁度二月に閏があるべき筈になつて居るので、豫てより三統歴を以て天地自然の曆法であり、遙かの上代より行はれて居つたものと考へて居つた劉歆は、これによりて愈三統歴に對する確信を得たことであつたらうと思はれる。

然し其後の多くの學者は、少くとも周初の頃には必ずや歳終閏が行はれて居つた

ものと信じて居るので、劉歆の閏二月を以て當時の事情に合はぬものとし、何等か他に疏通の方法を講せんと苦心して居る。林春溥(克殷日記)は、一月二月はまだ殷の代なので殷正を用ひたる丑月寅月であり、四月は明かに周の代となつたので、周正によれる卯月であらうとして武成の日月を整理せんと試みたが、同書の卷末には、此説は自分ながら無理らしく思ふと斷つて居り、陳目綱(漢志武成日月表)は、一月二月は武王起兵の一月二月で、此場合は亥月子月に當り、四月は周の代の秩序が立つたので周正を用ひたる卯月であるとして居るが、この兩説は共に頗る無理で、如何に此問題に就て學者が窮して居るかを示すだけのものであり、到底周初當時の事實であるとは思はれない。

殆ど行詰りたる武成日月の解釋に對し疏通の途を開いたものは生霸死霸に関する王國維の新説である。其説に従へば

一月戊辰朔壬辰旁死霸は二十五日、

二月戊戌朔既死霸二十三日庚申、粵五日甲子は二十七日

三月丁卯朔、

四月丁酉朔、既旁生霸は十日丙午、粵五日庚戌は十四日

(律歷志引武成には粵六日庚戌となつて居るが、王國維は武成の原文は粵五日庚戌であつて劉歆が五を六に誤つたものと見たであらう)

となるので、是等の日月は其儘にて誠によく納つて居る。實に生霸死霸に關する王國維の新説は、この武成日月の問題から思ひついたものなのであらうが、千古の難問題が如何にもすらくと解釋さるゝといふことは、新説の妥當なることを示すと同時に、又一方には、武成が周初當時の眞實の記録であることの信頼を強めるものといふことが出来る。

月次が周正によつたものか殷正によつたものかといふことは問題ではない。周初には周正も殷正もな

周初の年代

	壬辰	丙午	甲子	乙庚	卯戌
劉歆	一月	二月	三月	四月	四月
陳目綱	一月	二月		周四月	周四月
林春溥		殷一月	殷二月	周四月	周四月
王國維	一月	二月	三月	四月	四月

六九

く、當時の幼稚なる智識にて出来得る限り所謂夏正に近き曆を用ひて居つたものに相違ない。

月次序列に關する種々の説の相互關係を圖示すれば下の如くである。

周初の月朔表

(1) 傳來の記録

前節に講究せる所により、周書に記載せる月の相に基き、それ〳〵の月の初日なる朏の日を推算し、これを列記すれば次の如くである。

(a) 武成の歲

一月壬辰(29)旁死霸

故に庚午(7)朏

二月既死霸粵五日甲子(1)

故に己亥(36)朏

四月既旁生霸粵六日庚戌(47)

故に丁酉(34)朏

(若し粵五日庚戌と取れば)

戊戌(35)朏

(b) 召誥の歲

二月既望粵六日乙未(32)

故に丙子(13)朏

三月

丙午(43)朏

(c) 顧命の歲

四月哉生霸の後に甲子(1)

故に丁巳(54)以前朏

(d) 畢命の歲

六月

庚午(7)朏

(2) 推算月朔表

劉歆は三統歴によりて周初の日月を研究したが、三統歴では一ヶ月の長さを二九五三〇八六と取つて居り、眞正の値より〇〇〇二七だけ長いので、丁度三百年に就て一日の差を生ずる筈であり、なほ其基點に取つた太初元年十一月甲子朔旦夜半は、眞正の合朔より〇五日後に當つて居るので、三統歴を用ひて溯りて周初の頃の合朔を推算すれば

$3105 = 27 \times 115$ で、約二・五日程早く誤つて居る筈である。

周初の時代に於ては、固より一定の曆法はなく、月は三日月の見え始めを以て朏と

し月初とする程度であり、季節に就ては、大體立春の頃を正月とし年始とする様に、時々歳終閏を置きて調節して居つたであらうと思はるゝので、其當時實行せる月の大小の交替や、置閏の歳などは到底今日より推定することは出来ない。従つて我々は曆法の如何に論なく、たゞ成るべく當時の朔晦に近きものを推算して、これを當時の記録と比較すればよい。

私は簡單なる推算法を撰びて、先づオッポルツェルの日蝕表により、西紀前一〇六六年ユリウス曆四月八日(ユリウス積日一三三二一六四)午前一時(支那地方時)が合朔であつたことを見、それによりて其年正月(夏正朔)の干支は戊戌(35)で、太陽曆(グレゴリオ曆)一月二十九日に當ることを知りてこれを基點とし、閏月の挿入は、般歴又は三統歴にて章首に當る西紀前一〇七四年末を始めとして、三、二、三、三、二、三、三年目の年末に、連大月は前一〇六六年の年始を中に挟みて、一五、一七、一七月毎に置くことゝして、別表の如き周初月朔表を作製した。

この月朔表はほぼ當時の實際に近いものではあらうと思はれるが、要するに單に一の想定曆に過ぎないので、當時實行の曆日はこれに比して、朔の干支で一日、季節で

は二、二ヶ月の差は免れないことゝ見なければなるまい。

〔別表折込み圖〕

(3) 年代推定

前兩項にて製作せる記録と推算とを對照すれば、武成の日月に近きものを與ふる年としては

1030
1035
1040
1056
1061
1066
1071
1092
1097
1102
1123

等であるが、第四節に考究したる歳在鶉火の條件をも併せて満足するものは

1030
1066
1102

の三つである。朏の日取が僅に一日宛の出入なので、嚴格に論することは出来ないが、この三つの中最もよく適合するものは西紀前一〇六六年である。

武成の歳として前一〇六六を採れば、召誥及び畢命の歳は其以後にてほぼ適當の範圍内にあるものゝ中にて物色し、召誥の歳は一〇五七又は一〇五二、畢命の歳は一〇一五又は一〇一〇等となるが、更に武成の歳として一〇三〇及び一〇一〇二を採り

たる場合をも講究し、是等を併せて表示すれば次の如くである。

武成の歳 召誥の歳 畢命の歳 (d)(b)(a)	第一	第二	第三	第四	第五	第六
一〇六六 一〇五七 一〇一五	一〇六六 一〇五二 一〇一〇	一〇三〇 一〇二一 九七九	一〇三〇 一〇一六 九七四	一一〇二 一〇九三 一〇五一	一一〇二 一〇八八 一〇四六	

第二、第三、第四は(d)に於て、第五、第六は(a)に於て無理が大きいので、結局第一案が比較的最も無難だといふことに歸着する。

顧命の歳は畢命の歳より十二年前に當ることは書の内容より見て明かなので、第一案を採れば西紀前一〇二七年となり、月朔表によれば四月庚戌(47)朔で、甲子は月の十五日に當り、(イ)の條件を満足して居る。

年次序列

周初の書相互の年次序列に就ては、明瞭なる記載がないので、學者の意見が一致しない。我々は當面の問題を成るべく狭く限りて

- (a) 武成 克殷の歳
- (b) 召誥 既死覇、既死覇、既旁生覇
- (b') 洛誥 周公攝政七年 肅、既望
- (c) 顧命 成王末年 哉生覇の後に甲子
- (d) 畢命 康王十二年 肅

の五つの書相互の間隔に就て考ふるに、武成が克殷の歳、洛誥が周公攝政の末年なる七年、顧命が成王の末年、畢命が康王の十二年のものであることは、其内容から見て少しも疑はなく、従つて(c)と(d)との間隔が十二年であることは明かである。召誥は普通には洛誥と同年のものと思はれて居るが、鄭玄は大傳に五年營成周とあるのに基いて周公攝政五年の時のものと見て居る。其代りには成王親政の在位年数が、普通には三十年と見られて居るのを、鄭玄は二十八年と見て居るので、(b)と(c)との間隔は何れにしても三十年といふことになつて居る。要するに(b)間三十年、(c)間十二年といふことに就ては學者間に異説がない。これは(b)共、(d)共に肅の干支が記してあるので、其間隔に條件があり、三五、四二、四七年等に限られ、多くの異説を容るゝ餘地が

ないためであらう。成王の親政在位年数は、劉歆の三十年説と鄭玄の二十八年説以外には、書及び史記に據るべき記載がないが、(b)の(d)の間隔は之を四十二年として、拙の推算が最もよく適合するのであり、又他に之を變更すべき理由もないので、私は(b) (d)間四十二年説に従ふこととする。

(a)と(b)との間隔は、一方には死覇、一方には牖が記してあるので、生覇死覇の解釋で一定しない。劉歆の解釋に従へば八年若くは十三年となるのであり、王國維の解釋を用ふれば、九年若くは十四年の中でのなければならぬことになるのであるが、此問題に關しては古來異説頗る多く、容易に歸着する所を知り難い。なほ殷末周初に關する周書の紀年は文王受命の歳から數へたものといはれて居るが、伐般の歳と、文王の崩したる歳と、受命の歳との相互間隔如何といふ問題も關聯して居るので、更に一段の混雜を加へて居る。

(a)と(b)との間隔を定むるためには、月の相に關するもの以外には、記録によりて、武王克般後の在位年數崩後周公の攝政に至るまでの間隔、及び召誥は攝政の何年に當るかを明かにすればよいのであるが、是等に關する直接の材料としては

(イ) 洪範 惟十有三祀。王訪于箕子。

(ロ) 金縢 既克般二年。王有疾弗豫。

(ハ) 洛誥 戊辰王在新邑。烝祭歳中略在十有二月。惟周公誕保文武受命。惟七年。

(ニ) 書序 惟十有一年。武王伐般。一月戊午。師渡盟津。作大誓三篇。

等であり、これだけでは決定し得ないので、此他になほ色々のものを参考しなければならぬ。

(ホ) 周語 昔武王伐般。歳在鶉火。

晉語 吾聞。晋之始封也。歳在大火。

(ヘ) 管子小問篇 武王伐般。克之。七年而崩。

(ト) 呂氏春秋制樂篇 凡文王立國。五十一年而終。

首時篇 (武王)立十二年而成甲子之事。

(チ) 尚書大傳 天乃大命文王。文王受命。一年斷虞芮之質。二年伐于。三年伐

密須。四年伐吠夷。五年伐耆。六年伐崇。七年而崩。

周公攝政。一年救亂。二年克殷。三年踐奄。四年逮侯衛。五年營成周。六年制禮樂。七年致政成王。

(リ) 禮記文王世子 文王謂武王曰。女何夢矣。武王對曰。夢帝與我九齡。文王曰。女以爲何也。武王曰。西方有九國焉。君王其終撫諸。文王曰。非也。古者謂年齡。齒亦齡也。我百爾九十。吾與爾三焉。文王九十七乃終。武王九十而終。

(ヌ) 史記周本紀 詩人道。西伯蓋受命之歲稱王。而斷虞芮之訟。後七年而崩。中略九年。武王上祭于畢。東觀兵。至于盟津。中略是時諸侯不期而會盟津者。八百諸侯。諸侯皆曰。紂可伐矣。武王曰。女未知天命未可也。乃選師。歸居二年。中略以東伐紂。十一年十二月戊午。師畢渡盟津。中略二月甲子昧爽。武王朝至于商郊牧野乃誓。中略武王已克殷。後二年。問箕子。殷所以亡。中略武王病。天下未集。羣臣懼穆卜。周公乃祓齋。自爲質。欽代武王。武王有瘳。後而崩。太子誦代立。是爲成王。成王少。周初定天下。周公恐諸侯畔。周公乃攝行政當國。中略

魯世家 武王九年。東伐至盟津。周公輔行。十一年伐紂。至牧野。中略武王克殷二年。天下未集。武王有疾不豫。中略明日武王有瘳。其後武王既崩。成王少在強葆之中。周公恐。天下聞武王崩而畔。周公乃踐祚。代成王。攝行政當國。中略

成王七年二月乙未。王朝步自周至豐。使太保召公。先之維相土。其三月周公往營成周維邑。中略及七年後遷政成王。北面就臣位。下略齊世家 九年。欽修文王業。東伐以觀諸侯集否。中略十一年正月甲子。誓於牧野。伐商紂。

封禪書 武王克殷二年。天下未寧而崩。
(ル) 逸周書文傳 文王受命之九年。時維莫春。在鄙。召太子發曰。嗚呼我身老矣。

明堂 既克殷六年而武王崩。成王嗣幼弱。未能踐天子之位。周公攝政。君天下。弭亂。六年而天下大治。乃會方國諸侯于宗周。大朝諸侯明堂之位。
(ヲ) 僞古文泰誓 惟十有三年春。大會于孟津。

(1) 史記

史記によれば、殷末周初を通じての紀年は文王受命の年より數へ、七年文王崩、九年觀兵、十一年伐殷、十三年武王崩、翌年より七年間周公攝政、其翌年より成王親政で、これは本紀、世家、封禪書を通じて一貫して居り、全く書及び大傳によつたものであらう。互によく調和して少しの疑義もない。思ふに太史公時代までは周初の年次序列に對して著しき異説がなかつたものと見える。月次の不一致は、夏正周正論の累する所となり、後に傳寫の間に誤つたものであらう、深く尤むるに足らぬ。

(2) 律歷志世經

劉歆は史記の年次序列を見て居るにも拘はらず、これを改めて九年文王崩、十一年觀兵、十三年伐殷、武王在位七年(克殷の歲を加へて)、周公攝政七年として居るが、これは全く推算の結果斯の如く整理したもので、しかも其推算の徑路もはや明かである様に思はれる。

生霸死霸に對して劉歆の下したる解釋に従へば、武成と召誥との間隔は八年か又は十三年の中でなければならず、しかも召誥は周公攝政の末年のものとして居るの

で、この間隔年數より七年を減すれば、克殷後武王崩年までは一年か又は六年でなければならぬといふことになり、前者は明かに金縢の經文に背くので、必然的の歸結として、武王は克殷後六年(克殷の年を併せて七年)にして崩じたものと見るに至つたものである。

克殷の歲を受命十三年としたのは、かくして文王受命の歲をして克殷より十二年前ならしめ、同じく歲在鶉火であらしむるといふ緣起をかついたものであらう。

禮記文王世子の夢物語は、文王と武王との壽命の差が四つであることを示すものであるが、今前述の如く武王は克殷後六年にして崩じたものとし、なほ伐殷は文王崩後四年といふ從來の説を取るとすれば、文王崩年と武王崩年との間隔は十年となるので、結局文王武王父子の年齢の差は十四とならなければならぬことになる。劉歆はかくして計算したる結果を律歷志世經に「文王十五而生武王」と述べて居る。

「文王十五而生武王」といふことは普通に大戴禮の文として傳へられて居るが、これは傳ふるものゝ誤で、正しき出典は律歷志世經であり、しかもそれは劉歆が推算の結果、果然かるべき筈として記したるものに外ならぬ。世經の記載例によれば、古き文獻

より證據として引用したるものに對しては必ず皆故曰の二字を冠して居り、現に此場合に於ても九齡の夢物語に就ては「故禮記文王世子曰云々」と結びて以上の論斷に對する證據なることを明かにして居るのであるが、「文王十五而生武王」の文に就ては其形式を取らず、明かに引用文に非ざることを示して居る。

「文王十五而生武王」の大戴禮出典説は如何にして起つたか、少しく傍系の問題ではあるが、此機會に其來由を述べて完全に此説を葬りたい。私の調査した所によれば誤傳の源は全く孔穎達の五經正義である。

(イ) 秦誓疏 大戴禮云。文王十五而生武王。則武王少文王十四歲也。

(ロ) 金縢疏 案大戴禮文王世子篇云。文王十三生伯邑考。十五生武王。

又 王肅金縢注云。文王十五而生武王。

又 依大戴禮。文王之年少文王十四歲。

(ハ) 文王之什疏 若然鄭於金縢之末注云。文王年十五生武王。

(ニ) 幽譜疏 故金縢注云。文王十五生武王。

又 案大戴禮文王世子篇云。文王十三生伯邑考。十五生武王。

又 王肅金縢注云。文王十五而生武王。

(ホ) 標有梅疏 許慎の五經異義を引き

(許慎)謹案。舜三十不娶謂之鰥。禮文王世子曰。文王十五生武王。武王有兄伯邑考。故知人君早昏所以重繼嗣。鄭玄不駁。

(ヘ) 禮記昏義疏 同じく五經異義を引き

許君謹案。舜三十不娶謂之鰥。文王十五而生武王。尙有兄伯邑考。知人君早昏娶不可以年三十非重繼嗣也。

(ト) 帝王世紀 (文王)年十五而生太子發。

(チ) 史記正義 大戴禮云。文王十五而生武王。

同じ五經異義の文を引用して居るものであり乍ら、(ホ)標有梅疏の文には「禮文王世子曰」とあり、(ヘ)禮記昏義疏の文にはない。これは言ふまでもなく許慎の原文には無かりしものであらう。これに對して陳壽祺は五經異義疏證に

幽譜正義引大戴禮文王世子篇云。文王十三生伯邑考。十五生武王。與異義所引文合。是大戴禮亦有文王世子一篇也。

といふて居る如きは、餘りに孔疏を妄信し過ぎて居る。思ふに文王十五而生武王の文は、劉歆が其推算の結果として世經に記入したるもので、後漢より魏晉に至る間に許慎、鄭玄、王肅、皇甫謐等の諸儒によりて引用されて居るが、無論誰人も大戴禮の文とは認めて居らぬ。唐初に至りて、孔穎達がこれを五經正義に引用するに當り、始めて或は大戴禮曰、或は大戴禮文王世子篇曰など、誤つたもので、定めし九齡の夢物語が禮記文王世子篇にあること、混同したものであらう。爾來史記正義を始め多く皆其誤を蹈襲して居るだけなので、他に何等の根據はない。

(3) 鄭玄

鄭玄の説は、詩正義文王之什及び函譜の疏に引用されて見えて居るが、それによれば要するに大傳史記の説と劉歆の説とを折衷したるものである。大傳によりて受命七年文王崩としたる上に、劉歆の説に従つて十三年伐殷とし、なほ禮記文王世子によりて文王崩と武王崩との間隔を十年としたので、克殷後四年にして武王崩となつたものである。若し其後に直ちに周公攝政七年を續くること、すれば武成と召誥との間隔が合はないので、丁度其間に三年の喪と周公居東二年とを置くこと、し、武

王崩後五年に周公攝政元年を置くこと、したので、其結果として召誥を攝政五年のものとし、成王親政の在位年數を二十八年とするに至つたものである。劉歆が文王受命の歲に歲星鶉火にあり、鶉火は有周の分野なりと縁起をかついだのに更に一步を進めて、文王受命の歲には赤雀、武王觀兵の歲には白魚の瑞兆を配すること、したのは、後漢時代を風靡した讖緯の説にかぶれたものであらう。いふまでもなく赤雀は即ち朱雀で鶉火に當つて居るのであるが、二十八宿若くは十二次を四つに分けて四つの靈獸を配し、鶉首、鶉火、鶉尾を朱雀に當てたのは、戰國時代の十二次制定當時から始まつて居ること、思はれる。

(4) 逸周書其他

逸周書に就ては後節に詳説するが如く、其曆日は漢書律歷志の推算を見たる後に、しかも恐らくは後漢末以後に、作製したるものに相違ないと思はれるのであり、僞古文や王肅、皇甫謐の説は全く劉歆を祖述して居るに過ぎないので、是等は何れも獨立せる研究材料とするの資格がない。皇甫謐史記集解引帝王世紀が武王定位歲在乙酉、六年庚寅崩といふて居るのは、劉歆の説と一年の差があるが、これは他に引用せる

皇甫謐の説と調和しない、或は竹書紀年に基いて後から書き加へたものであらう、後に論ずることとする。

(5) 受命の歳

洪範にある惟十有三祀や、書序の惟十有一年は何れから數へたものかといふことに就て兩説がある。一は是等の紀年は文王受命の歳から數へたものであるといふので、大傳や史記や、劉歆や鄭玄の説であり、漢代を通じて殆ど異説なく、王肅皇甫謐も是に従つて居る。一は是等の紀年は武王即位から數へたものであるといふので、呂氏春秋、逸周書、竹書紀年の説であり、蔡沈の書集傳はこれに従つて居る。

受命紀年か即位紀年かといふ問題は、理想論や大義名分論と錯綜し、これに關する論争は動もすれば純學術的なる紀年學の範圍を脱して居る。我々は當面の問題として、歴史上の大事件なる武王伐殷やこれに關聯して召誥洛誥の年代を講究することに限つて居るので、受命の歳と伐殷の歳との間隔は、問題の主要部分には關係がない。我々は先づ第一の問題を講究し、それが解決されたる後に、伐殷の歳を基點として文王崩年や文王受命の歳に至る間隔にも研究の歩を進めることにしたいと思ふ。

(6) 年次推定

我々は生霸死霸に就ては王國維の解釋を以て正當なるものと認めるので、それに従へば武成と召誥との間隔は九年か又は十四年かの中でなければならぬのであるが、前に掲げた諸説の中、劉歆の説は誤りたる解釋に累されたるものとして之を捨て、溯りて史記の説を見れば、克殷後二年にして武王崩じ、それより七年間周公の攝政となつて居るので、武成と召誥との間隔は丁度九年となり、恰も好く月の相からの推算に適合する。王國維の考證によれば、漢代には生霸死霸に關する正しき解釋がなほ一部の學者間に傳へられて居つたと思はるので、或は太史公自身も月の相による推算を年次序列に利用したかも知れないのであるが、若し太史公が其推算を應用したものとすれば、劉歆の生霸死霸に對する解釋が古來の傳統と異なりたる誤りたるものなることが明かに證明されるのであり、若し又太史公は其推算を試むることなく、單に記録によりて得たるものであるとすれば、その説が現によく推算に適合するといふことは、大に該記録に對する信頼を増さしむるものといはなければならぬ。

私は更に晋語に「晋之始封也、歲在大火」とあることを考究して見たいと思ふ。これは唐叔虞の封せられたる年として戦國時代に信せられて居つたのは、克殷後三年か又は十五年かの中であつたといふことである。唐叔虞の封せられた年は、竹書紀年の外には明かなる記載はないが、これに就ては一條の物語が傳へられて居る。唐叔虞が封せられた土地で珍らしき嘉禾を得たのでこれを成王に献じ成王はこれを東に居る周公に餽り、歸禾といふ篇を作り、周公は東に居つて嘉禾を受けたので、嘉禾といふ篇を作つたといふ話で、現に書序に

唐叔得禾。異畝同穎。献諸天子。王命唐叔歸周公于東。作歸禾。

周公既得命禾。旅天子之命。作嘉禾。

とあり、歸禾、嘉禾の兩篇は鄭玄時代に既に亡んで今日に傳はらないが、此話は史記周本紀及び魯世家に載せてあり、それによれば此事件は周公攝政の始め、武王崩後の間もなき時でなければならぬと思はれる。

竹書紀年には、成王十年(周公攝政を併せて數ふ)の條に唐叔虞を封じたことがあり、十一年の條に嘉禾の話が載せてあるが、これでは史記に載せてある話と調和しない

のみならず、晋の始封は克殷後三年か又は十五年かといふ晋語の條件にも適合しないので、竹書紀年の是等の記事は後世の摺入としてこれを捨つべきであらうと思ふ。若し史記の説に従つて、武王崩年を克殷後二年とすれば、晋の始封は其翌年即ち克殷後三年にありしものなるべく、嘉禾の物語にも、晋語の條件にも、少しも差支なく適合する。

史記の説を探ることゝすれば、これと調和せざる史料は、管子小問篇に「武王伐殷、克之、七年而崩」とあること、及び禮記文王世子の夢物語である。管子は或は先秦の文献であるかも知れないが、今當面の問題なる「武王伐殷、克之、七年而崩」とある文も亦先秦のものであるとは斷じ難い。この文は管子卷十六小問篇にあるのであるが、卷十六は、封禪第五十、禘編一、小問第五十一、禘編二、及び内業第五十二、禘編三、の三編より成り、禘編といふのは、傳本には早く散逸して欠けたので、古書に引用したものを集めて補つた部分であらう。現に封禪篇に就ては唐代の古註に

元篇亡。今以司馬遷封禪書所載管子言。以補之。

とあり、明の趙用賢は禘篇に關して

裸篇已下。多非管子書。語意大不類。

といふて居る。要するに問題の文は、始めから管子の完本の中に載せられて傳はつたものではなく、後世の或る時期に他の古書中から管子の文なりとして還原されたものであることは疑ない様である。従つて若しそれが劉歆以後であれば、或は還原の際に、當時一般に信せられて居つた劉歆の七年説が誤つて混入したものであるかも知れない。兎に角、傳統上必ずしも多くの信用を要求する資格はなきものと見なければならぬ。禮記文王世子の夢物語は秦漢時代に作られたものであらうが、始めから夢物語である以上、何程の信用をおくべきかは判じ難い。いづれにしても此兩者は、太史公が採用して居らぬのを以て見れば、あまり多くの價値を有するものとは認むることが出来ない。私は史記の權威に信頼し、他の材料と調和せざる此兩者を捨てることにしたいと思ふ。

逸 周 書

逸周書には周初の暦日や紀年に關する記載があるが、是等は當時より傳はれる史

料と見るべきや否や、若し後人の作爲せるものならば、何れの時代に如何なる曆法によりて推算せるものであらうか。これは慎重に考究して見なければならぬ。

逸周書は時として又汲冢周書とも稱へられて居るが、四庫提要によれば、決して汲冢から出たものではなく、漢書藝文志に周書七十一篇とあるものに相當し、左傳史記を始め兩漢の諸書に引用されて居るので、漢代相傳の書である。なほ其内容から見て陳振孫(書錄解題)は戰國以後の人の作爲する所といひ、姚際恒(古今僞書考)は殆ど後漢人の作爲する所といふて居るのも傾聴すべき相當の根據があり、更に又天文曆法に關する方面から見ても、周月解に「惟一月既南至云云」とあることや、時訓解に呂氏月令と同一の七十二候のあることなどは、共に明かに此兩篇が戰國末期以後の產物なることを示して居る。思ふに逸周書は其一部分には或は古き傳來のものもあるかも知れないが、長き傳來の間、殊に西晋時代汲冢發掘前後頃に、新らしく附加されたものが頗る多いのではあるまいか。兎に角、其傳來に就ては多くの疑問があるので、我々は逸周書を引用するに當つては、無條件に之を信用することは出来ない。一々の篇に就て仔細に其内容を吟味したる上にて採否を決する外はない。

今逸周書の中より、周初の曆日に關し月の相と日の干支とを併せ記載せるもの、及び周初の年次序列に關する記載を有するものを摘記すれば次の如くである。

(イ) 鄩保第二十一 維二十三祀。庚子(37)朔。

(ロ) 小開第二十三 維三十有五祀。王念曰多□。正月丙子(13)拜望。

(ハ) 寶典第二十九 維王三祀。二月丙辰(53)朔。

(ニ) 世俘第三十七 維四月乙未(32)日。

維一月丙午(43)旁生魄。若翼日丁未(44)。

二月既死霸越五日甲子(1)。丁卯(4)。戊辰(5)。

壬申(9)。辛巳(18)。甲申(21)。

(四月)辛亥(48)。壬子。癸丑。甲寅。乙卯(52)。

(閏二月)庚子(37)。乙巳(42)。

時四月既旁生魄越六日庚戌(47)。辛亥越五日乙卯(52)。

(ホ) 文傳第二十五 文王受命之九年。時維莫春在郃。

(ヘ) 明堂第五十五 既克紂六年而武王崩。

(1) 世俘解

是等の曆日が如何なる曆法によるものか、何れの年代に適合するものなるかを考究するには、先づ曆日の記載の最も多き世俘を取り、これを同一の事件を記せる武成と比較するのが最も捷徑であると思はれる。現に兩者に於て

二月既死霸越五日甲子

四月既旁生霸越六日庚戌

は全く一致して居るので、其他の曆日に關しても兩者の記事は全然よく相調和すべきものであることは勿論なのであるが、一月に就ては

武成には 壬辰(29)旁死霸

世俘には 丙午(43)旁生魄

とあり、此兩者は、生霸死霸を劉歆の説の如くに解釋すれば、

壬辰は一月二日

丙午は一月十六日

で、互によく調和するが、若し王國維の説の如くに解釋すれば、旁生霸は上弦であり、旁

死覇は下弦でなければならぬので、全く相反撥して兩立しない。

これは頗る面白い事實で、これによりて直ちに世俘製作の年代を決定するに足るべき材料なのであるが、不幸にして世俘のこの「丙午旁生魄」の句は傳來の甚だ疑はしき句である。古き時代の世俘には

(イ) 惟一月丙辰(53)旁生魄。若翼日丁巳。

となつて居つたが、それでは如何にしても武成の月の相と調和せず、何等か傳來の間の誤があることは明かなので、抱經堂版はこれを

(ロ) 惟一月丙午(43)旁生魄。若翼日丁未。

の衍なりとして改め、爾來普通にそれに従つて居るのであるが、王鳴盛(尙書後辨)は、これは寧ろ武成と全く同じ日のことを述べたものならんとし、

(ハ) 惟一月壬辰(29)旁死魄。若翼日癸巳。

の誤つたものであらうといふて居る。なほ世俘の文が(イ)の形に誤つたのは非常に古くからのことであると思へ、惠棟は徧く宋本を求めて逸周書を校したが此誤字を改めることが出来なかつたといひ、なほ溯りては晋の孔晁が逸周書の注を作る時に

既に誤つて居つたと見えて、書序の一月戊午渡盟津とあまりに接近して居るのに顧み、師度孟津也と注して居る。

若し王鳴盛の説の如くであれば、前に述べた如き世俘と武成との比較の問題は、勿論直ちに消滅するのであるが、丙辰旁生魄を以て壬辰旁死魄の誤と見るのはあまりに無理な様に思はれる。これはやはり世俘の作者が、律歴志に丙午逮師とあるのを取り入れて(ロ)の如くに作つたものが、間もなく丙午は丙辰に、丁未は丁巳に誤つたものと見る方が、寧ろ穩當であらうと思はれるのであるが、それにしても其傳來にかゝる疑がある以上、若し單獨に此句だけならば、重要な問題を決定すべき證據材料としてあまりに大なる責任を負はせることは出来ない。

幸にも世俘の中には、丙午旁生魄と相照應すべき第二の證據がある。世俘記載の曆日は幾段かに分たれ屢反覆して居るので、少しく明瞭を欠く憾みはあるが、

二月既死魄越五日甲子(1)。丁卯(4)。戊辰(5)。壬申(9)。辛巳(18)。甲申(21)。

等の日が二月の中にあることは明かな様であり、又明かに四月の名を冠しては、四月乙未(32)。既旁生魄越六日庚戌(47)。

がある。是等は、若し生霸死霸に關し劉歆の解釋を取るとすれば、

二月庚申⁽⁵⁷⁾朔。 四月己丑⁽²⁶⁾朔

となるので、少しの差支もなく其月の中に納まるのであるが、之に反して若し王國維の解釋を取るとすれば、

二月戊戌⁽³⁵⁾朔。 四月丁酉⁽³⁴⁾朔

となり、丁卯⁽⁴⁾乃至甲申⁽²¹⁾及び乙未⁽³²⁾は共に三月の中でなければならぬことになるので、明かに相容れない。

要するに世俘所載の曆日は、武成の曆日以外には極めて僅かのものを附加したるに過ぎないのであるが、かく附加したる部分は

- (a) 丙午旁生魄。若翼日丁未
- (b) 二月丁卯乃至甲申
- (c) 四月乙未

の三項共に、生霸死霸に關する劉歆の説にはそのまま、調和し、王國維の説には衝突する。畢竟武成に記載せる曆日のみならず、劉王、孰れの説にても解釋の出来る餘裕が

あつたが、これに世俘記載の曆日を加ふれば、もはや王説にては説明できず、必ずや劉歆の解釋によらなければならぬといふことになるのであるが、既に第五節に詳論したる如く、王國維の説は古來よりの通説であり、劉歆の説は劉歆が始めて誤りたる僻説であることは疑もないので、畢竟世俘の曆日は、後世の人が劉歆の推算を見たる上にてそれに迎合して作爲したるものと見るより外はない。武成は當時の事實に基いた記録なので、生霸死霸に關する古來よりの通説(即ち王説)に適應することは、いふまでもなく、なほ劉歆の僻説と雖も巧みにそれに適應する如く作つた説なので、なほこれを容れることが出来たのであるが、世俘の作者は劉歆の僻説に基いて更に一步を進めたがために、もはや動きの取れぬものとなり、古來の通説にては解釋の出来ぬものとなつたので、明かに世俘は劉歆以後の産物であることを暴露して居る。

逸周書の作者が生霸死霸に關して劉歆の説を其まゝ踏襲して居ることは以上述べたる如くであるが、周初の年代を何れに置いたかは明瞭でない。これも亦劉歆の説を其まゝ承けて西紀前一一二二年と取つたか、又は後に述ぶる如き緯書の説に従つて西紀前一〇七〇年を取つたか、二つの中の一に相違ないとは思はるゝが、其何れで

あるかは明かでない。若し前者であれば言ふまでもなく、後者の場合と雖も、次節に詳説する如く、緯書の説は即ち殷歴による推算で、これは劉歆の説を見たる後に推算したものであることは疑もないので、結局逸周書の曆日を作爲したのは、劉歆の推算以後であるといふことには變りがない。私は逸周書曆日の作爲は恐らく緯書によつたもので、従つて周初の年代を前一〇七〇年と取つて居るのではないかと疑ふのであるが、次の二項を論ずるに當りては、繁を避けて、逸周書は前者即ち前一二二二年を取つたものとして論ずることゝする。何れを假定して論じても結論には變化がない。

(2) 寶典解

寶典解の維王三祀は武王即位の三年といふ意味であることは明かであるが、克殷の歳が何祀に當つて居るのか逸周書には明記がないので、従つて二月丙辰(53)朔は克殷前何年のことか判然しない。今試に西紀前一二二二年以前の月朔表を取り、二月朔の干支が丙辰(53)に近きものを物色すれば、前一二六、前一二三、前一三三、前一三七等であり、殊に其中の前一三一年を採れば、克殷前九年に當るので、丁度竹書紀年の如く

克殷を以て武王即位十二年のこと、見たことに適應するのであるが、二月朔の干支は、若し律歴志により、克殷の歳を以て前一二二年なりとし、周正月辛卯(28)朔であつたものとして、それより、溯りて推算すれば、癸丑(50)となるべき筈で、寶典解の二月丙辰(58)朔とは三日の差で一致しない。

熟思ふに、此差違は或は逸周書の作爲が曆數の計算に疎き人の手によりて成されたがために生じたるものではあるまいか。今若し作爲者は曆數に疎く、一ヶ月の長さは正しく二十九日半なりと思ひ込み、常に規則正しく月の大小を交替せしめ、少しも連大月を置くことなく、律歴志推定の克殷の歳より溯りて推算せるものとすれば、丁度寶典解記載の如くに、九年前即ち維王三祀に二月丙辰朔を得る筈である。

なほ逸周書の作者が曆數に疎き人であつたらうといふことは、世俘に附加せる曆日からも、又逸周書の多くの曆日の記載ぶりから見ても察せらるゝことである。世俘が律歴志引武成の日月以上に附加したのを見るに、其主もなるものは即ち丙午旁生魄であるが、これは劉歆が律歴志に丙午逮師と載せたるものを其まゝ蹈襲せるものであり、其他は極めて僅かの出入に過ぎない。これは作爲者が曆數の推算に關

しては甚だしく自信に乏しきことを示して居る様に思はれる。
(3) 其他

世俘、寶典の二つの例によりて明かなる如く、逸周書の曆日は漢書律歷志の推算を根據として、曆數に疎き人の手によりて作爲されたものならんと假定すれば、小開鄧保の二つの場合も亦容易に了解することが出来る。即ち小開維三十五祀は前一五一年で、正月壬戌⁵⁹朔なりとし、鄧保維二十三祀庚子朔は、朱右曾の説の如く、其内容より見て維四十三祀(即ち受命後)庚子朔の衍で、前一一四三年であるとすれば、此兩者は共に前一一二二年より出發し、一ヶ月の長さを二九五日として溯りたるものとして説明することが出来る。これは年次序列に於ては、文王即位五十二年にして崩じ、武王即位十二年にして、殷に克つたといふことに相當するので、恰も好く竹書紀年の説と一致して居る。

古き文献にて、周初の年代を文武即位の年より數へて居るのは、呂氏春秋首時篇、逸周書及び竹書紀年であるが、この三者を比較しなほ律歷志及び帝王世紀の説をも併記すれば次の如くである。

文王在位年數	呂氏春秋	竹書紀年	逸周書	律歷志	帝王世紀
武王即位より數へたる克殷の年	五一	五二	五二	四六	五〇
	一一	一一	一一	四	四

文傳と明堂との紀年が劉歆の説を受けて記されたものであることは今更いふまでもない。

斯くして逸周書の中、世俘、寶典、小開、鄧保、文傳、明堂の諸篇にある曆日や紀年は、凡て劉歆以後に作爲せられたものであることは少しの疑もないのみならず、加ふるに寶典、小開、鄧保に於ける紀年は竹書紀年と同様なので、何れが何れを踏襲したかは明かではないが、或は双方とも西晋時代の考へ方に基いて作られたものではなからうかと疑はれる。要するに逸周書記載の曆日や紀年は、何れも皆後世から作爲したものなので、周初年代を研究するに當りて何等の材料とすることは出来ない。

(4) 朱右曾の集訓校釋

朱右曾の逸周書集訓校釋では、逸周書記載の曆日を所謂周曆なるものによりて解釋して居るが、これは單に周曆といふ名に捉はれたる誤で、全く無意味のことである。

周曆といふのは前漢太初元年(前一〇四)前十一月甲子朔を以て基準的朔旦冬至の時期と見、それより一紀千五百二十年溯りたる西紀前一六二四年を以て曆元となせる四分曆の一種で、いはゞ太初四分曆と稱すべきものであり、史記に見えたる歴術甲子篇や前漢書律歴志世經に四分上元として引用せるものと同一のものである。漢代に提案され論議されたる曆で、決して周初から傳はりたるものではない。しかも逸周書所載の曆日を解釋せんとするに當りての根本問題は

周初の年代は何時か

生霸死霸は月の如何なる相を指すか

といふことではなければならぬが、朱右曾は克殷の歳を以て周曆元餘五〇二の年即ち西紀前一二二二年に當て、居り、旁死霸を月初、旁生霸を望後に當て、居るので、要するに主要點に就ては全く劉歆の説と推算とを其まゝ蹈襲して居るものである。よしや一二枝葉の點に於て周曆と三統曆との間に多少の出入ありとしても、それは殆ど問題とする程のものではない。此點に於て逸周書の作者も、これを校釋せる朱右曾も、全く同様の誤に陥つて居るので、兩者は共に、律歴志世經に於ける劉歆の推算

に對しては、これを充分によく理解し批判するだけの能力がなく、劉歆の推定し得たる結果(不幸にして誤りたる結果)を以て直ちに周初當時の事實なるが如くに速断し、僅にこれに一二の小細工を加ふることによりて周初の眞を發揮し得たりとして居るが如きは笑止の至りである。斯の如き誤認速断の結果として、逸周書の作爲者は、あまりに劉歆の推算に拘泥したるがために、却て逸周書が後世の僞托なることの馬脚を露はすに至つたのであり、朱右曾は其逸周書集訓校釋に於て、無意識的に劉歆の推定年代を用ひて解釋して居るにも拘はらず、

愚觀此書。雖未必果出文武周召之手。要亦非戰國秦漢人所能僞托。と推稱して居るといふ奇觀を呈して居る。

緯書と殷歴

(1) 易緯乾鑿度

緯書は哀平の際に起り後漢時代に盛行はれたものといはれて居るが、其中には古來の傳説にして儒者の整理と修飾とを経ざるものが多く含まれて居るのであら

うと信じて居る人が少なくないので、周初の年代を論ずるに當つても一應は緯書の所傳を調べて見なければならぬ。

不幸にして緯書は屢禁書の厄に遭ふて散逸したので、多くの古書に引用してあるものを集めて見るより外には方法なく、従つて其傳來は相應に疑はしきものといはなければならぬ。其中にて易緯乾鑿度は比較的傳來の確かなものとして四庫にも收められ、又幸にも其中には周初の年代に關する記事が含まれて居り、更に又偶然にも私はこの易緯乾鑿度の傳來に就て重大なる疑問を有して居るので、私はこゝに緯書の代表として易緯乾鑿度を取り、其中にある曆日紀年に就て少しく詳細に考究して見たいと思ふ。

四庫提要には

周易乾鑿度二卷永樂大典本 案周易乾鑿度。鄭康成注。與乾坤鑿度。本二書。晁公武竝指爲倉頡修古籍文。誤併爲一。永樂大典。遂合加標目。今考宋志有鄭康成注易乾鑿度三卷。而不及乾坤鑿度。則知宋時固自單行也。說者稱其書出於先秦。自後漢書南北朝諸史。及唐人撰五經正義。李鼎祚作周易集解。徵引

最多。皆於易旨有所發明。較他緯獨爲醇正。至於太乙九宮。四正四維。皆本於十五之說。乃宋儒戴九履一之圖。所由出。朱子取之列於本義圖說。故程大昌謂。漢魏以降。言易學者。皆宗而用之。非後世所託爲。誠稽古者所不可廢矣。原本文字斷缺。多有譌舛。謹依經史所引各文。及旁采明錢叔寶舊本。互相校正。增損若干字。其定爲上下二卷。則從鄭樵通志之目也

とあるが、その乾鑿度の卷下に

元歷無名。推先紀曰甲寅。推先爲歷始名。言無前也。○按錢本正文元歷十字。(中略) 作歷元名推先紀日甲子歲甲寅。注推字作推。

今入天元二百七十五萬九千二百八十歲。昌以西伯受命受洛書命 爲天子也 入戊午部二十九

年。伐崇侯作靈臺。改正朔。布王號於天下。受錄應河圖受命後五年而爲此者。孝經授神契所謂文王受命。部即上所紀

者。數不可改其名。而應猶如也。如前世聖主河圖言之其數故應也。○按錢本。注而爲此者。句。作乃爲改此者。數不可改其名。而應猶如也。二句。作數不可改。改其名。而應猶如也。

といふて居る。これは要するに文王受命の歳は入戊午部二十九年(従つて克殷の歳は入戊午部四十二年)で、これを尨大年數にて言へば、入天元二、七五九、二八〇年に當るといふことなのであるが、この後者は後に述ぶる如く實は入戊午部二十四年に當り、前者とは五年の差があるので、鄭注の「受命後五年而爲此者」といふのはこれを説明し

て居るものである。是等の紀年は如何なることを意味するか、如何なる程度に信用すべきものなるかを論せんとするには、我々は先づ般歴の如何なるものなるかを明かにしなければならぬ。

(2) 般歴

般歴及びこれに關聯して漢代に論議されたる諸種の曆法、及び所謂開關以來の年數と稱する尨大年數等に就ては、嘗て研究したる結果を、漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」と題して發表したることがあるが、今緯書の曆を論ずるに當りて必要な部分をこゝに摘記することとする。

般歴といふのは、一太陽年の長さを三六五・二五日とし、十九年の長さは精確に二三五ヶ月に等しとする四分曆の一種で、前漢の初元二年(西紀前四九年)前十一月朔が丁度甲子の日で冬至に當つて居つたとなし、此日を基準的朔夜半冬至の日となし、それより一紀千五百二十年溯りたる西紀前一五六七年を以て曆元とする曆法である。四分曆法では、十九年の長さは六九三・九七五日で、其間に七閏月を置けば朔と季節とが全く同じ關係にもどるので之を一章と稱へるが、日の端數を去るために四章七十

六年を取れば二七七・五九日で、季節と朔と日の時刻とが全く同様の關係にもどるので之を一節と稱へる。二十節千五百二十年を取れば、朔の日の干支までが同じものにもどるので之を一紀と稱へる。

今西紀前一五六七年の曆元より始め、十九年毎に章首朔旦冬至の日の干支を記せば次の如くである。

節名	節首の年	十九年毎の章首朔旦冬至の日の干支			
		第一章首	第二章首	第三章首	第四章首
甲子節	前一五六七	甲子	癸卯	癸未	癸亥
癸卯節	一四九一	癸卯	壬午	壬戌	壬寅
壬午節	一四一五	壬午	辛酉	辛丑	辛巳
辛酉節	一三三九	辛酉	庚子	庚辰	庚申
庚子節	一二六三	庚子	己卯	己未	己亥
己卯節	一一八七	己卯	戊午	戊戌	戊寅
戊午節	一一一一	戊午	丁酉	丁丑	丁巳
丁酉節	一〇三五	丁酉	丙子	丙辰	丙申

周初の年代

乙酉	丙午	丁卯	戊子	己酉	庚午	辛卯	壬子	癸酉	甲午	乙卯	丙子
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
三	九	五	一	七	三	九	五	一	七	三	九
乙酉	丙午	丁卯	戊子	己酉	庚午	辛卯	壬子	癸酉	甲午	乙卯	丙子
甲子	乙酉	丙午	丁卯	戊子	己酉	庚午	辛卯	壬子	癸酉	甲午	乙卯
甲辰	乙丑	丙戌	丁未	戊辰	己丑	庚戌	辛未	壬辰	癸丑	甲戌	乙未
甲申	乙巳	丙寅	丁亥	戊申	己巳	庚寅	辛亥	壬申	癸巳	甲寅	乙亥

即ち此曆法によれば、例へば西紀前一一一年は戊午蔀首で、此年前十一月朔は丁度戊午の日の曉天夜半で、朔と冬至とが一致し、前一〇七三は入戌午蔀三十九年の第三章首で、此年前十一月朔は丁丑の日の日中に朔と冬至とが一致し、それより三年後の前一〇七〇は入戌午蔀四十二年で、此年前十一月朔は庚寅(27)となる筈である。

(3) 殷歴による殷周紀年

曆法の主張者は、同時に又上古の年代に對して其曆法による推算を試み、上代の紀年に關して一定の見解を下すといふのが普通であつた様に思はれる。殷歴に就ては

- (a) 殷の太甲元年が殷歴の歴元に當るといふこと
- (b) 武王克殷の年が殷歴戊午蔀四十二年に當るといふこと
- (c) 春秋の曆日は殷歴によりて解釋すべきものであるといふこと
- (d) 殷歴紀年法
 - 等が常に殷歴の本体に附け加へられて一所に論せられて居る。我々は一應是等の諸點に就て考究して見なければならぬ。
 - (a) 殷初 漢書律曆志に引用せる所によれば
 - (イ) 書序曰。成湯既没。太甲元年。使伊尹作伊訓。
 - (ロ) 伊訓篇曰。惟太甲元年。十有二月乙丑朔。伊尹祀于先王。誕資有牧方明。
 - (ハ) 殷歴曰。當成湯方即世。用事十三年。十一月甲子朔旦冬至。

とある。これによつて見れば、尙書伊訓篇には「惟太甲元年十有二月乙丑朔」とあつたのを、般歴の主張者が、或は誤解によりてか、或は故意にか、これを十一月甲子朔旦冬至と改めたものらしく、劉詒はこれに對して「又以夏時乙丑爲甲子、中略皆非是」と批評して居る。こゝに「以夏時」と批難して居るのは、劉詒の考では、伊訓は、殷時代の書なるが故に當然般正を用ひ、仲冬の月を十二月と數へて居つた筈である、般歴の主張者が十一月朔旦冬至といふて居るのは間違つて居るといふことであると思はれるが、これならば明かに劉詒の批難の方が間違つて居る。殷の時代には所謂般正を用ひて居つたらうといふのは戰國以後の考で、決して殷時代當時の事實ではない。若し伊訓が果して太甲時代からの事實を傳へて居り、しかしてそれが仲冬月を指して居るものならば、寧ろ十一月が古き形で、後に劉詒が十二月に改めたものではないかと思はれる。なほ伊訓の原文に朔といふ字があつたといふことも私は承認しかねる。朔を以て月初としたのは周代に始まつたことで、それ以前には新月の見え始めの朏を以て月初としたものに相違ないと思はれるからである。朔の字は或は劉詒以前に傳來の間に誤りて撥入したのか、或は又般歴の主張者が朔旦冬至の日と認めて朔

の一字を加へたのでそれに釣り込まれて劉詒も朔の字を加ふるに至つたものではないであらうか(僞古文尙書伊訓には惟元祀十有二月乙丑伊尹祠于先王とあり、朔の字がないが、これは證據にはならないであらう)。

十二月と朔との二つの例によつて見れば、劉詒が「乙丑爲甲子」といふて、般歴主張者が原文乙丑を甲子に改めたこと批難して居るのも、直ちに其まゝ承認することは出来ない様に思はれる。劉詒の引用した形が原文か、般歴主張者の傳へた方が原形か、今日より之を判斷することは困難であるが、兎に角、

劉詒はこれを仲冬月乙丑朔旦冬至と見たが故に、三統歴の推算によりてこれを孟統(太初元年より一五三九年前)以前九十五年に當るものとし、即ち西紀前一七三八年に當てゝ居り、

般歴主張者はこれを仲冬月甲子朔旦冬至と見たが故に、直ちに其歴元なる西紀前一五六七年に當てゝ居る。

般の世はこれより以前なほ十二年あるとしてはあるが、兎に角太甲元年に其歴元を當てゝ居るといふことが、般歴といふ名稱を取つた所以であらうと思はれる。劉

詠の推算と般歴の推算とでは、般初の年代は右の如く百七十一年の差があるので、若し周初の年代が双方で同様であるならば、般の世が丁度百七十一年の差になる筈である。律歴志にはこれを「則爲距伐桀四百五十八歲、少百七十一歲、不盈六百二十九」といふて批評して居る。

(b) 周初 乾鑿度に、文王受命の歲を入戊午訃二十九年とし、従つて武王克般の歲を入戊午訃四十二年に當て、居るのは、般歴によつたものであることは疑もない。般歴では朔旦冬至の基準の取り方が三統歴に比して四分三日だけ後れて居るので、般歴によりて溯りて周初の月朔を推算すれば、 $31125 \parallel 175$ 即ち約二日程早く見て居る筈である。従つて第六節に作製した周初月朔表の各月朔の干支番號より2を減すれば、大體般歴による推定月朔表となる筈である。今周書武成にある「惟一月壬辰(29)旁死霸」を劉・詠流に解釋すれば、一月朔は庚寅(27)か又は辛卯(28)となるので、般歴周初月朔表中にてこれに當る年を物色すれば、1132, 1127, 1101, 1096, 1070, 1065, 1039, 1034 等を得るのであるが、此中にて他の方面からの傳説とも調和せしむるために凡そ千〇六七十年頃のものを選び、結局西紀前一〇七〇年を以て克般の年と

定めたものであると思はれる。前一〇七〇年は般歴入戊午訃四十二年に當るので、これに劉・詠流の解釋に従つて受命後十三年が克般に當るといふ計算を入れ、ば受命の年は入戊午訃二十九年となる筈である。なほ乾鑿度に「今入二百七十五萬九千二百八十歲」とあるは、次項に述ぶる如き計算により、入戊午訃二十四年に當るので、前者との間に五年の差がある。これは受命が二度あつたと見るべきでもなく、又傳寫の間に五の字が脱したと見るべきでもなく、寧ろ般歴によりて月の相に適應する年代を物色する際に、1075, 1070 の二つの答解を得、其中前者は適合の度がわるいので、後には後者即ち前一〇七〇を以て正解とするに至つたものと見るべきであらう。なほこの周初年代の推定には「歲在鶉火」といふ條件を少しも考慮に入れて居らぬことは注意すべきことである。

(c) 春秋の曆日は般歴によりて解釋すべきものであるといふ説がある。例へば春秋命曆序に

孔子治春秋。退修般之故歴。使其數可傳于後。春秋宜以般歴正之。今考之交會。不與般歴相應。

とあるのがそれである。又現に漢代より溯りて春秋後期頃の月の相を推算すれば、三統歴によれば約一日ほどの差があるが、般歴によれば太抵丁度よく適合する。春秋全期間の暦日が一定の暦法に従つて居るといふ様なことは明かに事實に反して居るが、春秋半ば頃より後は閏月の挿入もほゞ規則正しくなつて居るので、或は春秋後半期には般歴古法ともいふべき暦法が大體の標準になつて居り、それが戦國時代の半ば頃に至り整頓されて顛項歴に脱化し、其殘骸が後に漢初頃に至つて般歴に進轉したのではないかと思はれる。これは頗る面白い問題でなほ慎重なる考究を要することである。

(d) 般歴紀年法 戦國から漢初頃までの間に提案されたる暦法には、やがて其歴元を甲寅の歳とする紀年法を附加することが行はれて居る。日甲子、歳甲寅といふのは、其歴元の前十一月は甲子朔で、其歳は甲寅であるといふことである。般歴では其歴元なる前一五六七年を以て甲寅の歳とし、なほそれより千二百年後の前三六七年を以て第二次の元始甲寅の歳として居る。前三六六は顛項歴紀年法の元始甲寅の歳であり、前三六五は歳星紀年法の元始甲寅の歳なので、偶然にも三種の元始甲寅の

歳が相隣接して居るといふ奇觀を呈して居る。歳星紀年法は最も古く戦國時代の半ば頃から行はれ、顛項歴紀年法はこれに次で漢初頃より行はれ、般歴紀年法は最も後れて、太初改暦の少し以前頃より行はれ始めたものと思はれる。是等の三種の紀年法は前漢末に至りて、劉歆の超辰紀年法によりて巧みに整理され、やがて、後漢に至りて現行の干支紀年法に進轉するに至つたもので、般歴紀年法は丁度現行干支紀年法と一致して居る。

(4) 般歴の來歴

般歴は漢初頃から論せられた暦法で、太初暦制定の際には有力なる候補者の一として論議されたものと見える。不幸にして八十分法の太初暦(三統歴)に對して一籌を輪し、官曆として採用されるには至らなかつたが、般歴の賛成者も相應に多かつたものと見え、太初以後三十年に至りて、太史令張壽王が、般歴の採用せられんことを上書し、頗る頑強に争つたことが律歴志に見えて居る。なほ劉歆は世經を叙するに當りては三統歴と比較して常に般歴を引用して居る。但し前項に論じたる(a)(b)(c)(d)は種々の時代に般歴に附け加へられたもので、決して始めからのものではない。

(a) 殷初年代の推定は、律歷志世經に引用されて居るので、劉歆以前のものであることは疑もない。律歷志に、壽王に關して

壽王又移帝王錄。舜禹年歲。不合人年。壽王言化益。爲天子代禹。驪山女亦爲天子。在殷周間。皆不合經術。

とあるが、殷初年代の推定も此中にあつたのではないかと疑はれる。或は漢初に殷歷の提案された時から太甲元年を歷元に當て、居つたかも知れない。

(b) 周初年代の推定は、世經に引用して居らぬのを以て見れば、劉歆時代までは「驪山女爲天子、在殷周間」といふ程度の妄誕不稽なるものに過ぎなかつたのであらう。緯書に見ゆる如き年代(前一〇七〇年)の推定は、其生霸死霸の解釋から見ても明かに劉歆以後のものであるが、思ふに劉歆の推算を見たる後にそれに倣ふて試みたものであらう。二百七十餘萬年といふ尤大年數の算出も明かに劉歆の超辰法以後のものである。

(d) 殷歷紀年法及び現行干支紀年法は太初前後より後のものである。従つて史記年表に共和以來の年代に附せる干支紀年や、竹書紀年に記せる干支紀年は、悉く皆後人

の書き入れの撥入したものであることは疑もない。

(5) 甲寅元と庚申元

後漢書律曆志には、後漢代に甲寅元と庚申元との優劣に就て屢論争があつたことが載せてある。甲寅元といふのは、初元二年(前四七)より一五二〇年溯りたる前一五六七年甲寅を以て歷元とする殷歷のことであり、庚申元といふのは、前漢の文帝後元三年(前一六二)より一五二〇年溯りたる前一六八一年庚申を以て歷元とする四分曆で、三統歷の後を承けて元和二年(西紀八五)より建安十一年(西紀二〇六)に至るまで後漢代に實行されたる後漢四分曆のことである。なほ前四七及び前一六一より二、七六〇、三二〇年だけ溯りたる所をそれ〴〵の曆の上元又は天元と稱へて居る(二、七六〇、三二〇といふのは三統歷と四分曆の諸種の週期を結び合はせて作り上げた尤大年數で、其算出法に就ては嘗て「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」といへる論文に於て論じたことがあるので、こゝには反覆しない)。庚申上元より春秋獲麟(前四八一)までは丁度二百七十六萬年となり、甲寅上元より獲麟までは、それより百十四年少く、二、七五九、八八六年となつて居る。

後漢書律曆志に引用せる論議によれば、緯書の中には、甲寅元(殷歷)を用ひて居るものと、庚申元(後漢四分曆)を用ひて居るものとの二種あり、命曆序考靈曜は前者に屬し、元命苞、乾鑿度は後者に屬することになつて居る。即ち今我々の考究せんとしつゝある乾鑿度に就ては、それは庚申元(後漢四分曆)を用ひ、開闢より獲麟までを二、七六〇、〇〇〇年と見て居るといふのであるが、これは明かに第(1)項に引用せる現行本乾鑿度の内容とは相違して居る。現行本乾鑿度に今入天元二百七十五萬九千二百八十歳とあるのは、獲麟(前四八一)以前二、七五九八八六年より降りて計算したもので

$$(481 + 2759886) - 2759280 = 1087 \text{ B. C.}$$

となるので、それより十二年後の克殷の年を1075 B. C.としたものであることは疑もない。入戊午部二十九年とは五年の差があるので、鄭玄は其差の説明を注して居る。なほ日甲子歲甲寅とあるのも、甲寅元即ち殷歷を用ひて居るといふことなので、現行本乾鑿度が庚申元によつて居らぬことは少しも疑ふの餘地がない。

現通行の乾鑿度にある曆と、後漢書律曆志に引用してある乾鑿度の曆とが相矛盾して居るといふことは頗る重大なる事件である。如何にして斯の如き矛盾が生じ

たか、我々は詳細にこれを吟味しなければならぬ。

(6) 蔡邕と鄭玄

後漢書律曆志に蔡邕の曆議を載せて居る。これは緯書の曆に關することを論じて頗る重要なものと思はるので、繁を厭はず其大部分を次に掲げる。

靈帝熹平四年。五官郎中馮光。沛相上計掾陳晃言。曆元不正故妖民叛寇益州。

盜賊相續。爲曆用甲寅爲元。而用庚申。圖緯無以庚爲元者。近秦所用代周之

元。太史治曆郎中郭香劉固。意造妄說。乞與本庚申元經緯。有明受虛欺重誅。

乙卯詔書下三府。與儒林明道者。詳議務得道真。以羣臣會司徒府議。

議郎蔡邕議以爲曆數精微。去聖久遠。得失更迭。術術無常。是以承秦正。曆

用顛項。元用乙卯。百有二歲。孝武皇帝。始改正朔。曆用太初。元用丁丑。

行之百八十九歲。孝章皇帝。改後四分。元用庚申。今光晃各以庚申爲非。甲

寅爲是。案曆法。黃帝顛項夏殷周魯凡六家。各自有元。光晃所據。則殷曆元

也。他元雖不明於圖讖。各家術皆當有效於其當時。黃帝始用太初丁丑之元。

有六家紛錯。爭訟是非。太史令張壽王。挾甲寅元。以非漢曆。雜候清臺。課

在下第。卒以疏闕。連見劾奏。太初效驗。無所漏失。是則雖非圖讖之元。而有效於前者也。及用四分以來。考之行度。密於太初。是又新元效於今者也。延光元年。中謁者竇誦。亦非四分庚申。上言。當用命曆序甲寅元。公卿百寮。參議正處。竟不施行。且三光之行。遲速進退。不必若一術家以算追而求之。取合於當時而已。故有古今之術。今之不能上通於古。亦猶古術之不能下通於今也。元命苞乾鑿度皆以爲開闢至獲麟。二百七十六萬歲。及命曆序。積獲麟至漢。起庚子部之二十三歲。竟已酉戊子及丁卯部六十九歲。合爲二百七十五歲。漢元年歲在乙未。上至獲麟。則歲在庚申。推此以上。上極開闢。則不在庚申。讖雖無文。其數見存。而光晃以爲開闢至獲麟。二百七十五萬九千八百八十六歲。獲麟至漢。百六十二歲。轉差少一百一十四歲。云當滿足。則上遠乾鑿度元命苞。中使獲麟不得在哀公十四年。下不及命曆序獲麟漢相去四部年數。與奏記譜注不相應。元和中二年。乃用庚申。至今九十二歲。而光晃言。秦所用代周之元。不知從秦來漢。三易元。不常庚申。光晃區區。信用所學。亦妄虛無造欺語之愆。至於改朔易元。往者壽王之術。已課不效。竇誦之議不

用。元和詔書。文備義著。非羣臣議者所能變易。太尉耽司徒院司空訓。以豈議劾光晃不敬。正兕薪法。詔書勿治罪。

(則不在庚申は宋版本も同じ様になつて居るが、不の字は衍字と認めこれを削ることゝする。二十二史攷異では元の字の衍として居る)

これによりて見れば、光晃は甲寅元(殷歷)に改めんことを主張し、蔡邕は現行の庚申元(後漢四分曆)にて可なりとして論争して居り、其結果光晃は不敬なりとして彈劾されることになつた程の大事事件なので、其論争の眼目點に關して、乾鑿度は開闢より獲麟までを二百七十六萬歳とし、庚申元を用ひて居るといふ蔡邕の言に誤があらう筈はない。これ程確かな證據はないといはなければなるまい。

これに對抗すべき現行本乾鑿度にある(1)項の引用文は、或は詩正義文王之什の疏から集めたものであらうと思はるので、今孔穎達の疏の中よりこれに關する文を摘記すれば次の如くである。

文王之什疏 易乾鑿度云。入戊午部二十九年。伐崇。作靈臺。改正朔。布王號於天下。受籙。應河圖。注云。受命後五年。乃爲此改。□猶如也。

又 案乾鑿度云。歷元名握先紀。日甲子歲甲寅。又曰。今入天元。二百七十五萬九千二百八十歲。昌以西伯受命。注云。受洛書之命。爲天子。一二の文字の異同を除いては、現通行本乾鑿度の文と全く同様である。孔穎達の引用が誤つて居らぬとすれば、鄭玄の注したる乾鑿度と、蔡邕が其曆議に引用したる乾鑿度とは、明かに矛盾して居る。

蔡邕と鄭玄とは、共に後漢末の人で、ほぼ同時代の人であらうと思はれる。しかも何れも曆數に長じた人といはれて居るので、同一の乾鑿度を見てそれを反對に傳へたとは想像することが出来ない。蔡、鄭、兩者の權威を認め乍ら、この矛盾を解釋せんとすれば、其發生は思ふに次の二つの場合より外はない。

(イ) 或は、後漢末頃までは、緯書は秘密の家學として傳へられ、従つて時としては、同一の書名を帯びて其内容を異にせるものが、別々の家元に傳へらるゝといふ状況にあつたのではなからうか。

(ロ) 或は又、孔穎達は曆數に疎いので、緯書の曆を引用するに當つて、緯書の中の彼此の差別を混同し、乾鑿度に非ざるものを、乾鑿度として引用したのではなからう

か。

兩者いづれにしても、斯の如きものを集めて作り上げたる現通行本易乾鑿度の如きものは、頗る信用の出来ないものと見なければならぬことになるのであるが、私は右の兩點に就て其いづれにも多少の疑をかけるべき理由を持つて居る。

(イ) 現に乾鑿度に就て、現行本に

即置一歲。積日法二十九日與八十一分日之四十二三の誤。除之云々

とあり、又後漢書律曆志に

順帝漢安二年(西紀一四三)。尙書侍郎邊韶上言。世微於數虧。道盛於得常。數虧則物衰。得常則昌。孝武皇帝。據發聖思。因元封七年十一月甲子朔旦冬至。乃詔太史令司馬遷。治曆鄧平等。更建太初。改元易朔。行夏之正。乾鑿度八十一の字を脱す分_十之四十三爲日法下略

とあるのは、乾鑿度は八十一分法を用ひて居るといふことなのであるが、八十一分法は甲寅元(殷歷)や庚申元(後漢四分曆)などの四分曆法とは全く異なりたる太初曆法なので、決して是等と併せ掲げらるべきものではない。現行本が甲寅元と八十一分法

とを並べて載せて居るのは餘りに甚しき矛盾で論外であるが、若し邊韶の上書には相當の權威を認めなければならぬとすれば、後漢時代には乾鑿度(一定の底本なく、漢安二年(一四三)頃までは、乾鑿度の中に、太初歷(八十一分法)を用ひて居るものがよく知られて居り、熹平四年(一七五)に蔡邕が曆を論ずる頃には時曆(庚申元)を用ひて居るものが廣く行はれて居つたものと見るより外はないであらう(但し邊韶の上書中、乾鑿度の三字は、宋刊本も同様にはなつて居るが、文意上無くとも差支はないので、或は上書原文中には無かりしもので、後世傳寫の間に摺入したるものであるかも知れない。若しさうであるとすれば、問題は簡單に片付けることが出来る)。

(ロ) 孔穎達が曆數に疎き人であつたことも否み難い。現に同じ文王之什の疏に
依三統歷。七十六歲爲一節。二十節爲一紀。積一千五百二十歲。凡紀首者。
皆歲甲寅。日甲子下略

又 案三統之術。魯隱公元年。歲在乙未下略

とあるのは甚だしき錯亂である。三統歷は八十一分法なので、七十六歲を一節とせず、一千五百二十歲を一紀とせず、歷元を甲寅と稱へて居らぬ。こゝに述べて居るの

は全く般歷のことなので、依三統歷は依般歷でなければならぬ。又三統歷は超辰紀年法を用ひて居るので、三統之術によれば隱公元年は己未にはならない。三統之術の四字は誤である、削り去らなければならぬ。此二ヶ條の錯亂は單なる不注意の誤として看過することは出来ない。要するに孔穎達は、三統歷の特徴が八十一分法と超辰法とにあるといふことに就て十分なる了解がないものと見なければならぬ。同じ場所にこれだけの誤をして居るのを以て見れば、乾鑿度として引用して居る部分に就ても、何程の錯誤をなして居るか計り難い。更に此事實によりて類推すれば、孔穎達の注疏に引用せるものを蒐集還元して其主もなる部分とせる緯書類に對しては、概して多くの信用をおくことは出来ないといはなければならぬ。

(7) 緯書の曆の作製の年代

前數項に亘りて考究したる所によれば、現行本易緯乾鑿度にある次の四ヶ條

(イ) 文王受命は入戊午節二十九年に當るといふこと

(ロ) 右は又入天元二百七十五萬九千二百八十歲に當るといふこと

(ハ) 日甲子歲甲寅の般歷を用ひ居るといふこと

(二) 八十一分の四十三といふ數

は、蔡邕の見たる乾鑿度の中には斷じて含まれて居ない。但し文王受命の歲は入戊午部二十九年に當るといふこと、即ち武王克殷の歲が前一〇七〇年に當るといふ殷歴の計算は何れかの緯書の中にあつたことは疑もないことの様思はれる。この推算は

(A) 武成にある一月壬辰旁死霸といふ記事

(B) 生霸死霸に關する劉歆の解釋

の二ヶ條に基いて克殷の年代を決定し、それに

(C) 克殷は受命後十三年といふ劉歆の解釋

を加へて、受命の歲を定めたものなので、要するに劉歆以後の人が、劉歆の採りたる同じ史料を、劉歆と同様の方法にて處理したるものに相違ない。たゞ主要なる相違は

(D) 歲在鶉火といふことを考慮に入れぬ

(E) 殷歴と三統歴とでは、周初頃の月の相の推算に一日の相違がある

の二つの條件で、これがために推定周初年代は劉歆の推定よりは五十二年程(一一二

二對一〇七〇)新らしくなり、稍眞に近きものを得るに至つたのは偶然の幸である。

殷歴紀年法は始めから超辰法とは異なりたる立ち場にあつた上に、劉歆の案出せる超辰法は劉歆没後には後漢の初めから既に實行されず、現に建武二十六年(西紀五〇)は超辰の年に當り乍ら超辰して居らぬのを以て見れば、殷歴による推算者が歲在鶉火を考慮に入れなかつたことも少しも怪むに足りない。要するに殷歴による周初年代の推定は劉歆没後若干年を経たる後漢時代に成り、やがて一部の緯書に採り入れられたものと見るべきであらう。

王公の積年

王公の在位年數を積算して周初の年を決定することが出来れば、それは最も簡單で、又最も確實なる方法であると思はれるが、それに必要な材料は劉歆時代に既に完全なるものが無かつたので、劉歆は止むを得ず曆法の推算によりて直接に周初の年代を決定し、斯くして定めたる年代より降りて共和元年(前八四一)又は平王元年(前七七〇)に至るまでの間隔を補填するために、史記魯世家にある魯公の在位年數を整

理し補正するといふ態度をさるに至つたものである。我々は既に周初の年代に就ては劉歆の推定したるものを却け、別に新たに推算を試みたので、従つて先づ劉歆の加へたる制限を撤廢し、平淡に世經と史記とを比較研究し、斯くして若し劉歆の補正を還元すれば、史記に傳はれる魯公の在位年數よりして何程の事を知り得べきかを考慮して見なければならぬ。

劉歆以後二百餘年、西晋時代に至りて汲冢より出でたる竹書紀年は、戰國時代末に記されたる三代以來の紀年なので、若しそれが完全に傳はつて居れば、此上もなき究竟の材料であり、凡ての問題は直ちに決定すべき筈なのであるが、不幸にして竹書紀年は宋代に散逸して完本がなくなり、現通行本は其後多くの古書に引用されてあつたものを蒐集して作つたものであるが、蒐集の際に眞竹書紀年以外のものが多く附加されたのみならず、眞竹書紀年として引用されたものの中にも、當初發見後間もなく書き入れられたもので攙入したものが頗る多いと思はれるので、何程が果して戰國時代の眞竹書紀年であるかを判斷することは甚だ困難である。竹書紀年を利用せんとするに當つては我々は極めて細心の用意を怠つてはならぬ。

(1) 世經と史記

律歷志世經には

春秋般歷。皆以般魯自周昭王以下亡年數。
 故據周公伯禽以下爲紀。魯公伯禽。推卽位
 四十六年。至康王十六年而薨。故傳曰。變
 父禽父。並事康王。言晋侯變。魯公伯禽。
 俱事康王也。子考公就立會。考公世家。卽
 位四年云々

とあり、以下歷代魯公の在位年數を掲げて春秋時代にまで及んで居る。こゝに春秋といふのは春秋左氏傳卽ち劉歆にまで傳はつた流派の紀年といふことであり、般歷といふのは般歷の流派に傳つた上代紀年といふ意味であらう。昭王以下年數なしといふて居るのを以て見れば、劉歆時代ま

周初の年代

魯公	伯禽	考公	煬公	幽公	微公	厲公	獻公	眞公	武公	懿公	伯御	孝公	惠公	魯公
世家	四	六	四	一	四	五	三	一	九	二〇	一	二	四	
世經	四	六	四	一	四	五	三	三	二	三〇	一	二	四	
決定	五	一	四	一	五	三	三	一	一	一	一	二	四	

では、成王康王の年代は或は史記か或は其他に明記したものがあつたものかと思はれる。魯公の在位年數の中、伯禽の分だけは劉歆時代に既に不明であつたので、たゞ僅に伯禽は康王時代まで仕へたといふ傳説があつたのを手懸りにして、曆法の推算による周初年代に調和せしめるために、これを四十六年と定め、以下魯公の在位年數は、凡て史記世家には基き乍ら、推算年代と調和せしむるために、一二ヶ所記録の誤と認めて、訂正することを敢てしたものと見える。世經と魯世家とに於ける魯公在位年數を相對照せしむれば別表の如くである。

右の對照表中、律歷志世經に引用せるものと、現通行本史記世家にあるものと、互に相一致せる年數に就ては、いはゞ二重に保證されて居るものなので、其まゝ採用するのが當然であらうと思はれる。一致せざる部分は、伯禽、煬公、獻公、及び武公であるが、是等に就ては一々の場合に考究して次の如くに處分することゝする。

(武公) 武公の在位年數は、世經では二年、世家では九年、十二諸侯年表では十年となつて居るが、これに就ては魯世家に

真公十四年。周厲王無道。出奔彘。共和行政。二十九年周宣王即位。三十年

真公卒。

とあり、真公十五年が共和元年に當るといふことゝ、其共和元年は西紀前八四一年に當り、春秋隱公元年(前七二二)以前百十九年に當つて居ることによりて計算すれば、世經の二年、世家の九年を誤とし、年表の十年を以て正しとしなければならぬ。

(煬公と獻公) 世經に煬公十六年とあるのは、宋版本も同様であるが、これは世經の前後の計算から見て、律歷志の原文が六十年であつたことは、少しも疑ふの餘地がない。煬公六十年、獻公五十年の二つは、劉歆が推算によりて得たる周初の年代に調和せしむるために、世家の年數を引き延ばしたものであることは疑もないのであるが、たゞ問題は世家の原文が何であつたかといふことである。思ふに世經の原文が六十年であるべきにも拘はらず、それが古くから十六年と誤つたのは、或は史記世家の方が十六年であつたためではあるまいか。これは單に極めて輕き疑に過ぎないのであるが、私はこれを手懸りとして、現行本世家に煬公六年とあるのを十六年と改めたいと思ふ。獻公に就ては、何等手懸りとなるべき材料がないので、現行本世家の三十二年を古き文のまゝであると認める。

(伯禽) 伯禽の在位年數に就ては確かなる證據がなく、曆法の推算によりて得たる周初年代に調和せしむるために四十六年と定めたものであることは劉歆の明かに斷はつて居る所である。私は新計算により、周初克殷の年代を前一〇六六年、克殷後の武王在位年數を三年としたので、他の魯公の在位年數を加へたるものを差引きたる殘餘を伯禽に當てることとし、其在位年數を五十五年とする。但し周公攝政七年を合したる成王元年を伯禽元年とするので、伯禽は康王十八年に薨じたことになり、武王克殷後伯禽薨去に至るまでの年數は世經よりは二年短かいことになつて居る。斯くして我々は成るべく忠實に史記の原文に近いと思はるゝものに還元することとし、たゞ始めから史記に欠けて居つたといはるゝ伯禽の在位年數に就ては劉歆の想定に近いものにて補ふこととして、丁度新たに曆法によりて推算したる周初の年代、前一〇六六に調和せしむることが出来る。これが今日より推定し得べきものゝ中にて最も多くの妥當性を有するもので、蓋し當時の事實に近きものであらうと思はれる。

(2) 竹書紀年

竹書紀年は晋の咸寧五年(二七九)に汲郡の盜が魏の襄王の墓を發きて、戰國末以來埋藏されてあつた竹書數十車を得た中であつたもので、夏殷以來、魏の襄王二十年(前二九九)に至るまでの事を編年體に記したものである。發見當時の事情に關しては、神田學士の「汲冢書出土の始末に就て」支那學第一卷、小川博士の穆天子傳考(狩野教授還曆紀念論文集)兩論文に於て詳細に述べられて居るのであるが、なほ參照のために晋書本紀、束皙傳、王接傳及び杜預の春秋經傳集解後序の一部をこゝに摘記する。

(イ) 晋書武帝本紀 咸寧五年冬十月。汲郡人不準。掘魏襄王冢。得竹簡小篆古書十餘萬言。藏于秘府。

(ロ) 晋書束皙傳 初太康二年。汲郡人不準。盜發魏襄王墓。或言安釐王冢。得竹書數十車。其紀年十三篇。記夏以來至周幽王爲犬戎所滅。以晋事接之。三家分仍述魏事。至安釐王之二十年。蓋魏國之史書。大略與春秋皆多相應。其中經傳大異則云。夏年多殷。益于啓位。啓殺之。太甲殺伊尹。文丁殺季歷。自周受命至穆王百年。非穆王壽百歲也。略。漆書皆科斗字。初發冢者。燒策照取寶物。及官收之。多燼簡斷札。文既殘缺。不復詮次。武帝以其書付秘書。

校綴次第。尋考指歸。而以今文寫之。暫在著作。得觀竹書。隨疑分釋。皆有義證。

(ハ) 晋書王接傳。時秘書丞衛恒考正汲冢書。未訖而遭難。佐著作郎束皙述而成之事。多證異義。時東萊太守陳留王庭堅難之。亦有證據。皙又釋難。而庭堅已亡。散騎侍郎潘滔謂接曰。卿才學理議足解二子之紛。可試論之。接遂詳其得失。摯虞謝衛皆傳物多聞。咸以爲允當。

(ニ) 杜預春秋經傳集解後序。太康三年二月中略。會汲郡汲縣。有發其界內舊冢者。大得古書。皆簡編科斗文字。發冢者不以爲意。往々散亂。科斗書久廢。推尋不能盡通。始者藏在秘府。余晚得見之。所記大凡七十五卷。多雜碎怪妄。不可訓知。周易及紀年。最爲分了中略。其紀年篇。起自夏殷周。皆三代王事。無諸國別也。唯特記晋國。起自殤叔。次文侯昭侯。以至曲沃莊伯。莊伯之十一年十一月。魯隱公之元年正月也。皆用夏正建寅之月爲歲首。編年相次。晋國滅。獨記魏事。下至魏哀王之二十年。蓋魏國之史記也。推校哀王二十年。大歲在壬戌。是周赧王之十六年中略。下去今太康三年五百八十一歲下略

要するに竹書紀年は晋の咸寧五年(二七九)に發見せられ、翌々年の太康二年(二八二)頃までの間に、荀勗、和嶠、衛恒、束皙の四人の手によりて整理され、今文に書き寫され、考定されたものと思はれるが、發掘の當時には頗る亂暴に取扱はれたものらしいので、竹書の中で最も分了といはれて居る紀年と雖も、相應に欠損の部分や錯簡が多かつたことは勿論であらう。従つてそれを年次に従つて整理するに當つて、便宜上或は干支紀年を記入し、或は甲より乙まで何年といふ様に書き入れ、やがて其等の書入れが、早くから本文に紛れ込んだものが少なくないであらうことは想像するに難くない。例へば戰國時代に現行の如き干支紀年法が無かつたことは疑もない事實なので、杜預が推校哀公二十年、太歲在壬戌といふて居るのは、竹書紀年の原本には干支紀年がなく、杜預が自ら紀年をたどつて壬戌に當ることを知つたといふ意味に解すべきであらうが、同時に又、かく推定したる干支紀年が或は直ちに本文の傍に書き入れられたのではないかと疑はしめる。

なほ考定者相互の間にも時々意見の相違があり、何れに決定すべきかに就て互に相論難したることは、前掲王接傳にいへる如くであり、又現に隋書經籍志に紀年十二

卷とあり其注に

汲冢書並竹書同異一卷

とあるを以て見れば、汲冢出土の竹書紀年は、或は科斗文字の読み方に就て、或は錯簡の整理方に就て、或は殘闕の補正に就て、明かに若干の異見を挟み得べき状態にあつたものと見なければならず、従つて所謂考定本と雖も必ずしも戰國時代の原本の眞を傳へたものとは斷じ難いといはなければならぬ。林春溥は其竹書紀年補證の卷末に附せる後案に於て

愚按。竹書之出。其定之非一人。則傳之非一本。考晉書隋志。維時撰次者。

荀勗和嶠衛恆束皙。而王庭堅加之辨難。束皙爲之釋難。王接詳其得失。科斗

久廢。疑似相淆。各事揣摩。豈必盡合。故隋志載紀年有竹書同異一卷云々

といふて居る。

斯くして一たび整理され考定されたる竹書紀年は、不幸にして其後兩宋の際に至りて再び散佚し其完本は全く失はれたので、やがて諸書に引用されたるものを蒐集して、後人の作り上げたものが現行の今本竹書紀年である。これは其蒐集の際に、

原本の文に非ざる雜駁の異分子が頗る多く混入して居るので、殆ど全く原本の面目を失して居るものといはれて居り、四庫提要には十數ヶ條の證を擧げてこれを論じて居る。

眞僞相錯雜して處分に困難なる竹書紀年を、再び整理して復活せしめたものは、實に近時に於ける故王國維の研究である。一方に於ては、朱右曾が古書に引用せる紀年の文を蒐輯して作れる汲冢紀年存眞を考證し補正して古本竹書紀年輯校なるものを作製したが、これは竹書紀年原本の文にして今日まで傳はれるもの、殆ど全部であらうと思はれる。更に一方に於ては、今本竹書紀年の各條に就て一々其出所を明かにして今本竹書紀年疏證を著して居るので、此兩書によりて、竹書紀年内容の眞僞は一目して截然判別することが出来る様になつたことは實に學界の幸である。

(3) 古本竹書紀年

今王國維の古本竹書輯校より、周初年代の決定に關係あるものを摘記すれば、僅に十數ヶ條に過ぎない。

(イ) 湯滅夏以至于受。二十九年(王の衍)。用歲四百九十六年 史記股本紀集解

周初の年代

- (ロ) 武王十一年庚寅。周始伐商。唐書歷志引
 - (ハ) 武王年五十四。路史發揮四引
 - (ニ) 成康之世。天下安寧。刑措四十年不用。文選賢良注。太平御覽八十四引十下有餘字。
 - (ホ) 昭王在位十九年以上なること。
 - (ヘ) 自周受命至穆王百年。晉書東晉傳
 - (ト) 穆王在位三十七年以上なること。
 - (チ) 孝王在位七年以上なること。
 - (リ) 夷王在位七年以上なること。
 - (ヌ) 共和十四年。大旱火焚其屋。伯和篡位立。秋又大旱。其年周厲王死。宣王立。太平御覽八百七十九引史記。然史記無此文。當出紀年。
 - (ル) 宣王在位三十九年以上なること。
 - (ヲ) 幽王在位十一年なること。
 - (ワ) 自武王滅殷以至幽王。凡二百五十七年。史記周本紀集解
- 是等の問題解決の材料となり得べきものは(イ)(ロ)(ヘ)(ワ)等であるが、其中(ヘ)は王國

維も「東晉隱括本書之語」といふて居り、當時親しく考定の任に當つた東晉の語として東晉傳に載せてあるので、必ずしも原本の文ではないかも知れないが、最も信頼すべきものであらうと思はれる。(イ)(ロ)(ワ)は古本の文には相違ないかも知れないが、西晉發見後に書入れられたもので、決して原本の文ではない。

(ロ)の庚寅といふ如き干支紀年が戰國時代の原本にあらう筈がないことは、干支紀年法の發達の歴史から見て毫も疑がない。戰國時代の半ば頃には始まつた歲星紀年法に基いてその轉化したる太歲紀年法、漢初頃に起つた顛頂歷紀年法、少しく後れて次で起つた殷歷紀年法、以上三つの紀年法を統一し整理したのが、前漢末の劉歆の超辰紀年法であり、其紀年を繼承し但し超辰法を廢したのが、現行の干支紀年法なので、現行の干支紀年法と戰國末の數へ方とでは二年程の喰違ひがある。現に呂氏春秋に「維秦八年、歲在涒灘」とあり、西紀前二二九年現行干支壬戌の歲を涒灘(申)の歲と稱へて居るのは明かな證據である。

(イ)(ワ)の如き積年計算も亦(ロ)の干支紀年と同じく出土以後に、しかも恐らくは考定整理の際に書き入れられ、やがて本文に摺入したものであらうと思はれる。これに

就ては参照のため今本竹書紀年疏證のこれに相當する部分を次に摘記する。

(イ) 湯滅夏以至于受二十九王。用歲四百九十六年。原注始癸亥終戊寅

注。史記殷本紀集解引紀年。文選六代論注通鑑外紀分引。原注戊寅乃庚寅之訛。案自癸亥至庚寅實五百八年。而以諸帝積年計之亦同。並與都數不合。蓋以湯元年爲癸亥。本唐書歷志張說歷議。而以周始伐商爲庚寅。則本歷議所引紀年。二者本不同源。無怪與古紀年積年不合也。原注見其不合。乃改爲戊寅。然不免與本書諸帝積年及歲名相齟齬。蓋本書與注。亦非盡出一人之手。或雖出一手而前後未照也。古紀年用歲四百九十六與易緯稽覽圖同。

(ウ) 武王滅殷歲在庚寅。二十四年歲在甲寅。定鼎洛邑。至幽王二百五十七年。共二百八十一年。自武王元年已卯至幽王庚午二百九十二年。

注。史記周本紀集解引紀年。自武王滅殷以至幽王凡二百五十七年。通鑑外紀引汲冢紀年。西周二百五十七年。此二百八十一年與古紀年不合。乃自幽王十一年逆數至其前二百五十七年。以此爲成王定鼎之歲。以與古紀年之積年相調停。蓋既從唐志所引紀年。以武王伐殷之歲爲庚寅。而共和以後之歲名又從

史記。無怪其格格不入也。余疑隋志所引堯元年丙子。唐志所引武王十一年庚寅。皆歷家追名之。非紀年本文。蓋雖古紀年中亦多屬入之說也。

今本竹書紀年を作製するに當りて古本紀年の文相互の矛盾を調和せしむるために、作製者が種々の小細工を施したことは、今日よりしてこれを追跡することが出来るが、程度の差こそあれ、多少それに類似したことが古本竹書紀年考定の際にも試みられたであらうと想像するのは不當ではあるまい。

武王克殷の歲を庚寅(27)とすれば、平王元年是前七七〇で辛未(8)なので、西周二百八十一年となる筈であるが、古本紀年に二百五十七年とあるので、止むを得ず庚寅後二十四年に定鼎といふ事件があつたものとし、定鼎後西周二百五十七年といふ意味と解釋してこれを調和せんとしたものであるが、古本竹書紀年の文には「武王滅殷より幽王に至る二百五十七年」とあるので、これは甚だ無理である。思ふにこれは、(ロ)庚寅と(ワ)二百五十七年とは別々の人が書き入れたがために相異なれるものと解するのが當然であらう。

(ロ) 武王克殷の歲に庚寅と書き入れた人は、發見當時の竹書紀年には無かりしとい

はるゝ堯に關して、帝堯元年丙子と書き入れた人と同様に曆法上の計算によりて推定し得たる干支を記入したものに相違ない。如何にして推算したかは、次に項を改めて考究することゝするが、兎に角發見當時の原本には無かりしものである。

(フ) 滅殷後西周の年數を二五七年とすれば、克殷の歲は西紀前一〇二七年となるのであるが、これは何として他の方面からの史料と調和することは出来ない、二五七は疑もなく傳寫の際の誤でなければならぬ。私はこれは簡單に五は九の衍で、當初の書き入れは

武王滅殷以至幽王。凡二百九十七年。

であつたものと思ふ。私の推算よりすれば、正しくは二百九十六年でなければならぬのであるが、これは書き入れをした人が、伐殷と克殷とに就て紀年の文の解釋を誤り、少しく偏りたる誤解のために一年古く數へ違へたものであらう。しかも丁度この一年の違算が、次に述ぶる如く殷代の年數計算に其儘及んで居ると思はれるのは、私のこの臆説を確める事實である。

(イ) 殷代の年數が四九六又は五〇八となつて居るのは頗る面白い。これは其數字

から見て、明かに殷歴派の推算紀年を信じて居つた人の書き入れであることを察せしめる。思ふに汲冢出土の竹書紀年は、或は錯簡や一部欠損等のために、確かなる殷代の年數を與へることが出来なかつたものか、當初の考定者なる東哲は「夏年多殷」といふて居るにも拘はらず、それに反する年數を掲げて居るのは、早くから殷歴派の紀年に依て竹書の欠を補つたものであらう。

第九節に述べた如く、殷歴の推算によれば、太甲元年は西紀前一五六七年であり、武王克殷の年は西紀前一〇七〇なので、太甲元年より克殷は四九七年、湯元年より克殷は五〇九年となる筈なのであるが、この書き入れをした人は、克殷の年に就て一年の思ひ違ひをしたので、西周の年數を一年多く、殷の年數を一年少なく計算するに至つたものと思はれる。殷歴元は太甲元年に當てゝあるので、これを殷初とする理由はないのであるが、四九六の書き入れをなした人は、殷歴元の名のためにこれを殷元祀と思ひ誤つたものであり、殷王の年次を整理し湯元祀に干支を書き入れた人は、正しく殷祀五〇八と數へたものと思はれる。なほ私のこの臆説のためには、(イ) 今本竹書紀年疏證の注に易緯稽覽圖同とあることも注意すべきことである。易緯稽覽圖

は鄭玄の注した緯書ではあるが、後世の書き入れの摺入したと思はるゝ部分も頗る多く本文の眞偽判別の困難なる書である。其中に歴代の年数を掲げて

禹四百三十一。 殷四百九十六。 周八百六十七。

と記して居るのであるが、周代の年数は世經に従つて八六七とし、竹書と全く異なつて居るにも拘はらず、殷代の年数を四九六として居るのは甚だ面白い。これは竹書紀年とは無關係に、その出土よりも以前に、殷歴派の推算して居つた年数を掲げたものと見るのが穩當なる解釋であらう。

上來の如き研究により、結局我々は古本竹書紀年を通じて、戰國時代の原本竹書からの材料として

(a) 武王克殷の年は平王元年(前七七〇)以前二九六年

(b) 文王受命より穆王前年まで百年

の二ヶ條を採用することが出来ると思ふ。但し原本に明かに受命とあつたか、又は東哲の見解により克殷以前若干年を以て受命の歳として加算したかは必ずしも明かではない。この見解の如何によりては一、二年の差違は有り得るものと見なければならぬ。

(c) 十一年(庚寅)周始伐商の庚寅なる干支紀年は如何にして書き入れたものか。我々は先づ此文の引用してある唐書歴志を吟味して見なければならぬ。

(4) 唐書歴志と竹書紀年

古本竹書紀年には「十一年庚寅周始伐商」とあり、庚寅の年に當る干支を溯れば、西紀前一〇五一年、一一一年等となるのであるが、現に今本竹書紀年に記載されて居る歴代周王の在位年数を積算すれば、伐殷の歳は丁度前一〇五一年に相當する様になつて居るので、かく一致せる前一〇五一年庚寅を以て伐殷の歳とすることは可なり廣く信せられて居る。よしや今本紀年にある周王の一々の在位年数には確かな保證が無くとも、又よしや古本紀年にある庚寅は戰國時代の原本には無かつたにしても、若し原本竹書にあつた周王の在位年数を凡て積算すれば正しく前一〇五一年庚寅伐殷となる様にあつたものであらうと信せられて居る。斯くして周初の年代に就ては、三統歴の前一、二、三年説に對して竹書紀年の前一〇五一年説が殆ど唯一の

有力なる對立者であるが如く見られ、前者が推法密要を以て重んぜられて居るのに對し、後者は或は事實上周王の積年に基きたるものではないかと望みを屬せらるゝ點に於て一種の強みを有して居つたものである。十一年庚寅は果してそれ程の信頼を値すべきものであらうか。

十一年庚寅、周始伐商といふ文が古本竹書紀年の中にあつたであらうといふことは、唐書歷志所載、一行の大衍歷日度議に基いて居るのであるが、今同歷議中より問題に關係ある部分を摘記すれば次の如くである。

(イ) 國語曰。武王伐商。歲在鶉火。月在天駟。日在析木之津。辰在斗柄。星在天龍。舊說歲在巳卯。推其臆魄。迺文王崩武王成君之歲也。其明年武王即位。新歷孟春定朔丙辰。於商爲二月。故周書曰。維王元祀二月丙辰朔。武王訪于周公。竹書十一年庚寅。周始伐商。而管子及家語以爲十二年。蓋通成君之歲也。先儒以文王受命九年而崩。至十年武王觀兵盟津。十三年復伐商。推元祀二月丙辰朔。距伐商日月。不爲相距四年。所說非是。武王十年夏正十月戊子。周師始起。中略又三日得周正月庚寅朔。中略故武成曰。維一月壬辰旁死魄。翌日

癸巳。王朝步自周于征伐商。中略是歲歲星始及鶉火。其明年周始革命。歲又退行。旅於鶉首。而後進及烏帑。中略

(ロ) 又周書革命六年而武王崩。管子家語以爲七年。蓋通克商之歲也。中略
(ハ) 自伐紂及此五十六年。臆魄日名。上下無不合。而三統歷以巳卯爲克商之歲非也。夫有効於古者。宜合於今。三統歷自太初至開元。朔後天三日。推而上之。以至周初。先天失之蓋益甚焉。是以知合於款者必非克商之歲。

一應右の文意を解釋すれば次の如くである。國語に「武王伐商、歲在鶉火云々」とある年を、劉歆の三統歷の推算では巳卯の歲即ち西紀前一一二二年としたが、今新歷(大衍歷)によつて臆魄の月の相を推算して見ると適合しない。巳卯の歲(前一一二二)は蓋し伐殷の歲ではなく、丁度文王が崩じ武王が君と成つた年に當つて居なければならぬ。さすれば翌年は即位元年なので、逸周書に維元祀二月丙辰朔とあるのも前一一二一年のこととして朔の干支がよく適合するし、又竹書紀年に十一年(今ならばこゝに、即ち前一一二一年)と注すべき所を、干支にて巳卯より下つて十一年、即ち庚寅年と注したものである(周始伐殷とあり、武成に一月壬辰旁死魄とあるのによく適合す

る。要するに武王克殷の歳を庚寅(前一一一一)に改め、己卯(前一一一二)を文王崩年に當てることゝすれば、上は周書の維元祀二月丙辰朔中は武成の維一月壬辰旁死魄より終りは召誥、顧命、畢命に至るまで、上下五十餘年の間の臚魄及び日名盡く合はざるはないが、反之三統歴の如く武王克殷を己卯とすれば臚魄日名の記事に合はないから、武王克殷の歳は舊説の如く己卯ではなく、必ず庚寅でなければならぬと論断して居るのが、右に引用せる歴議の文の旨趣である。畢竟一行も劉歆と同一の史料を同様の方法で處理して居るのであるが、周初の月の相に關する劉歆の推算は二、三日間違つて居ることは既に指摘した如くであり、大衍歴では三統歴よりは遙に正しき推算が出来る様になつたので、周初當時の記事に適合するものとしては、克殷の歳は己卯ではなく庚寅でなければならぬと論断するに至つたものである。

従つて古本竹書紀年の文の中に始めから庚寅とあつたのでは、右の歴議の文の筋道が立たない。これは論者が明かに断はつて居る如く、臚魄の記事を證據として、推算によりて庚寅(前一一一一)の年と断定し記入したものであることは毫も疑がない。なほ管子及び家語を引用して(通行本には管子にも家語にも見當らない、或は呂氏

春秋に武王立十二年而成甲子之事とあるのを思ひ違ひをして引用したのではあるまいか、他日の考證を期す)竹書の十一年を即位十一年と解釋したのも此歴議が始まりであらう。今本竹書紀年もそれに倣つて居るのであるが、古本竹書紀年の十一年周始伐商は、受命十一年か、即位十一年かは明かでない。以上の如き研究の結果、我々は唐書歴志によりて次の如くに論断することが出来る。

- (a) 古本竹書紀年の原形では單に十一年周始伐商とあり、庚寅の二字は無い。これを記入したのは一行の推算の結果である。
- (b) 一行の書き入れた庚寅は、三統歴の周初己卯(前一一一二)より十一年後の庚寅で、前一一一一年庚寅である。
- (c) 従つて竹書紀年の原本に十一年庚寅とあつたであらうとし、それが前一一〇五年庚寅であると解釋するのは、二重の錯誤に陥つて居るもので、事實何等の根據のないものである。
- (d) 古本竹書紀年の十一年周始伐商を即位十一年と解釋したのは恐らく一行に始

まるごとであらう。

(e) 竹書紀年を引用して居る一行が、克殷の年代を前一一一年と推算し十一年庚寅と記載して怪しまなかつたといふことは、竹書紀年の内容が、單獨に克殷の年代を決定し主張し得る程には完全でなかつたといふことを示すものであらう。

(5) 今本竹書紀年

今本竹書紀年には歴代の周王在位年数を次の如くに掲げて居る。

11	6	37	26	19	55	12	25	9	8	12

(841B.C.=元和共)

是等は王國維によれば、いづれも古本竹書紀年にあつたといふ證據のないものである。従つて古くから傳來といふ信用のないものであり、單に今本竹書紀年の作製者が出所不明の材料を集めて作り上げたに過ぎないと思ふべきならぬものである。特に取り上げてこゝに論ずべき資格のないものなのであるが、それにも拘は

らず、これに對して多少の未練を有する學者も少なくないので、一應其等の所論を吟味することゝする。

(イ) 武王克殷後厲王末年に至るまでの年数を加ふれば二〇九年となり、従つて武王克殷の歳は西紀前一〇五〇年(辛卯)となり、十一年庚寅伐殷、十二年辛卯滅殷といふことに合致するが故に、此紀年は信すべきであらうといふ説があるが、かゝる説の妄なることは前項に於て論じたる所によりて明かである。庚寅は一行の推算によつて書き入れたもの、しかもそれは前一一一年に當るべきものなので、今本紀年の作爲者がそれに合致せしめんとして干支一周六十年を誤つたのは、偶々以て作爲者の曆數に疎きことを示すに過ぎない。なほ一行は十年末に周師出發、十一年に殷を伐ち之を滅ぼし、十二年に命を革めたといふことにして居るのは、月の相や歳星の所在などに對しよく調和せしめためなのであるが、今本作爲者は十一年周始伐商の始伐といふことに執られたものか、十一年伐殷、十二年滅殷といふことにして滅殷に就ては一行の所説と一年の喰違ひを生じ、折角の苦心の作を無殘にも踏み躪つて居る。

なほ武王即位の年から昭王末年までの年数を加ふれば九十九年となり、百年の數

に合はせて居るが、これもさうならしむる様に昭王の在位年数を伸縮して作つたものであることは言ふまでもない。

(ロ) 林春溥は竹書紀年補證の卷末に附せる竹書後案に於て次の如きことを注意して居る。成王元年を伯禽元年とし、それより共和元年(前八四一)に至るまでの年数を、一方には竹書紀年によりて歴代周王の在位年数を積算し、一方にては史記魯世家にて伯禽を四十六年とし以下真公十四年までを加ふれば、共に二〇三年となり、丁度兩々相合致して居る。これは是等の記事に相當の信用を置かしむるに足るものではないかといふのであるが、然しよく吟味すれば、伯禽の在位年数を四十六年としたのは劉歆の推算によつて作つたものである上に、劉歆は伯禽元を成王親政元(即位八年)に當てゝ居るので、今伯禽の四十六年を採用し乍ら伯禽元を成王元(攝政元)に當てゝ計算するのは穩當ではない。かくの如くにして、よしや一致したる積年を得たとしても、それは偶然の一致といはなければならぬ。

(ハ) 姚文田は其周初年月日歲星攷(邃雅堂學古錄卷四)に於て

余前以史記魯周公世家。證共和以前。以史公親見秦紀。證春秋以後。知竹書

史記所載年數皆合。而漢志爲劉歆私增。可灼然無疑矣。今攷二書。亦有未盡者。竹書武王六年。管子史記皆作七年。又竹書厲王十二年流彗。共和行政十四年。凡二十六年。史記厲王即位三十年好利芮良夫諫。三十四年王益嚴召公諫。皆不聽。三年王出奔彘。所謂三年者。通召公諫言之。實共三十六年。兩三字皆二字之誤。與竹書年數正同。惟史記又載共和十四年。合之得四十年。竹書統入二十六年內。則連武王少十五年矣。

といふて居る。要するに今本竹書紀年の年數中、厲王十二年を訂正史記に従つて二十六年とし、武王六年を管子(史記を引けるは誤)に従つて七年とし、其他は凡て其儘とすれば、周初の年代は十五年古くなることゝなり、滅殷の歳は前一〇六五年、伐殷の歳は前一〇六六年となるといふて居り、數字的結果に於ては私の推算によりて到達したるものとは一一致したるものを得て居るのであるが、其積算の徑路に就ては私は必ずしも同意し難い。厲王以外の周王の在位年數は今本竹書紀年に所載のものを其まゝ受入れるといふことは、既に論じ來つた所によりて明かなるが如く承認し難いことであるが、特に厲王の在位年數を二十六年(共和の十二年の外に)と訂正すると

いふことに就ても異見がある。周王歴代中、恭懿、孝夷、四王に就ては何等著しき歴史的事實の記録がないので、其在位年数は四王の總和に於てさへ正しくあれば、其各王に就ての異同は何等の問題とならないのであるが、厲王に就ては相關聯せる記事が史記本紀及び世家に散見して居るので、我々は彼此參照して慎重に吟味して見なければならぬ。

(6) 厲王の在位年數

共和以前の周王の在位年數にして史記に記載のあるのは

武王三年。 穆王五十五年。 厲王三十七年。

の三王だけであるが、武王に就ては、既に第七節に論じた所であり、穆王に就ては他に異説がないので、此兩者は其儘採用することゝするが、厲王の在位年數に就ては、史記周本紀と世家の記事とが相矛盾して居るので、其まゝ承認することは出来ない。

(イ) 周本紀 厲王即位三十年。好利近榮夷公。大夫芮良夫諫厲王曰中略。三十四年。王益嚴。國人莫敢言。道路以目中略。三年乃相與畔。襲厲王。厲王出奔於虢。

これによれば、奔彘までの厲王在位年數は三十七年か若くは三十六年である。然るに

(ロ) 衛世家 貞伯卒。子頃侯立。頃侯厚賂周夷王。夷王命衛爲侯。頃侯立十二年卒。子釐侯立。釐公十三年周厲王出奔於彘。共和行政焉。

これによれば、共和以前二十五年が頃侯の立つた時で、しかもそれは厚く周夷王に賂して侯となつたといふのであるが故に、夷王の次の厲王の在位年數共和以前の分は二十五年より短くなければならぬ。

(ハ) 齊世家 哀公時。紀侯譜之周。周烹哀公。而立其弟靜。是爲胡公。胡公徙都薄姑。而當周夷王之時。哀公之同母少弟山怨胡公。乃與其黨率營邱人。襲攻殺胡公。而自立。是爲獻公。獻公元年盡逐胡公子。因徙薄姑都治臨菑。九年獻公卒。子武公壽立。武公九年。周厲王出奔居彘。十年王室亂。大臣行政。號曰共和。

これによれば、共和以前武公九年、獻公九年で、合計十八年前に獻公が自立した時は周夷王の時に當るといふので、共和以前の厲王の在位年數は十八年より短くなければ

ならぬ。

(二) 陳杞世家 孝公卒。子慎公圉戎立。慎公當周厲王時。慎公卒。子幽公寧立。幽公十二年周厲王奔于彘。二十三年幽王卒。子釐公孝立。釐公六年(年表に五年)になつて居るのは誤周宣王即位。三十六年釐公卒。子武公靈立。武公十五年卒。子夷公説立。是歲周幽王即位。

この文は少しく誤字があり、幽公に關する年數が互に調和しない。前の方を十二年とすれば後の方は二十一年でなければならず、後の方を二十三年とすれば前の方は十四年でなければならぬ。此關係を圖示すれば次の如くである。

厲王(○)	幽公二十三年(二十二年)	釐公三十六	武公十五	夷公
共和十四				
宣王四十六				
	14(12)			
				幽王

従つて厲王の共和以前在位年數は十二年以上か、又は十四年以上でなければならぬ。

問題の年數に關する古き史料は右の四ヶ條に過ぎない(古本竹書の年數は傳はらず、今本竹書の年數はこゝに參照することは出来ない)。なほ(イ)に就ては史記の文は殆ど全部周語から採用したものであり、たゞ周語の原文には紀年はなく、三十年及び三十四年の二つの紀年は、今日不明の史料によつて太史公が補つたものと見える。これに就て史記志疑には

案厲王在位之年。漢初已無可攷。故史公作表。斷自共和。而據本紀所書。是三十七年流彘。五十一年崩。後儒皆從之。其實此紀載芮良夫諫用榮夷公。與召公諫王監謗二事。俱國語文。國語無年。但云監謗之後三年。王流于彘而已。史公以良夫之諫。繫于三十年。以召公之諫。繫于三十四年。未知何據。竹書謂。厲王十二年奔彘。二十六年陟。而以命榮夷公爲元年事。監謗爲八年事。外紀又謂。厲王在位四十年。恐俱難信。

是等の史料によつて見れば、(イ)と(ロ)とは明かに矛盾して兩立しない。我々は其何れか一方を採り一方を捨てなければならぬのであるが、私は二對一の多數決により、且つは出所不明の疑のために、(イ)を捨てるのが穩當なる解決法であらうと思ふ。

前項に述べた姚文田の二十六年説も亦(ロ)に合はないので採用することが出来ない。今残れる(ロ)ハ(ニ)の条件の凡てを支障なからしむるためには、問題の年数を十八年以下十四年以上とすればよいので、私は假に之を十六年と定めることとする。但し若し此年数を變ずる場合には、單にそれだけの年数を恭懿孝夷四王の在位年数の總和の中より減ずることにさへすれば、一切他に影響を及ぼすことはない。

(7) 帝王世紀其他

古本竹書紀年の古書に引用されて今日まで傳はれるものは、殆ど漏るゝ所なく王國維の古本竹書紀年輯校に集められて居ると思はるので、それは既に第(3)項に於て吟味した所であるが、なほ其外に、引用文の形式を取らずして史家の著作の内容に融合して居るものも尠なからずあるであらうと察せらるゝので、此點に於て我々は一應帝王世紀以下唐宋に至るまでの歴史家の著作を吟味して見なければならぬ。

(イ) 帝王世紀は晋の皇甫謐の著で、皇甫謐は晋書によれば太康三年(二八二)六十八歳にて没して居り、竹書紀年の出土は咸寧五年(二七九)で、太康二年頃までが整理考定の期間であつたといはれて居るので、定めし皇甫謐は竹書紀年の内容に就て聞知したで

あらうし、或は自ら紀年の原本に就て研究するの機会をも得たであらうとも察せられる。従つてよしや帝王世紀はそれ以前に既に完成した著作であつたとしても、竹書紀年出土以後に、或は皇甫謐自らの手によつて、或は其没後に門下生の手によつて若干の増補や修正が加へられたことが必無なりとは斷言出来ない。

帝王世紀は宋末に至り完本が散逸して今日に傳はらない。諸書に引用してあるものに就て見るより外はないのであるが、願觀光が廣く集めて年次によつて序したものがあるので、それによりて見れば、三代の年代に就ては

夏 四三二。殷 六二九。

周 八六七。以上初學記引

で、全く劉歆の律歷志世經に推算せるものを蹈襲して居るにも拘はらず、往々それと矛盾するものが介在して居るのは頗る怪しむべきことである。今周初の年代に關係あるものを摘記すれば次の如くである。

◎文王即位四十二年。歲在鶉火。文王於是更爲受命之元年。始稱王矣。周書稱文王受命九年。惟暮之春。在鎬召太子發。作文傳。九年猶召太子。明其七年

未崩

× 文王受命四年。周正月丙子朔。

× 武王定位歳在乙酉。六年庚寅崩。

◎ 伯禽以成王元年封。四十六年康王十六年卒。

× 成王八年。封伯禽于魯。七年王崩。年十六矣。

○ 康王位在二十六年崩。

○ 昭王在位五十一年崩。

○ 穆王五十五年。王百歲崩。

○ 周自恭王至夷王。四王年紀不明。是以歷依魯爲正。王在位二十年崩。

○ 夷王十六年。王崩。

◎ 自克殷至秦滅周之歳。凡三十七王。八百六十七年。

右の中、◎印を附せるものは、全然劉歆に從つたものである。こゝに注意すべきことは皇甫謐が明かに逸周書文傳を見て居ること、鄭玄が明かに文傳を見て居らぬこと、對照し、文傳作製の年代を示すものと思はれる。

○ 印を附せるものは、劉歆の推算に順應して居るものである。一部は古くから傳つたものもあるであらうし、一部は皇甫謐が作製したのものもあるであらうと思はれる。恭懿孝夷の四王の年代明かならずといふて居るのは注意すべきことである。或は竹書紀年にて不明といふ意味かも知れない。

× 印を附せるものは、明かに前兩者に矛盾せるものである。武王定位元年を乙酉とするといふことは、前一一一六年か又は前一〇五六年といふことである。周の世八六七といふ劉歆の推算とは六年か又は六十六年の差がある。如何にしてかゝる矛盾せるものが載せてあるかは明かでないが、或は新に出土せる竹書紀年に從つて正しくは前一〇六六年乙亥とすべきのを、整理未完の際に算へ誤りて前一〇五六年乙酉と見たのではあるまいか。成王親政七年にして崩すといふことが、伯禽四十六年にして康禽十六年に卒すといふこと、同一の書中にあるといふのは甚だしき矛盾である。後から書き加へられたものであることは疑もないが、さりごとにかゝるものが竹書紀年の原文にあつたとも考へ難い。或はこれも匆卒の際に算へ誤りたるものか。

(ロ) 宋初に編纂された太平御覽皇王部に、竹書紀年、史記、帝王世紀等を多く引用して居るが、其中に史記よりとして引用せるものに夏殷周三代の帝王在位年數が多く記されて居るが、これは無論現行本史記には無いのみならず、古本史記にもあつたとは思はれない。其一部に對して王國維は、或は竹書紀年から引用したのを誤つたであらうといふて居るが、必ずしも凡てが同様に誤つたものとも認め難い場合もある。一々の引用書の何であつたかを明かにすることは面白い問題であると思はれる。校勘學者の研究を望む。

周王の年代に就ては、史記曰として

穆王 五五。懿王 二五。孝王 一五。厲王史記の文を引用三七。

が引用してある。懿王、孝王の在位年數は或は竹書紀年にあつたものではないかと思はれる。

(ハ) 宋末頃までの著作に見えたる周王歴代の在位年數を一括して表示すれば次の如くである。(書名の傍に記せる數字は大體の著作年代を示す)

帝王	史記	御覽史記	帝王世紀	皇極經世	通鑑外紀	通鑑	通鑑	通鑑	通鑑	今本竹書紀年	決定
	100									1400-1600	
武王	3	—	7	7	7	7	7	7	7	6	3
成王	—	—	7?	37	37	37	37	37	37	37	37
康王	—	—	26	26	26	26	26	26	26	26	26
昭王	—	—	51	51	51	51	51	51	51	19	24
穆王	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
懿王	—	—	20	12	10	10	12	12	12	12	12
孝王	—	25	—	25	25	25	25	25	25	25	25
夷王	—	15	—	15	15	15	15	15	15	9	15
厲王	—	—	16	16	15	15	16	16	16	8	12
受命—穆王	37	37	—	37	40	40	37	37	37	12	16
武王—共和				133	133	133	133	133	133	—	100
克殷の年代			1122	1122	1122	1122	1122	1122	1122	1050	1066

帝王世紀以下通鑑前編に至るまで、盡く皆劉歆の推算せる年代に適應させ一も之

に背くものがないのは著しき事實である。これがためには實際の年數より五十六年程引き延ばさなければならぬ筈なので、思ふに昭王厲王の年數は其目的のために著しく引き延ばされたものであらう。昭王の分は史記に記載がないので、世紀が始めてこれを五十一年と定めたものであり、厲王の分は史記が三十七と誤つたのを幸にして其儘三十七若くは四十としたものであらう(或は疑へば、周本紀厲王の文には始めは十年、十四年とあつたのを、世紀以下の紀年を見たる後の人が三の字を挿入して三十、三十四と改めたものかも知れない)。

世紀の成王七年は、或は古本竹書紀年を見誤りて記入したのか。恭王二十、夷王十六は竹書を見ざる前に劉歆の推算に適應せしむるために作つた數であらう。

御覽史記の懿王二十五、孝王十五は、或は古本竹書紀年にあつた年數かも知れない。恭王、夷王、厲王の年數が、一方には經世、通考、前編、一方には外紀、通考との二派に分れて居るのは深い意味はない、單に流派の系統を示すだけのものであらう。

終りに附したる今本竹書紀年の年數は明代に作爲したものであらう。唐書歷志を讀み誤りて、伐般の歳を前一〇五一年と定めたがために、其當時行はれて居つたも

のより七十一年程短縮する必要があり、主として昭王と厲王とにて減少する方針の下に作製したものと見える。

(8) 推定

武王三成王三十七、穆王五十五、厲王十六は既に論じた如くである。康王に就ては畢命より見れば十二年以上、前に推算したる伯禽の在位年數から見れば十八年以上でなければならぬのであるが、世紀の二十六年説に對して異説も見えないので、其儘二十六年を取ることとする。さすれば、東哲傳の受命以後昭王末年まで百年といふ數に適合せしむるとすれば、昭王は二十四年となる。

克般の年代を前一〇六六年と推算して居るので、武王より共和元まで二二五年、其中より以上決定したるものを差引けば、恭懿孝夷四王の年數は六十四年となる。御覽史記(或は古本竹書紀年か)に従つて懿王二十五、孝王十五とすれば、恭王、夷王合せて二十四年となるので、これを恭王十二年、夷王十二年と配當することとする。

古來の研究

周初年代の決定は

(a) 王公の積年によるか

(b) 當時の月の相の記載を利用し、臆魄の推算によるか

の二つの方法があるのであるが、戦國時代までは、王公積年によりて周初の年代を定め得べき程の材料があつたものと思はれる。

(1) 國語(戰國中期)

王公の積年によりて武王克殷の年代を定め、これを十二年一週の歳星の位置にて數へ、歳在鶉火といふて居り、又尙書武成にある一月壬辰旁死霸云々の曆日記事を天文現象に讎案して居るが、これがためには古顛項歴とも名くべき一種の曆法によつたものと思はれる。

秦火のために王公積年の記録は失はれ、やがて又月の生霸死霸の意義も傳統を失するに至つたので、問題は迷宮に入り、爾來二千餘年、今日に至るまで正解を得ることが出来ないのは慨しい。

(2) 史記(前漢)

周本紀にも諸侯世家にも、共和以前の紀年は傳はつて居ない。たゞ魯世家のみ紀年が古く溯つて居るが、初代伯禽の分が欠けて居る。従つて太史公は斷じて共和元(前八四二)以後を整理して十二諸侯年表を製作し、それ以前には溯つて居らぬ。

(3) 劉歆(前漢末)

武成にある一月壬辰旁死霸の記事と、周語の歳在鶉火とを利用して、周初克殷の年代を前一一二二年と推定した。推算は頗る巧妙で、推法密要と嘆賞され、其結果は爾來二千年、周初年代に關する最大の權威として推重されて居るが、不幸にして歳在鶉火と生霸死霸の解釋を誤つたがために、推定年代は五十六年程の差がある。

(4) 緯書(後漢)

劉歆と同様の方法により、たゞ三統歴の代りに殷歴を用ひ、なほ歳在鶉火の條件を認めないこととして、克殷の年代を前一〇七〇年と推定して居る。殷歴派のものが殷初の年代を推定したのは、確かに劉歆以前であるが、周初の年代を推定したのは、是又確かに劉歆以後であることは、生霸死霸の解釋に就て劉歆の説を踏襲して居ることによつて明かである。この殷歴の推定は、劉歆の推定に對する有力なる異説とし

て對立すべきものなのであるが、不幸にして緯書によりて傳へられたがために、後世の學者によりて相當の價値を認められて居らぬ。

(5) 逸周書(後漢末)

逸周書の曆の作爲者は、後漢末頃に世經と緯書の曆とを参考し、幼稚なる方法によりて周初の曆日を研究したものと見える。

(6) 鄭玄(後漢末)

周初の年次序列に就ては史記と世經との杆格を調和したる説を提出して居るが、周初の年代に就ては、緯書の曆の推算による前一〇七〇年を正しと信じて居つたものと思はれる。

(7) 帝王世紀(西晋)

周初の年代に就ては全然劉歆の説を踏襲して居るのであるが、たゞ二、三、明かにこれと矛盾せる條項が見えるのは、思ふに皇甫謐の晩年に出土したる竹書紀年の影響で、整理半ばの匆卒の際に誤り傳へられたものによりて書き加へたものであらう。

(8) 竹書紀年(戰國——西晋)

咸寧五年に汲冢から出土したる竹書紀年は、秦火以前の紀年書なので、王公積年によりて直接に周初の年代を決定し得べき有力なる史料である筈であるが、出土以後宋代に散逸するまでの間に、案外多く利用されて居らぬ。思ふに汲冢出土の竹書紀年には、周初の年代を適確に決定すべき程に、王公紀年の有力なる材料が完全に具備して居らなかつたものであらう。

(9) 孔穎達(唐初)

詩正義に、鄭玄の尙書及緯書注を引用して周初の年代を論じて居るが、甚だしく彼此混淆し支離滅裂である。要するに注疏家で曆數家ではない。

(10) 一行(唐初)

唐書大衍歴議によれば、劉歆と同じ方法にて、たゞ三統歴の代りに大衍歴を用ひて周初の年代を論じ、克殷の歳を前一一一年庚寅と推定して居る。たゞ生霸死霸の解釋に就ては無批評的に劉歆の見解に従つて居るので、巧妙なる推算もさしたる價値を生じなかつたのは惜しむべきことである。

(11) 皇極經世(北宋)

天地間の一切の現象は、十二と三十とを組合せたる週期にて繰り返へすものであるといふ假説を立て、歴史的年代をも其型に倣め込まんとするのは歴史家の態度ではない。始めから論外なのであるが、手近かな事實に就ては成るべく諸説を參酌し、周初の年代に就ては劉歆の推算を採用して居る。

(12) 通鑑外紀、通志、通考、通鑑前編

是等は周初の年代に就ては皆劉歆の推算に従つて居る。取り立て、論ずる程のことはない。

(13) 今本竹書紀年

今本竹書紀年は明代に作製されたるものと思はれるが、作製者は、一行の推算せる周初の年代前一一一年庚寅を誤りて前一〇五一年庚寅と思ひ込み、それに適應する如く王公紀年を倣め込みて今本竹書紀年を作り上げたものである。滑稽も亦甚しく、眞面目に論ずる價值はなきものといはなければならぬ。

(14) 清朝の學者

陳目綱(乾隆) 漢志武成日月表

錢大昕(乾隆) 三統術衍。二十二史攷異。

李銳(嘉慶) 召誥日名攷。三統術注。

召誥日名攷は、殷歷紀年の周初年代、即ち克殷の年を前一〇七〇年として周初の日月を研究して居る。

林春溥(嘉慶) 古史紀年。古史考年異同表。

竹書紀年補證。武王克殷日記。

古史の研究に盡せる努力は頗る多とすべきものであるが、周初の年代に就ては今本竹書紀年に従ひ、前一〇五一年を採らんとして居る如きは惜しむべきことである。

姚文田(道光) 周初年月日歲星攷

伐殷の年を前一〇六六年と推定し、顓頊歷によりて周初の日月を研究して居る。

朱右曾(道光) 逸周書集訓校釋。

汲冢紀年存真

克殷の年を前一二二年とし、所謂周歴を用ひて逸周書を解釋して居る。

成蓉鏡(道光) 尙書歴譜

三統歴によりて周初の日月を研究して居る。

以上の研究は、要するに一も劉歆以上に出でないのであるが、近頃に至りて之を突破したものは故王國維である。

王國維(民國) 生霸死霸考。

古本竹書紀年輯校。

今本竹書紀年疏證。

王國維の生霸死霸考は、恐らく俞樾の生霸死霸考及び吳承志の哉生魄解詁經精舍三集を承けて、これを完成したものであらう。

(15) 通覽

以上古來の研究を通覽すれば、周初克殷の年代に對しては

- (イ) 前漢末劉歆の推算 西紀前一一二二年巳卯
- (ロ) 後漢殷歴派の推算 一〇七〇年辛未

(ハ) 唐初一行の推算

一一一一年庚寅

の三つより外にはない。しかも何れも同一の材料を同様の方法にて研究したものであり、たゞ(イ)は三統歴、(ロ)は殷歴、(ハ)は大衍歴にて推算したゞけの差で、一月壬辰旁死霸の旁死霸を月の如何なる相に當てるかといふ點に於ては、三者共全く同様の謬見に陥つて居る。此主要なる點に於て誤つて居る以上、枝葉の點に就ての異同は殆ど問題ではない。劉歆以來二千年一も傾聽するに足る程の研究がないのは怪しむに足らぬ。王國維の生霸死霸考は實に漢代以來蹈襲の誤を正して始めて新生面を開いたものであるが、たゞ其出づることの甚だ遅かりしことが憾まれる。

以上三個の推算の外には竹書紀年は

- (ニ) 周王歴代の積算によりて 西紀前一〇五一年庚寅

といふ年代を與へるのではないかと疑はれて居たのであるが、これは全く今本竹書紀年作製者の誤解に基き、(ハ)の推算年代より六十年を減じて作爲したものである。其錯誤の因由を明かにして見れば、少しも顧る價值のないものである。

周初年代の決定

(1) 武王克殷の歳

生霸死霸に關しては王國維の解釋に従ひ、古き文獻の根據としては

武成 一月壬辰旁死霸(周初當時の記録)

周語 昔武王伐殷、歳在鶉火(戰國時代の記録)

の二つを取り、

武王克殷は 西紀前一〇六六年

と推定する。

當時は一定の曆法はないが、時々歳終閏を置きて夏正に近き月の數へ方に調節し、日の數へ方は、三日月の見え始めを朏とし、月の初日とし、朏より始まる一ヶ月を七日毎に區切りて

初吉 既生霸 既望 既死霸

の四部に分ち、終りの既死霸は八日若くは九日として翌月の朏が始まるまで続ける

ことゝして日を數へたものと思はれる。

伐殷の歳に就ては

一月戊辰(5)朔 (夏正十二月に當つて居る)

壬辰(29)二十五 旁死霸

癸巳(30)二十六日 } 武王出發

二月戊戌(35)朔

戊午(55)二十一日 渡孟津

庚申(57)二十三日 既死霸

癸亥(60)二十六日 夜陳

甲子(1)二十七日 誅紂

三月丁卯(4)朔

四月丁酉(34)朔

丙午(43)十日 既旁生霸

周初の年代

庚戌(47)十四日

辛亥(48)十五日

乙卯(52)十九日

祝捷祭

として武成の日月は少しも支障なく、皆よく納つて居る。二月戊午は書序に一月戊午とあるものであるが、これは書序の著者が三正論に累されて二月を一月に誤つたものと認める。

(2) 周初の年次

第七節に論じたる所により、次の如くに推定する。

- 1 克殷の年 西紀前 一〇六六
- 3 訪箕子、武王崩 洪範惟十有三祀 一〇六四
- 4 周公攝政元 伯禽封、晋始封 一〇六三
- 10 攝政七年 召誥、洛誥 一〇五七
- 11 成王親政元 一〇五六
- 40 成王崩 顧命 一〇二七

- 52 康王十二年 畢命 一〇一五
- 58 康王十八年 伯禽薨 一〇〇九

(3) 周初歴代の周王及魯公在位年數 第十節に論じたる所により、次の如くに推定する。

(克殷 1066 B. C.)			(共和元 841 B. C.)		
武王	3		伯禽	55	
成王	{ 7 30		考公	4	
康王	26		煬公	16	
昭王	24		幽公	14	
穆王	55		懿公	50	
恭王	12		厲公	37	
懿王	25		獻公	32	
孝王	15		眞公	14	(30の内)
夷王	12				
厲王	16				

(4) 周の世

共和以後は史記に年表もあり其紀年に就ては少しの疑もない。武王克殷から根王五十九年前(二五六)に至るまでの周の世は八百十一年となり、従来劉歆の推算に基いて認められて居つた年數八百六十七年よりは五十六年程短かいことゝなる。

周初の年代

一七九

(5) 周初より春秋に至る月朔表

第六節に於て周初年代推定のために作製したる周初月朔表を春秋まで繼續し、西紀前一一四九年より西紀前七二三年まで、四百二十七年間の推定月朔表を作製する。これに「春秋長歴」にて考定したる春秋朔閏表を接續せしむれば、周初前より春秋末まで（前一一四九——前四七九）前後六百七十一年間の朔閏は一目瞭然に知ることが出来る。

前七二三年十二月辛巳¹⁸朔は春秋隱公元年正月辛巳朔に當り、さきに「春秋長歴」にて推定したるものと丁度よく一致して居る。十月之交、朔日辛卯²⁸の蝕は、幽王六年（前七七六）か又は平王三十六年（前七三五）か、容易に決し難いものであるが、若し前者とすれば其當時は夏正八月を十月と稱へて居つたことになるので、其前に誤つて二閏を失したものである。若し後者ならば、夏正十一月朔を十月朔と稱へて居つたことになるので、其前に誤つて一閏多く入れすぎたものであらう。

餘論

(1) 受命元と即位元

武王克殷の歳を決定したる上にて、武王即位、文王受命はそれより何年前かといふ問題が残つて居る。これは畢竟洪範にある惟十有三祀、及び書序にある十有一年が、受命から數へたものか、即位から數へたものかといふ問題であるが、これは今日よりして適確に決定することは困難である。逸周書及び今本竹書紀年を以て即位紀年説に有利なる證據と見んとする人もあるが、逸周書は後漢末以後に改竄された部分が多くあり、今本竹書紀年は明代に作爲されたものなので、共に決して古き傳統の證據とすることは出来ない。古き文献を受命紀年説と即位紀年説との二派に分類して見れば次の如くである。

受命説

尙書大傳。

史記。

劉歆。

鄭玄。

東晉引竹書紀年。

即位説

呂氏春秋。

逸周書。唐書歷志。今本竹書紀年。

呂氏春秋には首時篇に

武王立十二年而成甲子之事

周初の年代

とあるのであるが、こゝに十二年とあるのは注意すべきことである。これは唐書歴史の如くに「蓋通成君之歲也」と簡単に片付け去るべきものではない。これは必ずや武王伐殷を以て十一年から始まり十二年始めに終つたと見る考に基いて記したものに相違ないと思はるゝので、孟冬十月を以て年の始めとする秦時代の考や、古顛頊歴によつて武成を解釋して居る國語の考へ方とは明かに調和しない。これが呂氏春秋の中にあるといふことは甚だ諒解に苦む所である。或は後漢末に高誘が注釋を施す以前の或る人か、又は更に疑へば高誘自身の手によりて多少の改竄を加へられたものではないであらうか。

若し呂氏春秋のこの文を後漢末以後のものとするのが出来るれば、我々の右の分類表によりて、受命紀年説は古來の説であり、即位紀年説は後漢末頃から始めて唱へ出された説であると見ることが出来る。なほ唐書歴史に

管子及家語以爲十二年。蓋通成君之歲也

とあるが、この事は通行本管子及び家語には共に見えない。

(2) 殷初の年代

既に第九節殷歴の條に論じた如く、殷初年代の推定に就ては、劉歆も殷歴派も共に尙書伊訓篇を唯一の文献として推算の根據として居るのであるが、私が嘗て研究した所「拙著論文」二十八宿の傳來を論ず「參照」によれば、朔を以て月の初としたのは周初頃に二十八宿法を應用してから後のことであり、それ以前には朏が月初で、朔といふ文字すらもある筈がない。伊訓篇の朔も後から書き加へられたものであることは疑ふべくもないのであるが、朔でなければ伊訓篇は年代推定の材料とはならず、何等の手懸りともなるべきものではない。従つて劉歆の殷祀六二九も、殷歴の殷祀五〇八も、共に何等の根據なきものとして斷じて抛擲しなければならぬ。

すでに伊訓篇を捨て、劉歆と殷歴派の推算を捨てることゝしたる上にて、其外に殷初の年代を推定するに足るべき材料は殆ど無い。我々は成るべく古き傳説を求めて、大約殷祀何程と定むるより外はない。

(イ) 左傳宣公三年に王孫滿の話として

桀有昏德。鼎遷于商。載祀六百。

商紂暴虐。鼎遷于周。成王定鼎于郊廓。卜世三十。卜年七百。天所命也。

周徳雖衰。天命未改。鼎之輕重。未可問也。

とある。これは無論宣公當時(前六〇六)の王孫滿の談話ではなく、戰國中期に左傳製作者の作つた話と見なければならぬであらうが、左傳の著者は前三五〇頃に最早周の運命も末なりと見て居り、成王定鼎を克殷後十五六年頃の前一〇五〇頃と見て居つたとすれば、卜年七百は丁度實際の數に適合して居るので、殷祀六百といふて居るのも大體當を得て居るものと見るべきであらう。

(ロ) 孟子に

公孫丑章 由周而來七百有餘歲矣

盡心章 由堯舜至於湯五百有餘歲 中略

由湯至於文王五百有餘歲 中略

由文王至於孔子五百有餘歲

由孔子而來至於今百有餘歲

といふて居る。孔子は前四七九に七十三歳にて沒せられ、孟子の活動して居つたのは前三三〇前後であらうと思はれるので、孔子沒後百五十年前後であるのを百有餘

歳といふて居り、周初以來は七百三十四年であるのを七百有餘歳といふて居るので、今湯より文王に至る五百有餘歳といふのを五百四十五年と見、文王享國五十年と見れば、大體殷祀六百程度のものといふことになる。

(ハ) 後漢書律曆志張衡曆議に律歷志世經を批難して

横斷年數。損夏益周。稽之表紀。差謬數百。

といふて居り、夏と周の年數のみを擧げて、殷の年數に就ては何とも批評して居らぬ。これは世經の算出せる殷祀六二九は、後漢時代の人には大體至當なるが如く見られて居つたことを示すものではないかと想像される。

(ニ) 晋書東晉傳に夏年多殷とあるが、これに對して何程の信用を置くべきかは決し難い。或は紀年に欠損多きがために算へ誤りたるものではあるまいか、私は多少の疑をかけたと思ふ。

(ホ) 太平御覽に史記曰として殷王の在位年數を引用せるものが數多くある。言ふまでもなく史記といふのは誤りで、或は古本竹書紀年から引用したるものではないかと疑はれるのであるが、しかし凡ての殷王の年數が完備して居らぬので、これにより